

季刊

# 人口問題研究

第7卷・第4号

昭和27年3月刊行

貸出用

## 調査研究

人口と近代的公衆衛生との基本的関係  
商品作物地帯における農村人口の実態分析

—静岡県小笠郡小笠村における農家人口  
の社会的分化を中心として—

館

稳

1

## 資料

フランス国立人口問題研究所の概要

岡崎文規 45

昭和二四・二五年度における産児調節実態調  
査結果の概要

篠崎信男 46

## 雑報

定例研究報告会——研究資料の刊行

茂林 24

受胎調節普及に関する閣議の決定——財

団法人人口問題研究会顧問の追加

50

## 統計

人口問題研究所第四回簡速静止人口表  
昭和二五年国勢調査結果(三)

83 60

厚生省人口問題研究所編集

# 調査研究

## 人口と近代的公衆衛生との基本的関係

館

稔

### 一課題

目次

#### 一 課題

#### 二 近代的公衆衛生の歴史的発展

- (一) 序説
- (二) 前史
- (三) 確立期
- (四) 発展期
- (五) 括要

#### 三 人口と近代的公衆衛生との一般的関係

- (一) 序説
- (二) 公衆衛生の対象としての人口

#### (三) 人口政策不变の基本的一環としての公衆衛生

#### (四) 公衆衛生の診断学的指標としての人口現象

#### (五) 公衆の健康を支配する社会的経済的諸条件の決定要因としての人口現象

- (六) 括要

一般に、人口は公衆衛生の基礎であるといわれている。また、公衆衛生は人口政策の根底であるともいわれている。その他、人口と公衆衛生との緊密な関係にしばしば言及されている。このように、人口と公衆衛生とが極めて密接な不可分の関係をもつてているという事実は、すでに認識せられているが、それにもかかわらず、人口と公衆衛生との一般的関係を体系的に論述した文献は、私の察聞をもつてするかぎり、わが国においては、むしろ非常に乏しいといつてよい。

人口と公衆衛生との一般的関係という課題は、いろいろの立場や角度からこれを考察することができる。たとえば、公衆衛生の側からこの関係を論ずることもできるし、人口の側からこれを考察することもできる。或いはまた、両者以外の第三者的立場からこれを取扱うものができるであろう。この稿は人口の側からこの課題を説明しようという一つのささやかな試みである。

そして、ここでは、先ず、公衆衛生、特に近代的公衆衛生の概観

を明らかにし、次に、人口の概念を説明し、両者の一般的関係を考察しようと思う。一見、明らかと思われる公衆衛生の概念は、この稿の目的からみて、必ずしも明確であるとはいえない。特に近代的公衆衛生の本質等については、少くとも、わが国においては、これまで、ほとんど論ぜられていないようと思われる。そこで、まず、私は、近代的公衆衛生の本質を明らかにすることから出発するが、

近代的公衆衛生の本質はその具体的な歴史的発展のうちに見出されると考える。近代的公衆衛生の最近の発展については内外の文献が必ずしも少くない。しかるに、近代的公衆衛生の本質を規定するその発生期の文献は特にわが国において極めて少い。そこで、この稿においては、発生期についてやや詳細に、新しい時代に至るほど簡単にこれを敍述しようと思う。

## 一 近代的公衆衛生の歴史的発展

### (一) 序 説

ただ單に公衆衛生が個々の人人ではなしに、集團としての社会の人人を疾病から護ることであるという形式的な観念から見れば、公衆衛生の歴史は古代ローマ、古代ギリシャ、古代ペルシヤ、やいには<sup>(1)</sup>遠い原始社会にまでさかのぼることができる。原始社会において伝染病が流行した時に、村はずれの川に綱を張つて白や赤の旗を結びつけて通行止めとしたターブーも、この意味では一種の公衆衛生の実践であった。公衆衛生学の權威 C.-E.A. Winslow<sup>(2)</sup>が指摘しているように、この魔法が個人の福祉に限られないで、社会全体を保護するという種族的慣行として実践される限り、当時の知識の範囲内において、それはたしかに公衆衛生の実践であると呼んで差支えあるまい。また、公衆衛生の概念の重要な要素である集團の健康、予防等の概念はたしかに『医学の父』Hippocrates[460B.C. 出

生]にまでさかのぼることができる。なおまた、十八世紀以降における最広義の医学並びに生物学、化学、物理学、数学、統計学等関係諸科学の飛躍的発展に基づいて、近代的公衆衛生の特色が高度に科学的であるという点にあることもたしかである。

- (1) 野辺地慶三「公衆衛生学概論—古屋芳雄監修公衆衛生学第1輯所収、昭和二十三年P. 3。  
川畠愛義「公衆衛生學要說」—眞田正三監修「公衆衛生學」、第三版、昭和二十三年、pp.17~21.  
(2) C.-E.A. Winslow: Art. "Public Health"—The Encyclopaedia of the Social Sciences, vol. XI, 1937, P.646.

しかし、近代的公衆衛生のやうに重要な特色は問題を社会問題として問題とし、衛生の社会化、或いは民主化を実現することを目指とする運動、或いは少くとも社会運動と密接に結びついているといふ)にあると私は考える。

この意味での近代的公衆衛生運動もまた近代社会経済を生み出した産業革命の所産である。近代的公衆衛生運動の歴史が、先んじて産業革命の華やかな收穫とその苦惱とをもたらし、つぶさにこれを体験したイギリスに立帰ることは当然である。私の近代的公衆衛生の歴史も、この意味で、イギリスを中心とする。

かの著名な Sir George Newman<sup>(3)</sup>は不朽の名著において、公衆衛生行政組織の發展という見地から、イギリス近代的公衆衛生行政の歴史を三つの時期に区分して敍述している。すなわち、(1) E. Chadwick が救貧法委員会の委員補佐に任命され近代公衆衛生行政中央組織の基礎工事が一応完成されるに至るまで〔一八三三~一八六八年〕を第一期の建設時代とし、(2) 地方行政組織の建設拡充期たる一八六九~一九〇〇年を第二期とし、(3) 以後一九三九年に至るまでを第三期としている。この時代区分は公衆衛生行政組織

の発達に着目した区分であつて、私の立場からする区分とは多少その標準が異つてゐる。けれども、この行政組織の発達は、結局、各時代の條件の下における公衆衛生運動の結晶に外ならないから、時差を考慮すれば大体この区分によることができる。しかし、社会問題として公衆衛生問題が取り上げられたのは一八三二年よりはるかに以前であつた。また、Newman は第二期を一八六八年をもつて区劃しているが、全国的な公衆衛生組織網の建設拡充期たること

時代はいわば近代的公衆衛生運動の前史を形成する。

(3) 一九〇七—一九三五年、イギリス教育局技監、一九一九—一九三五年、同保健省技監、Sir George Newman: The Building

of A Nation's Health, 1939.

(4) Werner Sombart: Sozialismus und soziale Bewegung, 8 Aufl., 1919. 林要訳 社会主義及び社会運動、第三版、昭和三年

において、たしかに他の時期と区別さるべき行政組織上の一つの重大な時期である。その背後にある公衆衛生運動は一八五〇年頃を転機として眞の社会運動と結びつくようになつた。イギリスの眞の社会運動は一八五〇年頃に形成されたと見るべきである。公衆衛生運動がその近代的特色を明確にしてきたのもこの頃からであつて、大體において Newman の二期以降に属する。従つて、それ以前の

### (1) 前 史

いうまでもなく、近代的公衆衛生運動は近代社会の発展のうちに、これに伴つて展開した。近代社会が生まれ出る陣痛期ともいふべき未曾有の混乱的過渡期がすなわち産業革命（一七六〇—一八三〇年）である。近代的公衆衛生運動の芽生えは産業革命の嵐の中に芽生えている。この間において産業革命の進展過程を紀念すべき主

第1表 イギリス産業革命一覽表

年次	事 件
1760	産業革命開始
1764	Hargreaves の jenny 機の発明
1768	Watt の蒸気機関の発明
1769	Arkwright の紡績機の発明
1774	John Howard 刑務所の衛生的改善を唱う。
1775	Crompton の mule 機の発明
1776	Adam Smith の「国富論」
	U.S. 独立宣言
1779	Crompton の mule-jenny 機の発明
1782	製鉄業に蒸気機関の使用
1783	蒸気船の企図
1784	Lancashire の紡績工場におけるチブスの流行
1785	Cartwright の力織機の発明
1788	第1次煙突掃除法
1789	フランス革命
1790	U.S. 第1回人口調査
1791	労働者通信協会の成立
1792	農村家婦暴動
1796	Edward Jenner の種痘法の創始
1797	「熱狂時代」の開始
1798	T.R. Malthus の「人口原理」初版
1799	労働組合禁止法
1800(頃)	空想的社会主义の勃興
1801	イギリス第1回人口調査
1802	第1次工場法
1807	Fulton の汽船
1812	Glasgow の general strike
1813	力織機の完成
1815	「熱狂時代」終る
1815-22	機械破壊運動
1816	農村暴動
1820	Jeremy Bentham 保健省設置提唱
1822	Glasgow の general strike
	Francis Place 「人口原理の論証」
1824	労働組合禁止法の廃止
1825	Stevenson の汽車
	最初の経済恐慌
1830	産業革命終る
1831-2	コレラの侵入
	Turner Thackrah の「健康及び壽命に対する職業の影響」
1832	選挙法の改正
	E. Chadwick 救貧法委員会の委員補佐に任命さる
1837	人口動態統計登記制度の確立

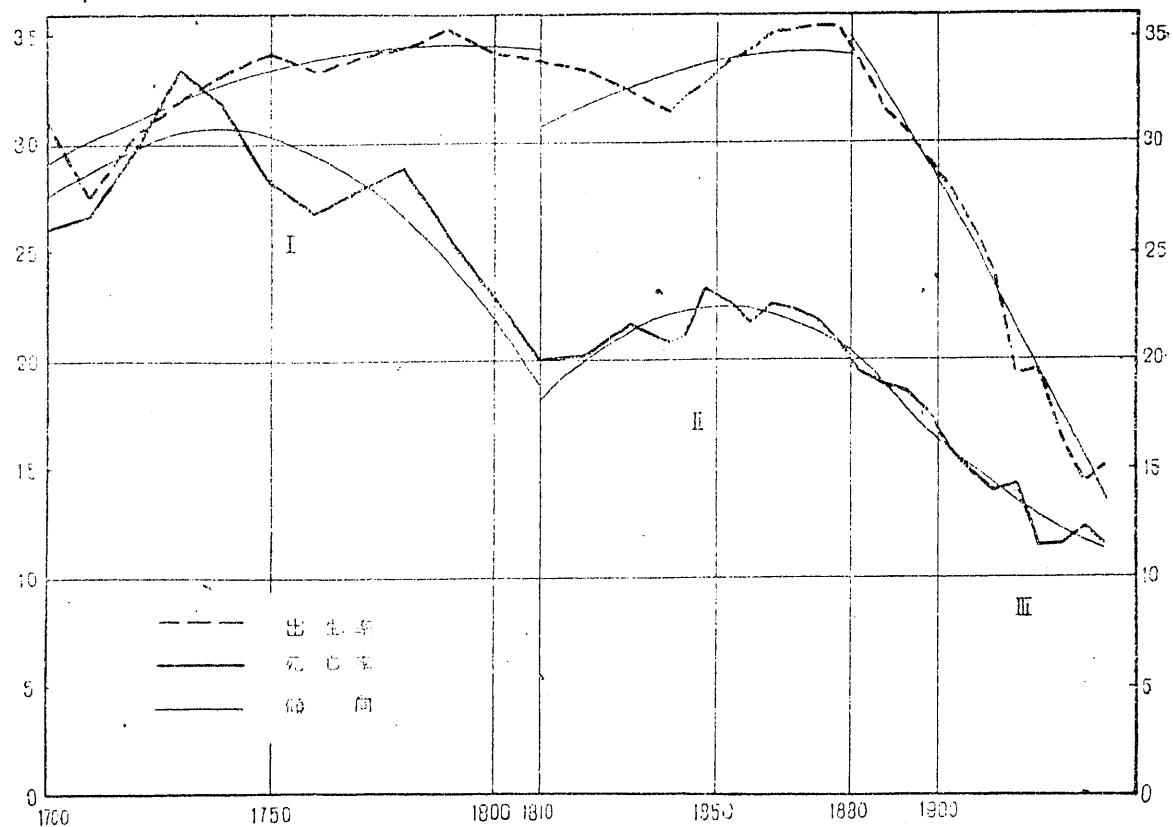
な出来事を拾つて表示したものが第一表である。これによつて見て  
も、相次ぐ技術上の発明とその生産過程への応用とによつて、いか  
に急激な産業上の革命、ただに、それが産業上の革命たるにとどま  
らず、社会生活の全面に根本的な変革をもたらしたかということは  
大約これを推測することができる。革命はまず紡績業において始ま  
り、織維工業の全面に及び、鉱山業、製鉱業その他重工業、交通業  
等を根本的に変革した。この革命によつて工場制度が確立し、いわ  
ゆる『資本家的生産』の支配を決定的たらしめ、産業未曾有の発達  
の全面に労働者階級を分化成立せしめ、そのみじめな生活状態は階  
級的対立抗争の基盤となり、社会運動を生み出す母胎となつた。こ  
のように産業革命は産業、経済生活の革命であつたばかりではなく、  
社会生活の全面を変革して近代社会を生み出したのである。

封建制度の下に土地に結び付けられた農民は土地から追われ  
て、いわゆる『貧民』となつた。都市では新しい工場が新しい機械  
によつてにぎわつた。農業を追われた貧民は都市に集つたが、新し  
い機械は著しく労働力の節約を可能ならしめ、就業の機会は急速十  
分には増加しなかつた。新しい生産方法のために婦人や児童の労働  
で間に合う部分が多くなつた。子供達が歩けるようになるとたちまち幾千とかためて  
工場へさらわれて行つた。最初には、これ等の子供達はロンドンの  
救貧機関から『徒弟』として荷馬車に乗せられて、親兄弟に離れ、  
激しい労働と貧困との生涯をめざして運ばれて行つた。これ等の新  
興工業都市の子供の人口が増えるにつれて、工場經營者達はロンド  
ンから救貧法による徒弟を運ぶよりも、地元の『手』を雇うことが  
一そく容易であり安あがりであることを知つた。九歳、七歳、否五  
歳の幼い子供達がマンチエスター・ヤリーズやマクレス・フイルドの  
不衛生な綿糸、羊毛、綿糸工場で、不完全な通風、よごれた空気の  
中で、毎日十二時間、否それ以上の時間を労働に従事したのであ

(5) このような生活状態の上に、時々、魔物のように伝染病が襲つた、華やかな産業革命の歴史の背後に、貧困、悪徳、不健康、悲惨な実情を描いた記録が沢山ある。これ等の事実によつてもわれわれは当時の社会における集團としての健康状態をほぼ推測することができる。

(5) G.Newman: *ibid.*, p. 370

これ等の陰惨な事実は当時の社会問題の中心となつた。問題はゴ  
ウゴウとして議論せられた。空想的社会主義者は問題の根源を専ら  
社会制度の欠陥に帰した。これに反対して、Sir Thomas Robert  
Malthus [1766—1834] は、問題は社会制度の欠陥にあるのではなく  
て、人口增加によることを主張した。彼によれば社会の貧困、悪  
徳の根源は人口にあり、すなわち、『貧民』自体にあるということ  
になる。このようにして近代的人口問題が問題となり、これに対応  
する人口理論として Malthus の『人口原理』が生れた。近代的公衆  
衛生が社会問題として問題とされるに至つたのもこの時代において  
であつた。すなわち、近代的人口問題の発生と全く同一の社会的環  
境の下において近代的公衆衛生運動発生の芽生えを見るのである。  
産業革命期におけるイギリスの人口動態、特に死亡率がいかに高  
いものであつたかは上述の極めて断片的な社会状態の素描によつて  
も大略これを推測することができる。しかし、これ等の時代はイギ  
リス人口動態統計制度確立以前であつて、〔第一表〕、その人口動態  
を知る正確な統計資料は存在しない。幸い、できる限りの資料を集  
め、これに補正を施して研究した Griffith の研究がある。<sup>(6)</sup> また著  
名な M.C. Buer の研究も参照した。<sup>(7)</sup> これに一八四一年以降 Kucz-  
ynski の資料に基いて算定したものを接続せしめ、さらにその後の  
数字を附加えて表示したものが第二表である。またさらに私は第  
二表をグラフとして次の図を作つた。視察によつて死亡率の傾向が



第2表 1700年以降イギリス人口動態

年 次	出生率	死 亡 率	自然增加率	年 次	出生率	死 亡 率	自然增加率
1700	31.1	26.0	5.1	1856--60	34.4	21.8	12.6
1710	37.5	36.7	0.8	1861--65	35.1	22.6	12.5
1720	30.5	29.7	0.8	1866--70	35.3	22.4	12.9
1730	32.0	33.4	-1.4	1871--75	35.5	22.0	15.5
1740	33.3	31.7	1.6	1876--80	35.4	20.8	14.6
1750	34.1	28.2	5.9	1881--85	33.5	19.4	14.1
1760	33.3	26.7	6.6	1886--90	31.5	18.9	12.6
1770	34.0	27.9	6.1	1891--95	30.5	18.7	11.8
1780	34.4	28.8	5.6	1896--00	29.3	17.7	11.6
1790	35.4	25.7	9.7	1901--05	28.2	16.0	12.2
1800	34.2	23.1	11.1	1906--10	26.3	14.7	11.6
1810	33.8	20.0	13.8	1911--14	24.1	14.0	10.1
1820	33.4	20.3	13.1	1915--19	19.4	14.4	5.0
1830	32.4	21.7	10.7	1923	19.7	11.6	8.1
1840	31.4	20.8	10.6	1928	16.7	11.7	5.0
1841--45	32.3	21.4	10.9	1933	14.4	12.3	2.1
1846--50	32.8	23.3	9.5	1938	15.1	11.6	3.5
1851--55	33.9	22.7	11.2				

著しく異なる 1790 年と 1800 年とそれ以後の時期に二つを区分し、これぞに三次の抛物線を當てはめて傾向の特色を捕えるに便ならしめた。<sup>(10)</sup>

(11) G. Talbot Griffith : Population Problems of the Age of Malthus, 1926, chap. 2, pp. 27-44.

(12) M. C. Buer : Health, Wealth, and Population in the Early Days of the Industrial Revolution, 1926, chap. II and III.

(13) R.R. Kuczynski : The Measurement of Growth of Population, 1936, pp. 230-233, 248-249.

(14) 以下の説明における傾向線の方程式は次のようにある。

$$\begin{aligned} I & \left\{ \begin{array}{l} \text{出生率 } y = 28.9657 + 0.1196x - 0.00065x^2 \\ \text{死亡率 } y = 27.4581 + 0.1655x - 0.00219x^2 \end{array} \right. \\ II & \left\{ \begin{array}{l} \text{出生率 } y = 34.0496 + 0.0193x - 0.00108x^2 \\ \text{死亡率 } y = 22.3848 - 0.0321x - 0.00255x^2 \end{array} \right. \\ III & \left\{ \begin{array}{l} \text{出生率 } y = 35.4702 - 0.3177x - 0.00082x^2 \\ \text{死亡率 } y = 21.0582 - 0.2302x + 0.00109x^2 \end{array} \right. \end{aligned}$$

これ等の資料によると見ると、十八世紀前半において著しく高かつた死亡率は十九世紀初頭に至るまで産業革命の進展によって漸次減退の傾向を示している。十八世紀を通じて出生率も上昇したが自然増加率の拡大は死亡率の減退に基いている。<sup>(10)</sup> いわゆる著しい死亡率の減退が起つたことは、Griffith によれば、医学の進歩、医療施設の発達、都市における上下水道等の施設の実現等によつている。<sup>(11)</sup> 死亡率はこの間減退傾向を示したとはいうものの、いまだ 1800 年以上になるとおりであるので決して低い死亡率ではなかつた。十八世紀以降一八八〇年頃までは前世紀を通じて低下傾向を示した死亡率はその傾向をあらため、停頓ないしはいくらかの反騰をもえ見せることに至つた。<sup>(12)</sup> ような十九世紀前半における死亡率の上昇は特に工業都市において著しかつた。第三表は明らかにそれを示してい

第3表 19世紀における工場都市の死亡率

年	正率 死亡 率死	補正率 死亡 率死	補正率 死亡 率死	補正率 死亡 率死
1801	22.28%	24.50%	25.61%	—
1811	22.06	24.26	25.36	23.50
1821	20.20	22.40	23.57	23.78
1831	20.69	22.75	—	—
1840	30.80	—	—	—

Griffith : ibid., p. 185 による。工場都市は Birmingham, Leeds, Bristol, Manchester 及び Liverpool の 5 市。

る、この重要な事実を Griffith は産業革命の進展による人口の都市集中、工場地域の特に不健康な生活環境の累積等が医療その他の衛生施設の普及発達の効果を打消すほどの勢いであつたことをもつて説明している。<sup>(12)</sup> イギリス近代的公衆衛生運動はこの期間に準備時代を経過した。十九世紀末以降二十世紀を通じての死亡率の著しい減退はこの期間を通じて発現したはげしい出生減退の結果でもあるが、その影響を除去してなお死亡率の実質的改善を認めることができるのである。それが公衆衛生運動の効果である。

とに疑いはない。<sup>(13)</sup>

(10) ちなみに、結果的に見れば、当時の人口動態の実情に照らして Malthus が人口増加の抑制の重点を出生率においていたりなど、當時の人口増加に関する限りは当を得てしない。この点 Griffith の指摘する通りである。

G.T. Griffith : ibid., chap. IV, chap. XI.

(11) G.T. Griffith : ibid., chap. II, chap. VIII, chap. X. 参照。

(12) G.T. Griffith : ibid., chap. VIII. 参照。

(13) Adolphe Landry : La Révolution Démographique, pp. 20, 28. 参照。

話をもとに歸そう。イギリス近代的公衆衛生運動の芽生えは Malthus の「人口原理」初版発行の以前いややの頃。Winslow

はその先駆者として、一七七四年、刑務所の衛生的改革を唱えた人道主義者 John Howard [1726—90] を掲げている。<sup>(14)</sup> なお彼にして忘れてならないことは、彼がまたこの問題の性質と重要性とを統計的方法によつて体系的に捕え論証した最初の人だということである。<sup>(15)</sup> 公衆衛生が社会の集團としての衛生である限り、集團の量的表章を本質とする統計的方法とは不可分の関係がある。つとにその先駆者の論証に公衆衛生と統計との深き関係が見出されるということとは興味ある事実である。もとよりその先駆者は Howard 一人に止るものではない。だが、イギリス公衆衛生の先駆者達は、いづれも、医師でもなければ学者でもなかつた。この事実は近代的公衆衛生運動の特質を物語るものとして極めて重要である。

(14) C.-E.A. Winslow: *ibid.*, p. 647.  
(15) Sir Arthur Newsholme: *The Elements of Vital Statistics*, new ed. 1923, p. 23.

なお、一二、三の先駆的事例を掲げておこう。産業革命の『嵐と熱狂の時代』を経過しつつ勢い問題の重点は工場労働、幼少年労働の保健状態に集つて行つた。一七八四年、Lancashire の Runcifffe の紡績工場の少年労働者の間にチフスが猛烈に流行した。その他類似の伝染病が相次いで発生した。三人の医師、Aiken, T. Percival 及び Ferriar がその恐るべき惨禍について報告し、真相を調査するためには委員会が設けられた。これこそ工場少年労働者保護に世の関心を集中した最初の事件であった。<sup>(16)</sup> 石川光照博士はの Percival について、一八世紀の末頃イギリスの Thomas Percival という医師は工場労働者の病氣を調査してその病氣の発生と不良なる衛生状態とが密接な関係を保つてゐることを指摘したのであります。パーソナルの所論は労働者の生活問題が一つの社会問題として論議検討される契機を提供したことにも大の示唆を受けるのであります。<sup>(17)</sup> といつて、これと類似した悲惨な出来事が所々に繰り返され、産業革命が熱狂時代に入るにつれて拡大再生産されていった。

(16) G. Newman: *ibid.*, p. 371.  
(17) 石川光照 公衆衛生発達史概観—公衆衛生講座、第四輯、昭和二十二年、p. 7.

に進め一八一九年、工場法の制定を見たが、すつかり骨抜きにされてしまった。けれども Newman が指摘する通り、彼は工場に採用される少年の健康と教育とのために戦つた人道主義者の長い歴史の最初の人であり、彼の主張による工場法は、<sup>(19)</sup> 何の種の工場立法の最初であり、工場労働を統制する義務と責任とを国家に課したものである。<sup>(20)</sup> ように初期の公衆衛生運動は Owen 流の社会運動の内にみりみていたのである。

- (18) 阿部知二訳 水の手、昭和二十一年。  
(19) G. Newman: *ibid.*, p. 361.

当時の社会思想に重要な影響を與えたのは哲学者 Jeremy Bentham [1748—1832] の功利主義 [Utilitarianism] の理論である。苦痛を避けて快樂を求めるのが人間の本質である。されば『最大多数の最大幸福』[The greatest happiness of the greatest number] を実現することが社会結合の根本原理である。それゆえに最大多数の最大幸福をもたらすことが最高の道徳であり、政治の窮屈の目的であると唱えた。この立場から彼は種々の社会問題に多大の関心を寄せたが、疾病を予防し、治療し、人々の健康を護ることとは國家の責務であると考え、公衆衛生問題にも重大な社会問題として深い注意を払つた。彼は上述の J. Howard の運動にも大いに同情をよせ、独自の見解に基いて刑務所の改革を唱えた。公衆衛生問題に関する彼の見解は、後に述べるごとく、彼の高弟 E. Chadwick を中心とし、その他少なからぬ同学派の人々によつて漸次実現せられるに至つたが、Owen の工場法制定の翌年、一八二〇年、<sup>(21)</sup> 保健省の設置を提唱した。イギリス保健省 [Ministry of Health] の設置はその後約一世紀を経過して一九一九年漸く実現を見た。とにかく初期の公衆衛生運動と J. Bentham とは切り

離し得ない関係にあり、Chadwick を始め Bentham の高弟等を中心としてイギリス公衆衛生行政の基礎が築かれたことを忘れてはならない。

- (22) William L. Davidson: Political Thought in England—The Utilitarians from Bentham to J.S. Mill, 1915, pp. 7-13. 特  
々 PP. 30, 83, 108.  
G.T. Griffith: *ibid.*, p. 258.  
G. Newman: *ibid.*, p. 116.

イギリス選舉法改正によって記憶される一八三二年は公衆衛生運動史上の上からもまた重要な年である。それは一八三一—二年にコレラが浸入し異常な sensation をまき起しただけではない。また、イギリス最初の産業衛生学上不朽の文献 Thackrah の名著が出版されただけでもない。イギリス近代公衆衛生制度の建設者 Sir Edwin Chadwick [1800—90] が救貧法の施行状況に関する調査委員会の委員補佐に任命せられ公衆衛生行政が始めて建設の緒についた年だからである。今一〇は Owen の工場法案以来少年工場労働者保護の急が呼ばれ法案に次ぐに法案を以てしたが、常に、新興資本の利益を阻害するものとして何等の進歩も実現され得なかつた。一八三年、Michael Sadler を委員長として下院に少年工場労働委員会が設置せられ、翌一八三一年、公衆衛生運動史上逸すべからざる大人物、Chadwick と親交のあった Lord Anthony Ashley Cooper, Seventh Earl of Shaftesbury [1801—85] が敢然と立つて工場労働者の福祉なべして国民の福祉はあり得ないと主張し、公衆衛生運動の歴史の舞台に登場した時であるからである。Sadler 委員会の結果、一八三三年改正工場法が成立した。この工場法も決して十分なものではなかつたが、(一) 工場監督官制度と(二) 義務教育制度を創始したりとは重要である。すなわち、九一十三歳の工場少年

労働者は日曜日以外毎日二時間は学校に行かなければならぬ」と  
が始めて規定せられた。<sup>(22)</sup>

一八八一年である。

- (21) Turner Thackrah: *The Effects of Arts, Trades und Professions on Health and Longevity*, 1831-2.  
(22) G. Newman: *ibid.*, pp. 362-265.

一八三三年、E. Chadwick は彼が作成した報告書の功によつて委員に昇進した。翌一八三四年には救貧法が改正されて新しく委員会が設けられたが、彼はその secretary に任命された。

一八三八年、<sup>(1)</sup>の委員会は内務大臣に対しても重要な建議を行つた。すなわち、(1)或る種の疾病は救貧税の負担を過度に大ならしめてゐる。(2)かかる疾病の原因となる有害なもの〔“nuisance”〕を予防する政府の対策が望ましい。(3)民生委員会〔Boards of Guardians〕にかかる有害なものを摘発する権限が與えらるべやうである。(4)この委員会は三人の医師に委嘱してロンドン市区における予防し得る疾病及び死亡の蔓延状況及び原因を調査せしめる。常置委員会或は、政府の一部局が初めて直接責任をとつたという点で記憶されるべきである。なお、私はこの建議が近代的公衆衛生の考え方の一つの重要な側面を初めてまとめていることが注目に値すると考える。すなわち、(1)疾病は社会の全面的な経済的負担であると、(2)その疾病は集團として予防することができるといふこと、(3)その予防は生活環境の改善によつてなし得るといふことである。<sup>(24)</sup>

(23) G. Newman: *ibid.*, p. 11.

(24) 当時は細菌学発達以前の時代である。細菌学の発達は一八八〇年以降にある。Pasteur の発見が一八七〇年、Koch の発見が一

三人の著名な医師、Neil Annott [1788-1874], James Phillips Kay [1804-1877] 及び Bentham & Chadwick の友人でありイギリス公衆衛生制度建設者の一人となつた Thomas Southwood Smith [1788-1861] がロンドン市区の調査を委嘱された。後に調査範囲がイングランド及びウェールズの全労働人口に拡張せられ、一八四二年、割期的な『イギリス労働人口の衛生状態に関する報告』〔Report on the Sanitary Condition of the Labouring Population of Great Britain〕が提出された。<sup>(1)</sup>の報告によつて翌一八四三年、王立委員会が設置せられ、<sup>(1)</sup>の委員会の活動にて公衆衛生自体を目的とする最初の立法が行われることになった。すなわち、一八四六年、有害物除去並びに疾病予防法〔The Nuisances Removal and The Diseases Prevention Acts〕がロンドン市区について、一八四八年、公衆衛生法〔Public Health Act〕がロンドン市区以外の地域に施行されるに至つた。なお、公衆衛生法によつて、五ヵ年を限つて、試験的に、公衆衛生の中央機関として保健総局〔General Board of Health〕が設置されることがになつた。計画者 Chadwick は異常の熱心をもつてその運営に当つたが、(1)公衆衛生の普及徹底並びにその経費は経済的に国費をもつて支弁さるべきであるという見地から強度の中央集権主義をとり、常に権限の拡大に努め、(2)医業との協力的態度が乏しかつたために、地方府、医界からの反撃に逢い遂に議会を始め一般の支持を失つた。しかるに(3)制度上この機関を特に擁護する大臣もなかつたし、さらに決定的な欠陥は(4)この機関が専門家たる保健官を持たなかつたことである。一八五四年、第三次のコレラの流行に際しても結局は医界との連絡も不十分であつてほとんど手のほどこしようもなかつたといわれている。これ等の事実は一般的の不評に

さらに拍車を加え、一八五四年、Chadwick は遂に追われ、一八五年、ロンドン市区の保健官であった Sir John Simon [1816—1904] が起用せられて総局の専任保健官となつたが、もとより総局の不評をばん回するには間に合わなかつた。一八五八年、公衆衛生法によつて総局の事務は枢密院に引継がれ遂に総局は廃止せられた。こうして、政治的に、総局は明らかに失敗であつた。しかし、それは公衆衛生行政組織の発達史上決して無意義ではなかつた。この試験的制度の功罪については Newman <sup>(25)</sup> がこれを明白に論じている。

Newman によればその貢献は（1）中央公衆衛生機関の設置の必要を決定的たらしめ（2）國家の衛生行政を医業界と接触せしめ（3）地方保健官 [local medical officers of health] の作用を推進した（一八四六年の規則によつて、一八四七年、リヴァプール市会は排水の改良及び衛生上の取締のために保健官を置いた。これがイギリス最初の保健官で W.H.Duncan が任命された。翌年、ロンドン市區は地方都市下水法によつて保健官を置いた。J.Simon が任命された<sup>26</sup>）。（4）公衆衛生行政の方向を決定する材料として人口動態統計 [vital statistics] の絶対的必要性を明らかにした。一八三六年、出生及び死亡登記法 [Registration of Births and Deaths Act] が議会を通過し、翌年から施行せられ、人口動態登記制度の中央機関として登記局 [Office of Registrar-General] が設置せられた。<sup>(27)</sup> William Farr [1807—1883] が登記官に任用されたが、Farr の努力によつて動態登記制度は順次完備し、彼はイギリス人口動態登記制度の眞の建設者となつた。Newman は公衆衛生上 Farr の功績を絶讃し特に Farr が作つた死因登記制度について、それは過渡的な保健局等とは較べものにならない偉大な、昔なく形なき革命をもたらした。医学と医術に、そして全世界の国民の健康に建設的な効果をもたらした。といつてゐる。<sup>(28)</sup> 最後に保健総局は国家が国民の衛生状態を調査するには政府の直接の機能であるという

原則を初めて確立した。

(25) G. Newman: *ibid.*, pp. 13-16.

(26) A. Newsholme: *ibid.*, pp. 71, 156.

G. Newman: *ibid.*, pp. 16-18.  
Noel A. Humphreys: "Biographical Sketch of William Farr"—Vital Statistics: Memorial Volume of Selections from the Reports and Writings of W. Farr, 1835.

(27) G. Newman: *ibid.*, p. 18.

保健総局廃止後十年間 Newman の語を借りれば、公衆衛生行政は「空位時代」[interregnum] に入った。Chadwick の基礎工事のとを承けてこの時代を担当して多大の業績をのこしたのが J. Simon である。彼は総局廃止とともに枢密院に入つた。Chadwick が熱心の余り往往猪突的で物議をかもしたのとは反対に、Simon は政治的情勢に極めて明敏であつて、おえて時流に抗することなく着々として公衆衛生行政組織の礎石を築いていつた。彼は初めて公衆衛生の立場から医育の改善に着眼した。聖トーマス病院の E.H. Greenhow と協力してこの病院の講義に公衆衛生学の講義をおいた。また、医育の全般的改善を目指として医事教育法案を起草したが、一八五八年、医事法 [Medical Act] として成立した。なおまた、彼はほとんど助手やスタッフを持たなかつたが、関係方面の協力を得て幾多の貴重な基本的調査を行つて公衆衛生行政組織確立発展の根本に培つた。特に、工場労働者の地域別、職場別等の死亡率、公傷率、疾病等に関する調査は注目すべきものであつたといわれている。これ等の貴重な調査に基いて、一八六四年及び一八六七年の工場法が成立し、一八六六年の衛生法が施行せられた。一八六六年の衛生法 [Sanitary Act] は上水の供給を地方団体の義務とし、急性伝染病の取扱方を規定し、従来の法にいう『有害物』[nuisance] の定義を拡張して過度の密集、不完全なる工場をまで含ましめ、労働者の衛生の準則を確立した。<sup>(29)</sup>

(28) C.E.A. Winslow: *ibid.*, p. 648.  
G. Newman: *ibid.*, pp. 18-21, 367.

なお附言すべきは、その後のLord Shaftesburyの舞台についてである。一八三三年、彼は十時間労働法案を支持し敢闘したが、遂に一八四七年、その現実を見た。一八四〇年、少年雇用委員会[Child-eren's Employment Commission]が設置せられ、間もなく廃止されたが、Lord Shaftesburyの提唱で再び一八六一年に設置され、一八六四年、煙突掃除少年法が成立し、煙突掃除に少年を雇用することが制限された。これが、イギリスにおける就業制限の最初であるといわれている。また、工場法も遂次改正せられたが、一八四四年の工場法は工場外科医の設置を初めて規定し、工場災害の届出義務を課し、危険機械をさくで取りかこむ」とを規定した。一八六七年の工場法はさらに日曜日の就業を禁止し、夜間作業を制限し、作業上の清掃衛生を要求し、過度の密集作業を疎散すべき」とを規定した。

(29) G. Newman: *ibid.*, pp. 364-366.

### (III) 確立期

十九世紀中頃以降、産業革命は全く完成し、イギリス近代経済は発展期を経て漸次高度化するに至つた。従つて、真に近代的な社会運動が確立期に入った。「病氣をするから貧困になる」といったChadwick的な、すなわち、前史的な考え方、漸次「貧困であるから病氣になる」といつた考え方方に変つてきたり。

医学史家 Fielding H. Garrison がいつたように一八五〇年前後の期間は、疑いもなく医学の歴史全体を通じて、みのり多く、潤おす範囲の遠く広く、最も輝かしい時代であった。中でも、一八八〇

年代の細菌学上の発見は「ホーロクの中のトーメロッソの実がボーボンはじるよう」やあつた、山なす收穫の中からこの時代を紀念する主なものを拾つておけり。麻酔〔一八四六年一七年〕、内分泌学の基礎原理の確立— Claude Bernard [1843-78]、Lord Lister の消毒法の確立〔1865〕、Louis Pasteur [1822-95] の蚕の病原菌の発見〔1870〕、Robert Koch [1843-1910] の結核菌の発見〔1882〕。

一八七九一九八年の二十年間ににおける病原菌の発見は、炭疽熱、淋病、敗血症、マラリア、チフス、結核、鼻疽病、コレラ、狂犬病、破傷風、肺炎、脳膜炎、ペスト及び赤痢、細菌学並びに血精学の発達、マラリアの蚊の媒介についての Manson 及び Ross の発見〔1897〕、寄生虫病学〔1893〕、Röntgen のX光線の発見〔1863〕、Curies のラヂウムの発見〔1902〕、Ehrlich のサルヴァルサム〔1909〕、外科学、整形外科学の発達等等<sup>(30)</sup>、十九世紀後半から二十世紀初頭へかけてのおびただしい生物学、医学、物理学、化学上の発明発見は近代的公衆衛生運動に未曾有の有力な武器を與えた。これ等の中には科学や技術の発展によつて刺激されたものもある。けれどもさらに一つそう社会的要求の中から生れたものであると Newman が指摘している」とはまことに味うべきものがある。<sup>(31)</sup> かような医学並びに技術の飛躍的発達は公衆衛生運動の部面にも重大な変化を與えた。すなわち、前史の公衆衛生運動が主として環境を対象としたのに対しても非環境的な技術的操作の部面、特に急性伝染病予防の部面を、飛躍的に拡大した。この点からいえば、「公衆衛生運動は初期の環境衛生時代から第二期の伝染病予防時代に移つた。」とも見ることができる。

(30) C.E.A. Winslow: *ibid.*, p. 648.  
G. Newman: *ibid.*, pp. 32-33, 97-98.  
石川米蔵 *ibid.*, pp. 4 fg.

(31) G. Newman: *ibid.*, p. 21.

(32) *野球地圖* 上掲載 p. 7.

次に一言しなければならないことは、クリミット戦争〔一八五四五—六年〕後における Florence Nightingale [1820—1910] の活動である。後の時代に重大な公衆衛生の第一線機関となつた看護婦ないしは保健婦の組織的事業に先駆的な重大な刺激を與えた。

イギリス近代的公衆衛生の確立期は、一八六九年、王立衛生委員会の設置をもつて始まる。一八七一年、この委員会は重要な報告書を提出した。その要旨は(1)公衆衛生立法の統一、公衆衛生行政の統一と拡充徹底——國務大臣の監理下に強力適切な中央機関を設置し、救貧法関係行政と公衆衛生行政とを一元化する。地方行政との連絡を密接にし、この行政については地方行政機関を直接中央機関の監理下におき有効適切な行政を強化せしめること。(2)中央機関に最高の科学的知能を有する保健監と専門家のスタッフを置くこと。地方府に中央機関が知能及び技能において資格ありと認定した保健官を置くこと。であった。この報告書に基いて、一八七一年、公衆衛生法が成立し、この法律によつて中央機関として地方局[Local Government Board]が創設されることとなつた。しかし折角できた地方局は、Newmanによれば、次のような根本的な欠陥を持つていた。すなわち、(1)旧救貧局の色彩が強く、事實上はその延長に過ぎない行政官が支配権を持つことの弊害を遺憾なく暴露した。(2)有能適切な地方保健官の任用を軽視した。(3)地方府の連絡協力が緊密に行われなかつた。<sup>(33)</sup> これ等の欠陥にもかかわらず、この中央機関は公衆衛生の確立促進に功績がなかつたわけではない。保健省設置に至るまでの過渡的中央機関としては十分存在の意義があつた。

(33) G. Newman: *ibid.*, pp. 22-23.

この中央機関の下に十九世紀末までに行われた主な事項を拾つて

掲げてみよう。一八七五年の公衆衛生法は上記の委員会が期待したほど整備したものではなかつたが、それでも從来に比べて公衆衛生立法の統一、公衆衛生行政の拡充徹底という点においても著しい進歩を示したものであつた。一八八四年には王立住宅委員会が設置せられ、翌年、住宅法が成立し、近代的住宅立法の基礎となり、不良住宅の改善に一つの時期を劃した。<sup>(34)</sup> 一八六七年の選挙法の改正にて都市の活動が漸次活氣を帶びてきたが、この項からその水道、ガス、電気、電車等の公益企業が急速な拡充を遂げるに至つた。一八八八年の地方制度法は六二の州会[County Council]を設置し、これが公衆衛生並びに教育事業の拡充の基礎になつた。なお、この法が州保健官の任用を初めて規定したことは重要である。一八九四年の地方制度法は更にこれを拡張して教区にまでこれを及ぼした。

(34) W. Iver Jennings: *The Law of Housing*, 2nd ed., 1936, p. 3.

この時代の割期的な立法として注目すべしのは一八九七年の労働者災害保障法である。この法案の起草者 Joseph Chamberlain は同時に労働者養老年金制度を計画したが、南ア戰争〔一八九九—一九〇〇年〕によつて遂に実現をみるに至らなかつた。また同じ年に個人清潔法[Cleansing of Persons Act]が成立し、ノミやシラミのたかつている個体並びにその衣類を無料をもつて地方府が清掃するという細かいことまで規定されるに至つた。<sup>(35)</sup>

(35) G. Newman: *ibid.*, pp. 24-25.

最後にこの時期における二つの重要な人口統計制度上の出来ごとにについて一言しなければならない。その一は、一八七四年の出生及

る死亡登記法によつて強制登記制度が確立せられ上述の一八三六年の登記法によつて樹立された人口動態登記制度が一そつ強力完全なものとなつたことである。<sup>(36)</sup> 今一つは一八八九年、伝染病届出法が成立し、伝染病発生に関する強制届出主義が確立され、疾病統計制度の中心、公衆衛生上予防の基礎制度が樹立されたことである。

- (36) A. Newsholme: *ibid.*, p. 71.  
(36) A. Newsholme: *ibid.*, pp. 125-126, pp. 133 bg.  
G. Newman: *ibid.*, p. 25.

#### (四) 発展期

二十世紀に入つて近代的公衆衛生運動は輝かしい発展を遂げた。それは一つには近代的公衆衛生運動の基盤たる社会運動がめざましい発展を遂げ、いわゆる社会的解放 [social emancipation] が漸次実現されるに至つたことによつている。今一つは十九世紀最後の四半世紀における飛躍的発展のあとをうけて、公衆衛生運動の武器たる科学技術が未曾有の発展を現わしたことによつている。

この二十世紀における発展の輪郭を描くことさえ、紙幅の限られ、た本稿においては全く不可能である。わずかに発展の主要な特色をしのぶ断片的事実を列記するに止めるの外はない。

〔1〕 二十世紀における公衆衛生運動の全体的特色の一は、その機能的分化とともに体系的綜合が遂げられつゝあることである。すなわち、一方において、優生、乳幼児、学童、母性、工場労働者、家庭等公衆衛生の対象となる社会集団の特色に応じてそれぞれ特色ある公衆衛生上の施策が適用されるがことく分化し拡充徹底するとともに、分化した各部門を体系的に綜合し、社会変動の実情に応じて各部門間の均衡を圖らうとする努力が著しく現われるに至つた。

(A) 二十世紀において特に新しく成立した部門は優生運動 [eugenic movement] である。一九〇〇年、Hugo de Vries, Carl Correns 及び Erich Tschermak による Mendel の法則の再発見に時期を劃する遺伝学の発達を科学的基礎とする公衆衛生運動の新しい一翼がこの優生運動である。

(B) 十九世紀最後の四半期において概ね分化していた部門で二十世紀に入つて確立するに至つたものは、(a) 乳幼児保護 (b) 学校衛生及び公衆衛生上の特殊学校 (c) 母性保護 (d) 娛楽、休養及び余暇利用等である。

(C) 従来の重要な部門で特に二十世紀に入つて著しい拡大発展を遂げつゝあるのは工場鉱山労働者に関する部門である。近代的工場法として著しい進歩を示したもののはイギリス一九〇一年の工場法であるといわれたが、公衆衛生に関する規定においても著しい改善のあとが認められる。その後一九一六年の工場法及び一九三七年の工場法へと、公衆衛生上の規定においても著しい発達を見せていく。十四歳未満の少年の雇用に嚴重な制限を設けたことによつて注目をひいた立法はイギリス一九〇三年の少年雇用法である。また、工場鉱山労働者災害保障制度の確立をみたのはイギリス一九〇六年の労働者災害保障法によつてである。

公衆衛生上から最も重要な意義を持つものは、一八七九年のドイツの工場労働者強制健康保険制度を詳細に調査研究し、これを資料として確立されたイギリス一九一二年の国民健康保険法、さらにこれを、中核として確立された社会保険制度である。

ここに附言すべきは、工場労働者の健康の保持向上は單に工場事業場等の内部における保健施策だけでは不十分であるということが明らかにせられたことである。この考え方は第一次大戦時から戦後にかけて、特にイギリスにおいて発展した考え方である。それは一方において工場立地に対する公衆衛生上の反省を促すとともに、他

方、都市、特に工場地帯の環境改善に関する公衆衛生上の要求として現われた。こうして田園都市運動を初め、都市計画、地方計画、國士計画における公衆衛生上の考慮が促されるに至つた。要するにこれ等は再び個体の社会的生活環境の全体に対して重大な関心を向けしめたという点において重要である。

(2) 二十世紀の公衆衛生運動の第二の特色は積極的予防への発展ともいうべきものである。すなわち、前史的特色は環境的な「有害物」の除去を主眼とする点にあり、確立期のそれは細菌学的ないしは疫学的の科学的予防の発達についた。これに対し集合としての個体の *vital resistance* を積極的に向上せしめることを主眼とする積極的体力向上による積極的予防に重点がおかれるに至つた。その転換を促した主要な要因は結核対策の発展である。積極的予防への発達は、この点からも上述の社会的生活環境に対する関心を一そう重大ならしめた。そして保健指導ないしは保健教育の普及徹底を益々重要ならしめた。この点で公衆衛生運動は一つの保健教育運動、社会教育運動となつた。またこのことは、公衆衛生組織上、網の目のような指導機関の拡大強化を要望する。地方保健行政機関の発達、保健所〔Health-center〕の発達、さらに最前線機関としての保健婦の組織と活動を急速に促すに至つた。

(3) 以上の特質と対応して公衆衛生組織の強化拡充を挙げることができる。すなわち、中央機関の確立において特に注目をひいたのはイギリス一九一九年の保健省の設置である。第一線機関の特に著しい発達を実現したのはアメリカ合衆国である。かかる組織の拡充強化を促した要因は公衆衛生運動の全面的な発展に在ることはないまでもないが、特に上述の積極的予防への転換に対応する。

またかかる組織の拡充に伴つて指導者の教育養成における著しい進歩を挙げなければならない。医育における公衆衛生学科の確立、保健婦その他の指導者の系統的大規模養成がすなわちそれである。

(4) 公衆衛生運動の国際的、世界的発展もまた二十世紀、特に第一大戦後の特色である。イギリスを中心として発達して来たこの運動は二十世紀に入つて特にアメリカ合衆国において急速大規模の新鮮活発な発展を遂げて今日に至つてゐる。<sup>(38)</sup> 一九〇七年、パリに国際公衆衛生事務局〔Office international d'Hygiène publique〕が開設せられ、一九二六年には国際衛生協約〔International Health Convention〕が締結せられた。種々の侧面において国際的連絡提携がますます行われるに至つたが、最も重要な機関は国際赤十字社連盟、ロッカフエラー財團国際保健局及び第二次大戦前までの国際連盟の国際保健諸機関である。戦後、一九四六年、世界保健組織〔World Health Organization, WHO〕が設立せられ、国際連盟国際保健機関及び国際公衆衛生事務局の事業を一切継承することとなり、正に一大活動を開始せんとしている。<sup>(39)</sup>

(38) C.-E.A. Winslow: *ibid.*

(39) 東龍太郎世界衛生大会に列席して一厚生時報、復刊第九号、昭和二十三年九月。

(5) 二十世紀における公衆衛生運動の発展を促した社会的環境はまた人口問題、従つて人口政策において質的側面の重要性を累加し、質的側面の重視を二十世紀の人口問題的一大特色たらしめた。この意味において、公衆衛生問題と人口問題、実践としての公衆衛生と人口政策とはますます緊密不可分の関係をもつに至つた。

#### (五) 括要

以上において私は、従来とはやや異つた態度で近代的公衆衛生ないしはその運動の歴史的発展に一べつを投じた。

記述は極めて簡略ではあるが、これ等の事実が物語つてゐるところはまことに広範多岐に渡つてゐる。ここでは一一それを拾い上げ

ようとはしない。ただ近代的公衆衛生の特質をとらえ、人口と公衆衛生との関係を知る上に参考となる二三の事実を要約するにとどめよう。

(1) 公衆衛生の歴史は古い。形式的に見れば、それは原始社会の魔法的、ターバー的手法にまでさかのぼることができる。しかし、本質的には、近代的公衆衛生は独自の特質をもつてゐる。近代的公衆衛生運動は問題を社会問題として取り上げることから出発した。従つて、先づこの問題をとり上げてはぐくんだものは当時の人文主義者であり社会改革論者たちであつた。こうして近代的公衆衛生は近代的社會運動を基盤として展開した。ここに、私は、近代的公衆衛生の本質的特色を見出すのである。

(2) 近代的人口問題は近代社会の生誕期に『貧民問題』のうちに生まれた。近代的公衆衛生は近代的人口問題と時代の双生兒として誕生した。近代的公衆衛生の最初の組織者、E.Chadwick が、三四年前 Malthus がその廢止を唱えた救貧法の委員会から現われたことに何の不思議もない。

(3) 近代的公衆衛生は社会運動として一つの実践である。実践としての公衆衛生はまた理論を要求する。この理論体系が公衆衛生学であつて、独創の科学、或いは科学の一つの分科を形成し得るとすれば、この科学は社会公衆の集團としての健康を高めることを目的とする Sollen の学、すなわち、政策学である。

例えば、上述の一八三八年の救貧法委員会の建議のとく、近代的公衆衛生は集團としての健康が社会生活環境によつて決定せられるという認識から出発している。従つて、公衆衛生学においては、社会科學的認識が強調せられる。古屋芳雄博士は『公衆衛生とは生活協同体の要請に応へて吾人の精神的と健康とを脅かす社会的並びに医学的原因を除去し以て吾人の精神的並びに肉体的効率の増進をはかるの學並びに技術である<sup>(4)</sup>』と定義し、次のとくいつていられ

る。定義について細かくいえばいろいろの問題がある。しかし、公衆衛生或いは公衆衛生学の上述の特質を説いて極めて明白である。『この定義の中には従来の衛生学の定義の中に無かつたやうな文句があります。それは「社会的並びに医学的原因の除去」ということあります。即ち吾々の生命や健康を脅かす医学的原因を除くことの外に、「社会的原因」を除く仕事が加えられています。……W.G. Smillie は……“Medicin is a Social Science” と書いておられます。私は「Medicin 既に然り、況んや Public Health に於ておや」といいたいのです。即ち「公衆衛生学は社会科學なり」といつても決して間違ひではないと信ずるのであります。<sup>(5)</sup> 医者である以上患者を医学的に取扱うことを知らねばならない。生理学や病理学の知識にも通じていなければなりません。然し人間の病氣を治し以て社会人類を救済することが吾々の使命である以上これらの問題にばかり、打込んでいてよいありますか。Smillie はこの点を鋭く突いて次の如く言つています。……吾々の多くは吾々の研究対象であるところの人間が一つの社会的存在であること。即ち家族の一単位であり又公共團體の一員であることを半ば忘れてゐる。「研究の態度としても此点に着目することは非常に大切であります。即ち私たちは大いに生物学者医学者としての立場からの研究に止らず、進んで社会学者、経済学者としての立場からの研究を行はなければ、公衆衛生の目的を遂げることは出来ないのであります。<sup>(6)</sup>

(4) 古屋芳雄「公衆衛生とは何ぞ」—公衆衛生講座、第五輯、昭和二十九年、p. 1.

(5) 古屋芳雄 上掲書、pp. 2-4.

(6) 社会問題として出発した公衆衛生の初期の対象は専ら社会環境であつた。しかるに、細菌学、寄生虫病学、その他の関係科学

の確立と飛躍的発展は伝染病予防その他の医学的、衛生学的な技術的操作過程に重点を移行せしめたかの觀があつた。この意味において近代的公衆衛生は環境衛生時代から、伝染病予防時代に発展した。しかるに、技術的操作過程に自ら限界のあることはつきりと認識せられて、最高度の技術と社会的環境の深い認識と両者の有機的な結合が今日の公衆衛生、公衆衛生学の中心課題をなしているのである。また、公衆衛生の発達は消極的な疾病的予防から積極的な健康の保持増進への発展でもある。この傾向は上記の公衆衛生の発展を一そく促進したということができる。

(5) 近代経済の最も典型的な発展を遂げたイギリスにおける上述の近代的公衆衛生行政組織の発展は現実の公衆衛生の実質的内容の変化に対しても、行政組織がいろいろな制約を受けながらこれに適応して行つた過程において、或いは公衆衛生行政と他の行政部門との関係の調整において、或いは公衆衛生行政内部の技術的な人の組織において、或いは公衆衛生行政と医界との関係において、——國を異にし、時代も距つてゐるが、われわれは同様の困難に遭遇することが決して少くはない。『歴史は繰り返えす』ものであつて、上述の歴史はわれわれにとつてもまた、まことに教訓的である。

### 三、人口と近代的公衆衛生との一般的関係

#### (一) 序 説

前の項において私は近代的公衆衛生の特質をその歴史的発展のうちとらえようとした。進んで、この項では、人口の概念を明らかにしつつ、これと近代的公衆衛生の特質とを参照して、近代的公衆衛生と人口との一般的関係を考察しよう。

結論を先きにいえば、私は、人口と公衆衛生との一般的関係はこれを次の四つの点に要約することができると考える。すなわち、

- (1) 人口は公衆衛生の対象の全体であるということ。
- (2) 公衆衛生は人口政策の有機的一環であるということ。
- (3) 公衆衛生は人口現象は最も総合的な診断学的指標であるということ。
- (4) 人口現象は、公衆の健康を支配する社会的経済的諸條件の決定要因の一であるということ。

以下、これ等の四つの点について考察を進めることとしよう。

#### (二) 公衆衛生の対象としての人口

人口にはいろいろの定義が與えられている。従来用いられている主な定義を大きく分けてみると次の三種に概括することができる。

(1) 人口とは特定の標識 [Merkmal] によつて作られる人の集団である。<sup>(1)</sup>

(2) 人口とは特定の地域にある人間の集団である。<sup>(2)</sup>

(3) 人口とは特定の時刻に特定の地域にある人間の集団である。<sup>(3)</sup>

- (1) 例えば、寺尾琢磨 資本主義と人口——新経済学全集第三巻所収、昭和十四年、p. 2.
- (2) 例えば、南亮三郎 人口理論と人口政策、昭和十五年、p. 1.
- (3) 例えば、玉井茂 人口思想史論、大正十五年、pp. 1—3.

(1)の定義は最も抽象的な、範囲の広い定義である。一般に、現実の人口現象を研究し具体的に人口問題や人口政策を論ずる場合には、特定の地域における人間の集団としての人口を問題とし、その分布や構造や変動などを研究するのが常である。そこで(1)の定義は、特にこれを地域に限定する(2)の定義でも余り差支えを生じない。時としては(2)の定義の方が概念の範囲が(1)よりも限定的であるだけに明確であることもある。こうして(2)の定義が

今日では通説になつてゐるけれども、地域を離れて人口を概念する場合、例えば、日本民族の人口、白色人種の人口等という場合には(2)の定義ではいさきか支障を生じる。

また、人口を何千何百何十人まで数え上げるために特定の時刻で人口の動きを切斷していわゆる人口静態を作つて観察しなければならない。しかし、人間の集団は地球上に人間が現われて以来、三十万年、不斷に変動して今日に及び遠い将来にも変動を続けながら存続してゆくにちがいない。してみれば、人口調査におけるがいとく、人口を量的に確定するためには(3)の定義のように時刻の規定が必要であるが、人口の概念としては必しも時間或いは時刻の規定を必要とするとは考えられない。

いずれにしても人口の概念の中心は人間の集団ということに外ならない。その人間の集団の範囲は、どんな標識をとるかということ、すなわち、標識の與え方によつて限定されるわけである。

公衆衛生の定義にもいろいろある。日本における最近の代表的な定義を掲げてみよう。

わが国公衆衛生の権威、野辺地慶三博士の定義は次のとくである。

『公衆衛生は臨床医学に対応する医学の分野であつて、疾病を予防し健康を増進するための自然科学並に社会科学的原理を究める科学であり、又之を生活協同体の組織ある活動に依つて公衆に適用し公衆をして肉体的、精神的並に社会的に健康ならしめる方法を講ずる技術である。』<sup>(4)</sup>

(4) 野辺地慶三 公衆衛生学概論—古屋芳雄監修 公衆衛生学、第1輯、昭和二十三年、所収、p. 12.

公衆衛生院長、古屋芳雄博士の定義は既に掲げた通りである。

以上に掲げた二つの定義は、細かに分析して見れば相当異つて、野辺地博士の定義においては、公衆衛生の対象が公衆の健康、形而上にいえば人間の集団の健康であることが直接規定されている。古屋博士の定義においてはこの点が直接規定されていない。博士は、また、公衆衛生は個人衛生に對立する概念でもなければ、個人の立場を無視した集団衛生でもないことを指摘される。けれども博士は生活協同体の概念を重視せられ、自由主義の本質的な観念に基く“Public”として組織された人間集団を生活協同体 Community と解し、Community の責任においてCommunity が行う Community の衛生が公衆衛生であると規定される。この定義においても、公衆衛生の対象はこの意味における生活協同体の一員としての『吾人』の健康であり、この意味での公衆の健康、形式的には人間の集団の健康に外ならない。

(5) 古屋芳雄 公衆衛生概論—公衆衛生講座、第五輯、昭和二十二年 pp. 13-14.

公衆衛生の定義はいろいろであり、しかもまだよくかたまつていないかの感がある。しかし、結局において、公衆衛生が Community の集団としての人間の健康をその対象とすることに異論はないまゝ。また、上述のことく、人口にもいろいろの定義がある。けれども、人口が何等かの標識によつて限定された人間の集団であることに異論はない。従つて、公衆衛生の対象は Community の集団としての人間の健康であり、Community の人口の健康、すなわち、人口の衛生学的側面であることができる。人口、或いは、人口現象のすべてが公衆衛生の直接の対象ではない。公衆衛生の直接の対象となるのはその衛生学的側面である。けれども、人口、或いは人口現象はそれ自体としては一体である。以上のようない意味にお

いて、人口は公衆衛生の対象の全体であることができる。梶原三郎教授が公衆衛生学のカリキュラムの本学課の最初に『公衆衛生の対象たる人口の生態に関する知見』として人口の静態と動態について細目を掲げていらることはまさに適切である。

(6) 梶原三郎「公衆衛生学ノート」—日本臨牀、昭和二十一年七月、P. 61.

### (三) 人口政策不变の基本的一環としての公衆衛生

公衆衛生の定義はいろいろあるが、公衆衛生が多く部分、実践であること、或いは、実践を基調とすることはいずれもこれを認めるところである。しかし、実践としての公衆衛生がその対象とするところでは人口現象を直接の対象とする政策がすなわち人口政策に外ならない。この意味で、公衆衛生は人口政策の有機的一環である。

人口問題は古くして常に新しい問題である。その具体的な内容、すなわち重点の所在は時代によつて異つてゐる。しかし、社会の人々の生命を尊重し、集団として、ますます健康であり、体力がすぐれ、資質が向上することは近代社会不变の要望であつて、近代社会は常にその実現に努力して來たのである。このことは人口現象として、形式的には、結局、人口の死亡率を引下げ、体力諸指標を上げることである。実質的には、それは人口の社会生物学的資質を上げることである。この意味において、人口の資質保持向上は時代のいかんにかかわらず終始一貫した近代的問題の核心の一であり、人口政策不变の目標である。

『あらゆる時代の人口問題は、何等かの意味において、過剰人口の問題であり、人口政策はこの過剰人口を調整する努力であつた』

ともいわれる。<sup>(7)</sup> 人口増加をいかにして抑制するかということが時代の人口問題の核心であつたことも少くない。しかし、いかに時代の問題が人口増加の抑制に在つても、社会の人々の健康を犠牲にして高い死亡率の実現を図らうとした人口政策は、少くとも近代社会においては見出されないし、また有り得べからざることである。人口増加の抑制が問題となるような時代においてこそ、放任すれば高まる死亡率をいかに引下げ、低下する人口の資質をいかに保持向上するかが人口問題の核心をなし、人口政策の重要な目標となつたのである。こうして、人口資質保持向上はいつの時代にも人口問題の核心の一であり、人口政策不变の目標の一である。

### (七) 代表的なものは、

A.M. Carr-Saunders: *The Population Problem--A Study in Human Evolution*, 1922, 特に pp. 476-477.

公衆衛生はいろいろ定義される。しかし、近代的公衆衛生、或いはその運動の歴史的発展は、事実として、近代的公衆衛生の要が、社会の集団としての人々の疾病を予防し、生命を延長し、社会生物学的資質の保持向上を図り、これを実現することが、社会問題として近代社会の責任であり、そのため組織された社会的協力たるを明らかにしたことを指摘すれば足る。近代的公衆衛生の意義がここにあり、死亡率の引下げ、人口の資質保持向上が近代的問題不变の課題であり、人口政策不变の目標であるとすれば、公衆衛生は正しく近代的問題の基本的課題の一であり、人口政策の重要な一部門を構成するといわねばならない。

### (四) 公衆衛生の診断学的指標としての人口現象

公衆衛生が集団としての人間を対象とする限り、集団としての人間の診断学的指標を必要とするこいうまでもない、このような指

標として、私は、人口現象が最も適切であると考える。

すでに、一言したように、定義としての人口は、抽象的、構想的

して人口は生命体である。』と、この概念規定に立脚して、博士は人口学の建設に指向している。

な人間の集団である。人口という人間の集団は、必ずしも直ちに社会集団〔social group, soziale Gruppe〕を意味してはいない。或いはまた、それは必ずしも直ちに、人間の共生〔symbiosis〕としての人類生態学的集団〔human ecological group〕を意味しても

いない。こうして、定義としての人口は、いわば抽象的集団である。また、人口は人間の集団であるが、本質的にいつて、それは必ずしも時間と空間とによつて限定され、数えられ、計られなければならぬ集団、すなわち、統計集団である必要もない。この意味で人口は人間の統計集団以前の集団、『構想的集団』である。<sup>(8)</sup>

(8) 森田慶二 統計学汎論、昭和二十三年 p. 8.

人口は人間の抽象的、構想的集団として定義され得るがゆえに、種々の科学はそれぞれのカテゴリーにおいて、独自の人口の概念を規定することも可能である。ことに、南亮三郎博士は、L. Kraftt が Bevölkerungsprobleme, 1917において、『自然的統一人口』観念的統一人口<sup>(9)</sup>及び『社会的統一人口』の三つの概念規定を試みているのを引照し、人口は「ひとしく人間の聚まりでありながら『人口』の概念それ自体もまた種々異なる見地から種々異なる仕方で規定されうる」という事実を見<sup>(10)</sup>、そして、『個別諸科学がそれぞれ特有なる認識の目標を持つものとすれば、何れの概念規定が当を得、何れの概念規定が然らざるかを、決することは個別諸科学の内部に於いては出来ない筈である。』とし、「おらゆる個別科学的見地から一應立ち退いて、博士の積極的な概念規定を試みていられる。すなわち、それは自然と社会との生態の中でみづから生き、みづから更新し、そしてみづからこの生態を改变するところの力であり、」と言

(9) 南亮三郎 人口原理の研究——人口学建設への構想——昭和十八年 pp. 25—30.

『自然と社会との生態』といい、ましてや『生命体』としての概念規定については恐らく種々の批判があり得よう。『自然と社会との生態』という概念は、博士の説明にもかかわらずなお一そぞ明確な規定を必要とするであろうし、『生命体』の概念については、とかく、擬制的となるか生物学的生命体観に傾むくおそなししない。それにもかかわらず、自然的規定と社会的規定とを統合した概念規定を基礎として、人口学建設を試みられたことは、何といつても、人口学にとっての貴重な貢献であるといわなければならない。

議論はやや抽象的な本質論にかたむき過ぎたが、ひるがえつて、私は手近な事實を体験によつて反省しよう。人口という抽象的集団を形造つている人間は、特定の自然環境に『文化』を通じて『適応』し、單数または複数の現実の何らかの『社会集団』に所属し、そこで具体的に生存活動する人間の集団である。それゆえに、人口現象は特定の自然的及び社会的経済的諸條件の下における人間の集団生活の実態のすべてを集約して発現する。今、試みに、一、二の具体的な事例をあげてみよう。

(10) ここでは広狭いかように解してもよいが、具体的、客観的に規定されたものでなければならない。

長野県下の或る村の男子の人口と女子の人口との比率、すなわち、性比をみると女子の人口が男子の人口よりも非常に多かつた。

さらに、しばらく過去にさかのぼつてその変動をみると一種の循環的な変動のあとがみられる。この村は製糸が盛んな村で、製糸業が村の経済生活にとつて非常に重要な地位をしめている。また、製糸業がこの村に立地するには、湿度、気温等自然の立地条件もそなわっている。製糸が盛んなるために近所の村から女子の製糸従業員が少なからず入りこんで女子の人口が多く現われているのである。また、性比が循環的に変動するのは製糸の活動が循環的な変動を営む結果に外ならない。日本の製糸の活動が生糸の世界市場の変動を代表するニューヨークの生糸の価格の変動によつて動かされているとすれば、長野県下のこの一つの村の性比の変動がニューヨークの生糸の相場に連り、さらに生糸の世界市場の動向を反映しているといつてよい。このように、一つの村の性比はその村の経済生活の現われであり、その変動は世界市場の変動を有機的に反映しているのである。

また、戦前、東北地方の日本海に面した或る村では、女兒が男児よりも多く生れていた。すなわち、「出生性比」が逆転していた。死産が多いからである。また、乳児死亡率も非常に高いという状態であつた。先天性弱質による死亡と、下痢及び腸炎に因る死亡が多いことがわかつた。この村は北海道の漁業への集団的出稼地で、その結果、性病の蔓延があるようである。また、漁期が農繁期とたてあつたために、さなきだに、積雪地域で農業労働の季節的繁忙がはげしいのであるから、農繁期における婦人の労働が非常にはげしいようである。婦人の栄養状態もよくないようである。さらに、婦人の労働が過重であるということは乳児に対する保育上の注意が行届かないことであり、保育上の知識やその他一般に教養を高める余暇に乏しいことである。こうして集団的漁業出稼という経済生活の特長は性病の蔓延として現われ、それは先天性弱質死亡を高める要因でもあると見られ、保育の知識の不足、注意の不十分は下痢及

び腸炎死亡を高めると見られる。ところが、婦人の過労、栄養不足、教養不足は女子として、妻として、母としての家庭内部における婦人の地位によつて定められる。さらにそれは、その地域における婦人の社会上の地位、従つて家族制度の特長によつて定められる。こう考えてみると、出生性比の逆転、乳児死亡率が高いという人口現象は、自然の恵みの薄い地域における社会の経済生活、社会制度の特質に基き、これを反映して現われているということができる。

以上のごとく、人口現象は、社会の一切の自然的、社会的、経済的諸條件を反映して現われる。この意味で、特定の発展段階にある社会はそれに対応する独自の人口現象をもつとができる。換言すれば、人口現象は特定の発展段階にある社会の所産であるということができる。また、この意味において、人口現象は集團としての人間の生命現象を、その自然的、社会的、経済的諸條件の下に、総合的に現わすものであるということができる。人口現象は「公衆」の脈搏であり、呼吸であり、体温である。こうして、人口現象は、公衆衛生が必要とする「公衆」の診断学的指標として最も適當であると思われる。

上述の意味において、人口現象は実践としての公衆衛生活動のコムバスであり、公衆衛生活動の効果、或いは結果を最も総合的に記録し表現するパロメーターである。

### (五) 公衆の健康を支配する社会的経済的諸條件の決定要因としての人口現象

健全な社会生活や経済生活のないところにその社会の人口の真的健康があり得ようはずはない。この意味で、人口の健康、従つて、公衆衛生は社会的、経済的諸條件の制約を受けるといわなければならぬ。近代的公衆衛生運動の歴史は、この点に出発し、今日の発展段階に至つてその極めて高度の認識に到達していることを物語つてゐる。

上述の WHO の定款の冒頭の趣意書は今後における公衆衛生の根本概念を宣言したものとして注目すべき大文字である。趣意書は『健康』[health] を定義することから出発している。いわく、『健康とはただ單に疾病や病弱の存在しない状態ばかりではなく、完全な肉体的精神的及び社会的に福祉 [well-being] ある状態をいう』<sup>(1)</sup> と。健康の社会的意義を最も明解に規定したものとして、或いは『健康』の劃期的な定義として注目しなければなるまい。趣意書はつづいて、この意味における健康の到達し得べき最高の水準を享受するところが、人種、宗教、政治的信條、経済的または社会的状態のいかんを問わず、すべての人類の基本的人権の一であること、すべての国民の健康が平和と福祉を達成する根本であること、そして、すべての国民の健康は個人と国家との十全な協同に依存することを宣言している。これこそ近代公衆衛生の真義を表明したものであり、今後の公衆衛生の前途を明確に指示したものとして十二分に味わうべきであると思う。

(1) Constitution of the World Health Organization, 17, July, 1946

以上のこととく、公衆の健康を規定する基礎條件としての社会的、経済的諸條件の認識こそ近代的公衆衛生の出発点であり到達点である。この重要な認識を、古屋芳雄博士は具体的事例に従して、極めて平易明確に描いていられる。あえて引用して参考に資することとする。「我々が實際長く結核の問題を取扱つておりますと、唯 B.C G やツベルクリンの問題だけを研究していればよいとはいえない。等の結核の起る社会的、経済的原因の方が強く出るのであります。」として石川県及び福井県において行われた調査の概要を提

示していられる。<sup>(12)</sup> また博士は昭和十三年以降におけるわが国の乳児死亡率低下の要因について、久保秀史博士の業績を援用して、大衆の『懐る工合が急によくなつた』<sup>(13)</sup> さうしてその為に子供に対する手当が行届くやうになつた<sup>(14)</sup> という経済的事情にその原因を認められる。『……個人を対象とする臨床医学的な面だけに始終することなく、社会的対策、例へば社会保護や社会保障の面まで併せて考へてやらなければ結極眞の目的を達することはできないことが分つたのであります。<sup>(15)</sup>

(12) 古屋芳雄 上掲書 pp. 4-10.

(13) 古屋芳雄 上掲書 pp. 11-12.

(14) なお、次に掲げる丸山博博士の近業は、社会的経済的諸條件との関連に重点をおいて書かれたる平易明解な異色の公衆衛生学の概論である。[拙稿書評雑誌「衛生統計」第三卷第二〇・二一合併号、昭和二十五年十月参照]

丸山博 公衆衛生 昭和二十五年。

近代的公衆衛生における社会的経済的諸條件の制約とその歴史的意義の大要是上述のこととくであるが、ひるがえつて、公衆衛生の社会的経済的諸條件に対する人口の意義について一言しよう。

上述のこととく、人口現象は社会的経済的諸條件によつて制約される。けれども、その半面、與えられた人口現象は、量的にも、質的にも、社会的、経済的発展に重大な作用を與え、具体的な社会生活に重要な影響を與える。すなわち、與えられた人口現象は生活の社会的環境に作用し、それを通じて、さらに、公衆の健康に作用する。例えば、一つの時代が生んだ人口の激増が、その社会の経済力で支持し得ない点に到達したとすれば、人口の経済生活に対する圧迫が累加し、生活水準は低下して、いわゆる過剰人口の状態を生ずる。また逆に、ある発展段階における社会が生んだ人口の減退

が、生産力の発展を阻害し、そのために生活水準が圧迫を感じるに至ると、いわゆる過少人口の問題が現われる。このように、一つの発展段階における社会が生んだ人口現象は、積極的に、社会の発展に作用し、その具体的な生活に影響を與えるのである。それだから、人口現象の社会に対する受動的並びに能動的な二つの側面に基いて、いわゆる人口問題が発生する、すなわち、或る発展段階にある社会

が生んだ人口現象は、その社会の発展に作用するが、その作用は常に必ずしも社会の存続発展の要求と合致するものとは限らない。時代の生んだ人口現象が時代の存続発展に支障を生じ、或いは支障を生ずるおそれがある場合に、社会が問題として意識する社会の全面的な困難が、すなわち、人口問題である。換言すれば、時代の人口現象と時代の存続発展の要求との矛盾、そして、その矛盾が矛盾として社会的に意識された場合に発現する問題が、すなわち、人口問題である。かくのことき矛盾はいつの時代にも存在した。人口問題の歴史がそれを明らかに証明している。このように社会の歴史とともに人口問題の歴史は古いのであるが、人口現象の特質と社会の発展の要求とは時代によつて異つてゐる。したがつて、その矛盾の仕方も意識のされ方も時代によつて異つてゐる。それゆえに人口問題の具體的内容は時代によつて異つてゐる。この意味において人口問題は古くして常に新しい問題なのである。

(15) 岡崎文規「わが国の人口問題と人口政策」—厚生省・人口問題研究所編 現下の人口問題—日本の人口及び人口問題—上巻、昭和二十四年 pp. 3fg.

ちなみに、人口問題の発生、その具体的な歴史にかえりみても、われわれは、何の点から人口現象が社会的経済的諸條件を決定する重要な要因の一つであることを知ることが大切である。

上述のこととく、公衆衛生は社会的経済的諸條件の制約を受ける。またこれ等の條件を考慮することの重要性が明確に認識せられたことが今日の公衆衛生の根本的な特質でもある。はたして然らば、公衆衛生の研究や実践は社会の人口現象を明確に捕え、それが社会生活に対し與える影響を見きわめることを根本的に重要視しなければならない。

(16) Arthur Newsholme : The Elements of Vital Statistics, new ed., 1923, pp. 19-24, 177,  
George Chandler Whipple : Vital Statistics—An Introduction to the Science of Demography, 2nd ed., 1923, pp. 1-16.  
I. S. Falk : The Principles of Vital Statistics, 1923, Foreword by C.-E.A. Winslow, preface by author, pp. 17-23,

Raymond Pearl: Introduction to Medical Biometry and Statistics, 2nd ed., 1930.

(17) Gottlieb Schnapper-Arndt: Sozialstatistik, 1912, S. 24.

(18) 曽田長宗「人口動態調査の沿革と人口動態統計の厚生省移管」

—厚生時報復刊第一号、昭和二十三年五月。

曾田長宗「人口動態統計と衛生行政—人口動態調査令の改正に就て—」—衛生統計 第一卷第三号 昭和二十三年三月。

また、人口と公衆衛生との関係上、公衆衛生学、或いは公衆衛生教育において、人口統計及び人口統計学は非常に重要な地位を占めている。註(16)に列記した文献がことごとくこの間の消息を物語つてしまふ。最近におけるアメリカ公衆衛生の基準本といわれる W. G. Smillie の著書(19)をみても、公衆衛生機関の基本的活動を述べるに当つて、『ヴァイタル・スタティスティクス』の一章を設け、公衆衛生指導者の任務に対する人口統計の重要性を明らかにし、人口統計調査制度の概要から人口統計の所在、分析法、図示法、統計分析による地域社会の公衆衛生計画のたて方に至るまでこれを説明しているのである。

わが国において、最近の公衆衛生学の基準的な著書が、ほとんど総て、『人口問題』と『衛生統計』または『保健統計』等『ヴァイタル・スタティスティクス』を論述するに至つたことは、上述の見地からいふまことに適切であるとしうべきである。<sup>(20)</sup>

- (19) Wilson G. Smillie: Public Health Administration in the United States, 3rd ed., 1948. pp. 187—221.
- (20) 例えば、  
古屋芳雄監修 公衆衛生学 第二輯、昭和二十三年—第三編  
衛生統計学 (川上理一) 第三編 人口問題 (館穂)。  
戸田正三監修 公衆衛生学 昭和二十四年—2、保健統計 (吉岡博人) 3、保健動態統計 (久保秀史) 4、人口問題 (館穂)。  
瀬木三雄・村松稔・福島一郎 公衆衛生提要 昭和二十四年。

なお、上述の見地から「ヴァイタル・スタティスティクス」として主な文献は次のとくである。

古屋芳雄 医学統計法の理論と其応用 第四版 昭和十六年。

川上理一 生物統計学概論 (上) (下) 昭和十四年、十八年。

水島治夫 衛生統計の実際 昭和二十四年。

吉岡博人 医用統計学 総要 昭和二十二年。

吉岡博人 衛生統計学 昭和二十三年。

#### (六) 括要

以上に略述した人口と公衆衛生との一般的関係は、これを人口の側から見れば、すなわち、人口は公衆衛生の対象の全体であり、その診断学的指標であり、また、その制約條件でもある。実践としての公衆衛生は人口政策の有機的一環であり、文明國不變の人口政策であるとともにその最も基本的な地位を占めるものである。

#### 後記

この稿は、昭和二十一年四月十六日、人口問題研究所において、私が行つた研究報告の手記に、昭和二十四年一月四日現在で加筆したものである。その後追記すべき多くの事項があるが、校正でなおる程度のものを書き加えるにとどめた。意に満たない点が多いが、将来、適當な機会に全部書き改めたいと思っている。なお、参考としてこの稿に關係ある拙稿を摘記すれば次のとくである。

題名	載録書名	発行年月
人口統計 (單行)	公衆衛生講座第七輯	昭和二十二年十一月。
「人口問題」	古屋芳雄監修 公衆衛生学 第一輯	初版昭和二十三年一月。
「人口問題」	公衆衛生叢刊 (第一巻)	四版昭和二十六年十月。
「人口問題」	東京医科大学編 臨床家ための医学講義 第一集	昭和二十三年五月。
「人口と公衆衛生」	東京医科大学編 臨床家ための医学講義 第二集	昭和二十四年一月。
「人口問題」	看護学講座	昭和二十五年三月。
「人口問題」	体育学講座 (第二十)	昭和二十五年三月。
「人口問題」	初版昭和二十五年五月。	五版昭和二十六年十二月。
「人口問題」	「丸山博士著 公衆衛生について」	昭和二十五年十一月。
「人口問題」	衛生統計 第二卷 第一〇・一二合併号	昭和二十五年十一月。

# 商品作物地帯における農村人口の実態分析

——静岡県小笠郡小笠村における農家人口の社会的分化を中心として——

(農村人口收容力調査中間報告)

林

茂

目

次

はしがき

- 一、小笠村における茶業発展の概観
- 二、階層別農家戸数の分布と変遷
- 三、経営面積と茶園の規模
- 四、耕地の借入貸付における若干の特色
- 五、小笠村農家の家族構成と労働力構成
- 六、兼業構成と農耕離脱
- 七、階層分化と農家経済
- 八、人口移動と出生現象
- 九、結語

はしがき

## 一、小笠村における茶業発展の概観

われわれが調査村として選定した小笠村は、静岡県における輸出茶産地の中心地帶たる牧の原台地の一部をしめている。

明治初年においては、この村の農家経済は専ら水稻栽培に依存し、茶栽培はごく小規模な副業的存在にすぎなかつたが、士族授産のため又失職せる川越人夫救済のため牧の原が大規模に開墾されるにつて、農民の茶業に対する関心も強められ、山林原野は開墾され一大茶園地帯出現の端緒がつくられた。茶園の拡大にともなつて家族労力のみでは労力不足となり、県下各郡から多量の賃労働を雇傭するようになつた。

その間牧の原の茶業は輸出茶としての進路を選び、生産費の低減と大量生産の必要とは製茶技術の急速の発展を促し、製茶機械及び摘採鉄が出現するに至つて、茶業は割期的な発展をした。このような機械の出現によつて労働は極度に節減され、茶師、茶摘等前資本主義的労働は排除され、それに代つて機械作業に附隨する補助的労働即ち資本主義的労働が要求されるに至つたが、この労

効は農村内部の分化によつてもたらされた。

小笠村においては明治末期には生葉加工の殆んどは機械によつてなされていた。在来茶栽培農家が夫々自家で手もみで加工していた茶は、農民の機械加工業者によつて加工されるようになり、茶栽培と荒茶製造過程との分離が現われ、原料生産者であり同時に加工者であつた農民は、加工者と生葉生産者とに分化した。即ち機械の支配を媒介としてこのよろな階級分化がもたらされた。

今日においては大体、原料生産のみを行う農家＝生薬壳農家と、原料を生産しそれを自家で加工する自園自製農家と、更に自家の原料よりは他人の生薬を加工する率の大なる買薬製造業者とに分化している。

## 二、階層別農家戸数の分布と変遷

小笠村は茶業農村として、その農民の大部分が茶栽培をなし、二部農民は更に荒茶加工業を営み、その農民経済には一般水田村におけるより、より強度の資本主義的生産関係が浸透しているわけであるが、そのためかかる商品作物農村において如何なる農民階層の分化が現われ農村人口の社会的分化がもたらされているか、又その社会的分化を通じて生じた新しい農村人口群および諸関係は如何なる態様を示しているかを能う限りその内部構造との関連において示し、又かかる分化現象に対し却つて阻止要因が働きかけて複雑な形態における農家人口の停滞現象を示しているかを明らかにすることを以下における主たる課題としたい。

### 第1表 小等村農家階層別、自小作別、農家戶數

階層別	総数	戸	自作農	自作	小農	小作	自農	小作農
総数	651		415	205	16	1	1	1
0.3 町未満	54		33	8	1	1	—	—
0.3~0.5	69	409 (62.8%)	46	16	6	—	—	—
0.5~1.0	286		169	107	8	—	—	—
1.0~1.5	201	230 (35.3%)	129	71	1	—	—	—
1.5~2.0	29		27	2	—	—	—	—
2.0~2.5	7		6	1	—	—	—	—
2.5~3.0	4	12 (1.8%)	4	—	—	—	—	—
3.0~5.0	1		1	—	—	—	—	—

〔備考〕 農村人口収容力調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。

即ち小笠村農家六五一戸は、一町未満層に四〇九戸(六二・八%)、一一二町層に三三〇戸(三五・三%)、二十五町層に一二戸(一・八%)の分布がみられる。即ち極く少數の經營規模大なる農家と、圧倒的多数の零細經營農家との分化がみられる。

として取扱うことなくむしろそれを制約する社会経済的諸要因に対し、する人口自体の適応運動として把握することを主眼としたいのである。

先づ調査時（昭和二十五年八月二十五日）における小笠村農家の經營規模別分布状態をみよう。第一表の如くである。

本格的発展を示した明治末期以降の経営規模別農家数の変遷を辿らねばならぬが、資料は焼却されて、我々のより得る唯一のものとして僅か昭和二三年の臨時農業センサスを基準にとりうるにすぎない。従つてこれによつて單に最近の変遷を窺うに止めねばならぬ。

(第二表参照)

第2表 経営耕地広狭別、農家戸数の変遷

階層別	昭和22年8月1日		昭和25年		戸増 数減	戸 11 16 25 1 9 2 1 1
	総戸数	百分比	総戸数	百分比		
総戸数	662	100.0	651	100.0		
0.3未満	70	10.6	54	8.3		
0.3~0.5	77	11.6	69	10.6		
0.5~1.0	261	39.4	286	43.9		
1.0~1.5	202	30.5	201	30.9		
1.5~2.0	38	5.7	29	4.45		
2.0~2.5	9	1.4	7	1.1		
2.5~3.0	5	0.8	4	0.6		
3.0~5.0			1	0.15		

〔備考〕臨時農業センサス、昭和22年8月、農林省、および農村人口収容力調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。

勿論この農家数の増減自体は、そのままで何らその社会的集中分化の関係を明らかにするものではないが、なほ且つ、より一層停滞性の強い水田村における農家数の変遷とは異なる特質を内包せることを示すに足るといつてよい。

小笠村における五反十一町層農家といえば第三、四表にもみられる如く、その農家の經營面積中にしめる水田面積はなほ大であつて、茶園は平均二・四反程度であり、主として生葉販売に依存する階層であるが、他に一反程度の普通畑も有し、牧の原特有の複雑な農業經營を想見せしめるが、自給經濟には事欠かぬであろう。

一一・五町層農家もまだ水田規模にウェイトがあり、茶專業の一歩手前にある階層といえよう。その農家の作物編成は同様多面的でありここに農家經營の非單純性を現わしている。この点純企業化した宇治の茶栽培農家の經營内容の單一性と対照的として注目される。従つて自給經濟的な彈力性に一層強い農家群であり、一戸減少で殆んど大差なく同じような固定状態を示している。かかる一町未満五反程度の零細層と、中農下位の農家群に小笠村の農家は凝集しつつあるようであるが、これらの農家は、歴史的には他の上層及び最下層農家に先きだつものであり、本来經濟的にはむしろ最も分解すべき過剰層というべきものである。

農家經營のウェイトが茶園に移る一・五町以上層は殆んど戸数を減じているか、二町以上層の減少は一二戸程度であり、最上の三十五町層への一戸増加を示していることは、一般水田村にみられた上層農家のおしなべての落層現象と異なるところといえるであろう。こ

これによれば、小笠村においては、農家戸数は戦後わが國農村における農家の一般的増加傾向と異り、むしろ逆に一二戸減少しておおり、且つ經營規模別戸数の変遷においても、一般農村と異なる傾向が看取される。

一般水田村において一町未満特に五反未満の零細層が増加したの

は戦後の普遍的現象といえるが(我々の先行の水田村の諸調査参照)小笠村においては、五反十一町層は二五戸の増加を示したが、五反未満の極く零細層は却つて三四戸減少を示しており、三十五町最上層の一戸増加と対照的であり、他の階層は一様にその戸数を減じている。

の最大農家は水田規模は殆んどいうに足らず圧倒的部が茶園でしめられる純粹の茶專業農家であるが、五反未満層の零細な生葉売農家の減少とあわせて、一般農村と異なる商品作物農村としての農民階層分化の一特色を示すものといつてよい。即ちその限りにおいては農民階層分化の振幅は大であるといわねばならぬ。

以上は小笠村において、農家が茶という商品作物を栽培し且つ荒茶加工業を行うことによつて、わけてその茶が輸生茶としての特質を有するため國際商品としての価格変動に強く左右せられ、農民経済は一段と強く資本主義の波にまきこまれ、ノルマルな農民分化として、企業的な上層農と賃労働者化する零細層が現われ資本関係が形成されてゆくことが一部その典型的な姿において示されると共に、他方まさに逆に水田、畑、茶園の三者を比較的均等に所有し家族労働中心の比較的自給性の強い農民階層に多くの農家が集中せんとする傾向の存することを示すものである。

### 三、經營面積と茶園の規模

小笠村は小笠茶の產地として、牧の原台地一帯茶業農村の典型的な存在ともいえるが、如上に瞥見した如く、そこにみられる農家階層の変動はかなり明瞭であり、農民經濟にしめる茶業の意義の少なからぬものを察知せしめるが、その農家經營は單純でなく、なほ他に水田及び普通畑を有すること上述の如くである。

我々は次にかかる農民經營中にしめる茶業の生産力を原初的に規定するものとしての茶園の規模を検討しておかねばならない。

先づ現に各農家の經營面積中にしめる水田及び茶園の面積をみよう。農家一戸当たり総耕地面積は八反八畝であり、茶園がしめる面積は三反二畝（三六・三七%）であるが、これを更に詳しく述べてみると、農家階層別に示すものは第三表である。

即ち、茶園が総耕地中にしめる割合は概して階層上位に進む程大きな存在ともいえるが、如上に瞥見した如く、そこにみられる農家階層の変動はかなり明瞭であり、農民經濟にしめる茶業の意義の少なからぬものを察知せしめるが、その農家經營は單純でなく、なほ他に水田及び普通畑を有すること上述の如くである。

一戸当たり茶園がしめる実面積をみれば、一町層以下は約二反足らずであるが、一一一・五町層に至つて約四反、一・五一二町層約九反、二町以上層はいづれも一町から一町八反、三町以上層は二町六反の茶園を有し、一一一・五町層前後を境として、格段の差異が認められる。即ちこれら中上層農家における經營耕地の大半或いわゆる大部分が茶園をもつてしめられていることをしめるのである。

第3表 農家階層別、茶園が総耕地面積中に占める割合

階層別	農家戸数	一戸当たり総耕地面積	一戸当たり茶園が占める面積	茶園が総耕地に占める割合%
総戸数	651	0.88	0.32	36.36
0.3未満	54	0.19	0.05	26.32
0.3~0.5	69	0.40	0.13	32.50
0.5~1.0	286	0.78	0.24	30.77
1.0~1.5	201	1.17	0.42	35.90
1.5~2.0	29	1.66	0.91	78.45
2.0~2.5	7	2.20	1.32	60.00
2.5~3.0	4	2.70	1.81	67.04
3.0~5.0	1	3.05	2.67	87.54

〔備考〕 農村人口收容力調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。

更に農家階層別の田畠茶園自作地面積を一戸平均でみれば第四表の如くである。

第4表 農家階層別、自作、借入、貸付地面積(一戸平均)

階層別	自作地			借入地			貸付地		
	田 町	畠 町	茶 町	田 町	畠 町	茶 町	田 町	畠 町	茶 町
総数	0.38	0.10	0.32	0.06	0.01	0.01	0.03	0.01	0.01
0.3 町未満	0.07	0.06	0.05	0.02	0.01	0.01	0.04	0.05	—
0.3~0.5	0.14	0.07	0.12	0.05	0.01	0.01	0.03	0.02	0.27
0.5~1.0	0.35	0.01	0.24	0.07	0.01	0.01	0.03	0.01	0.01
1.0~1.5	0.55	0.13	0.40	0.07	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
1.5~2.0	0.54	0.19	0.90	0.03	—	—	0.02	0.01	—
2.0~2.5	0.58	0.27	1.32	0.04	—	—	—	—	—
2.5~3.0	0.79	0.10	1.80	—	—	—	—	—	—
3.0~5.0	0.19	0.19	2.67	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 農村人口収容力調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。

即ち一町以下の零細層においては、いづれも茶園に比し水田面積の方が大であり、別に茶園よりやや小なる畠地を有する。一・五町層以上に至ればいづれも逆に茶園面積の方が水田面積を越えてはるかに大となつており、同様若干の畠地を有する。最上層においては、水田面積は僅か一反九畝にすぎないが、茶園面積は一町六反七畝であり圧倒的部が茶園であることが注目される。

第三、四表によつて一戸当たり総耕地面積と茶園面積との相関を見直せば、一・二町層を境として下層は両者の間に比例をみないでもむしろ水田面積とより多く比例しており、上層は水田のウエイトを減じて専ら茶園面積と經營面積がより多く比例を示してくる。

かくて、農家經營面積の拡大は水田によらず茶園の拡大によつてもたらされたものであることが知られるが、なほ水田及畠地が中層農家以下において有する役割を察知しなければならぬのである。

明治初年地勢的にも局限され、水田欠乏の圧力におされて過剰人口化した小笠村の零細農民は、向都する機会にも恵まれず、牧の原の開墾によつてその生業を見出さんとした。これには牧の原が静岡県下でも小作料の低い地方であり、且つ開墾による場合一定期間の小作料免除期間が與えられていたこともあづからて大いに力があつた。

茶栽培の発展と共に、農民經濟は生氣をとり戻し、農民は小作地を購入して安全地帯としての自作地を確保していく。水田開發による水稻作ではなく原野開墾による商品作物の畠作ではあつたけれど、余剰が蓄積され、經濟的余力の生じた農民は自作農たらんとする根強い伝統的農民心理がここにも支配した。

ただし小作料の廉いこと、その型態の進歩的であつたことが

(水田は五割の現物小作料であつたが茶園は約二割の金納小作料であつた)比較的多くの小作関係をとどめたことは否定し難いところである。

いま、小笠村における土地所有の若干の特色を見るため、旧農地制度下の様相の一端を窺いうる資料として昭和二三年臨時農業センサスの結果によつて、農家の經營耕地広狭別、自小作別分布をみよう。第五表の如くである。

第5表 農家階層別、自小作別分布

(昭和22年8月1日現在)

階層別 総数	総数 戸 662	自作戸 278(42%)		小自作戸 384(58%)	
		自作戸 155	自小作戸 123	小自作戸 195	小作戸 189
0.3 町未満	70	21	2	6	41
0.3~0.5	77	17	7	24	29
0.5~1.0	261	33	50	86	92
1.0~1.5	202	54	54	68	26
1.5~2.0	38	17	9	11	1
2.0~2.5	9	8	1	—	—
2.5~3.0	5	5	—	—	—

[備考]

臨時農業センサス(昭和22年8月1日)結果表より作成

どが自作農である。

これは土地所有者が上層に昇り、土地を所有せざる者は下層に止まる一般的傾向を示すものに他ならない。

しかし、その反面において一十二町中層農に七九戸(一二%)の小自作農と、二七戸(四%)の小作農があること、特に一・五・二町層に小作農が一戸あり、二十二・五町層に自小作農が一戸みられるることは不十分乍ら小作関係を通じても經營の拡大が行われているものとして注目される。

更に農家一戸平均耕地貸付及び借入状況をみれば第六表の如くである。

第6表 経営耕地広狭別一戸平均耕地貸付、

借入状況(昭和22年8月1日現在)

階層別	貸付面積 町	借入			計 町
		田 町	畠 町	計 町	
0.3 町未満	1.2	0.05	0.06	0.11	
0.3~0.5	0.6	0.12	0.12	0.24	
0.5~1.0	0.1	0.28	0.21	0.49	
1.0~1.5	0.2	0.32	0.20	0.52	
1.5~2.0	0.3	0.23	0.25	0.48	
2.0~2.5	1.5	0.04	0.04	0.08	
2.5~3.0	1.4	—	—	—	

[備考] 臨時農業センサス(昭和22年8月1日)

結果表より作成

即ち全農家六六二戸中、二七八戸(四二%)は自作及び自小作でしめられ、三八四戸(五八%)は小自作及び小作でしめられており、且つ一町以下の零細層における小作農のしめる比率は自作農に比し圧倒的に高い。反之、二町以上就中二・五町以上の上層農家は殆ん

即ち耕地貸付においては上下の両階層が最も多く貸出しており、中層農家の貸付は最少である。反之耕地の借入は上下の両階層に少なく中層農家が多く借入地を有する。右の貸付状況は上層農家に自作地主的ないわば前時代的な一般的

性格の存することを示すが、下層農家において一部農家が農耕離脱の傾向を有することが注目される。小笠村における三反未満農家中貸付地を有する二〇戸は殆んど離農線上にあるものである。

借入状況一戸平均にみられる傾向は、田畑共に一~二町中層に向つて借入がより大となつていてこと、又それが伸び抜いて二~二・五町上層農において田畑採草地合わせて一~八町の借入を有する小作農家の現われていること（上述）は、耕地の借入によつて經營の伸張が計られていることを示すものであろう。このような発展的意味の強い小作関係が、隸属性の性格の強い零細小作と同一視し得ないであらうことはいう迄もないところである。

更に我々の調査時（昭和二十五年八月）における耕地の借入貸付状況によつてその特色をみよう。第四表にみられた如く、農地解放後の事態を反映して耕地の借入貸付共に非常に零細化しているが、借入地として水田が比較的大きいのは、水田欠乏の反映であり食糧事情困難の名残りでもある。畑、茶園は共に一町以下の零細層が僅少なる土地の借入をしているが水田程の欲求はみられない。

貸付については水田、畑、茶園共に零細な面積乍らむしろ五反未満層に多いことが注目される。二町以上層には皆無となつてゐる。このように零細規模であるに不拘却つて貸付地を多く出しているのは、上記の耕作離脱の傾向を再認せしめるものであるが、それは土地所有が耕作を離れて單なる地代收得名儀に転化したこととも示してゐるであろう。

零細自作層の土地貸付は周知の如く、資本主義浸透度の比較的高い西南地帶農村にみられる傾向で、その意味するところは必ずしも單純ではないが、土地用役の商品化が進んでいることを示しているといえる。土地は最早や單に自ら耕作せんがための土地ではなく、單なる生産手段として、一般商品と同じ取扱いをうけるに至つてゐる。

土地所有と經營との分離してゆくこのような近代的傾向を一層明瞭に示すため、資本主義浸透度の低い東北一水田村（岩手県紫波郡飯岡村）の農家の土地貸付状況を次に引例対照せしめよう。第七表参照。

第7表 飯岡村農家階層別、耕地借入貸付状況

（一戸平均）

階層別	自作地		借入地		貸付地	
	田 町 0.60	畠 町 0.22	田 町 0.43	畠 町 0.12	田 町 0.07	畠 町 0.02
総 数	0.04	—	0.15	—	—	—
0.3町未満	0.12	0.01	0.20	0.005	0.03	0.005
0.5~1.0	0.27	0.05	0.33	0.04	0.04	0.007
1.0~1.5	0.45	0.12	0.55	0.09	0.04	0.02
1.5~2.0	0.73	0.24	0.44	0.27	0.06	0.02
2.0~2.5	1.05	0.47	0.52	0.15	0.08	0.06
2.5~3.0	1.42	0.92	0.40	0.08	0.07	0.04
3.0~5.0	2.15	1.27	0.11	0.02	1.01	0.31

〔備考〕 農村人口収容力調査、昭和23年12月、厚生省人口問題研究所による。

即ち、農地改革一応の完了後（昭和二三年一二月調査）であることを念頭におきつつ、なほ注目すべき傾向として指摘しなければならないのは、一戸平均水田貸付面積は零細乍ら大体階層上位に進むにつれて増加し、三十五町最上層において一躍一・〇一町と最大となつてゐること、即ち上層農家の地主自作的な性格はおおべくもなない事実として残つてゐる。これと共に見逃し得るのは、下層の貸付は最少であり、三反未満層には全然貸付のないことである。即ち

東北農村における零細小作の従属的性格の名残りを示すものであり、上述小笠村にみられる零細自作農の土地貸付離農の傾向と全く対照的である。

本来資本家的方法が農村に浸透すると例え前期的資本の形であるにせよ、旧來の封建的土地位所有関係は改変せられ、程度の差こそあれ、土地自身自由の商品としての転形をうけに至るのであるが、資本主義浸透のおくれた東北農村では、土地所有形態においても小笠村と異り、より多くその近代以前的型態の名残りを止め、土地所有と農耕との未分離一体化の傾向がより強くみられるといえる。

## 五、小笠村農家の家族構成と労働力構成

小笠村における農家は、小数の茶專業農家と多数の兼業零細農家への分化を示しているがこれら各階層農家は第八表にみられる如き家族構成を示す。

一戸平均世帯員数は六・一人であるが、中層農家七・七人、最上層農家八人、最下層農家四・三人、非農家四・六人で世帯員数は中上層農家に多く下層農家に少ない。

世帯主の平均年令は五反未満層四三・三才、五反十一町層四六・七才、一・五町以上層五二・三才で階層上位に進むにつれて高い。

且つ世帯主の直系尊族も階層上位に進むにつれて大体規則的に多くなつていて、五反未満層を基準にとれば、中層において二倍、上層は約三倍である。孫は下層に少なく、中上層に多い。以上の傾向はいう迄もなく上層農家における世代の累積を示す。上層農家は世帯主を中心とする父母祖父母および孫を含む比較的大家族を擁して村に居をしめている。

一五才以上の子供は、中上層農家に多く、五反未満層に少ないが、一四才未満の子供はむしろ上層に少ない。

第8表 農家階層別及び農家非農家別、世帯構成（一戸当り世帯員数）

階層別	世員	世帯員数	世帯主	配偶者	父母及び父 母の数	子 (15才以上)	子 (14才以下)	孫	兄 姉妹数	弟 姉妹数	其の 他の 親族 の数	家事人	使 用 人	職務 の使 用 人	上 級 用 人	其の 他の 同居 人
総 数	6.1	人 1	人 0.8	人 0.5	人 1.5	人 1.6	人 0.52	人 0.2	人 1	人 1	人 0.003	人 0.04	—	—	—	—
0.3町未満	4.3	1	0.8	0.3	0.6	1.1	0.20	0.1	—	—	—	—	—	—	0.05	0.09
0.3~0.5	4.8	1	0.8	0.3	0.9	1.4	0.16	0.1	—	—	—	—	—	—	0.001	0.03
0.5~1.0	6.1	1	0.9	0.4	1.6	1.6	0.49	0.2	—	—	—	—	—	—	—	0.04
1.0~1.5	7.0	1	0.9	0.6	1.7	1.9	0.78	0.1	—	—	—	—	—	—	—	0.04
1.5~2.0	7.7	1	0.9	0.6	2.6	1.5	1.10	0.07	—	—	—	—	—	—	0.03	0.03
2.0~2.5	6.9	1	0.7	0.4	2.6	1.1	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2.5~3.0	6.5	1	1.0	0.8	2.0	0.2	1.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3.0~5.0	8.0	1	1.0	1.0	4.0	—	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非農家	4.6	1	0.7	0.2	0.6	1.8	0.21	0.08	—	—	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 農村人口収容力調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。

世帯主の兄弟姉妹は極めて少ない、二町以上層農家には皆無である。その他親族家事使用人はいづれの階層にもみられない。職務上の使用人および同居人はいづれも非常に少なく、二町以上層には皆無である。

右にみられる上層農家の家族構成は、世帯主の親族同居人を多く擁する東北地方農村の上層農家と対照的であり、茶專業農家としての性格の一端を示す。下層農家に職務上の使用人が若干みられるのも、零細耕地所有の荒茶加工業者として使用人を有することを示すもので一般農村と異なる点である。

小笠村における各層農家のかかる家族構成は、家族の自然生物学的な成長発展が社会的経済的條件のもとに、いわば家族人口自身の消費負担と労働力との均衡を求めて適応運動を試みているに他ならぬ。この点を更にやや詳しくみよう。

一・五町以上層は茶專業農家として本来発展と上昇とを担当する階層である。農民として經營者的性格は最も著るしい。その家族構成にみられる世帯主の兄弟姉妹の、極く少数或いは全くの欠如は、機械製茶經營体として、技術および労働生産性発展の当然の結果としての家族人口排除の現われである。茶業経験を積んだ比較的老令（五〇—六〇才）の世帯主が壯年の長男と孫とをつれて茶業經營に専念している姿を示す。

この階層農家は概ね明治期における零細小作層であったのであり、茶業によつて旧秩序の中から發展し上層に転じたものである。下層農民として開墾に従事し苦境を脱して經濟的余力が生ずると共にその家族人口数も増加したであろう。機械製茶出現以前の労働需要は当然に家族労働力の確保を要請した。機械製茶に転じてからは、雇傭労働を排除して再び家族労働中心に復帰したが、外部市況に左右されること強く、經營合理化の要請は極力余剰労働の排除を

要求する、傍系を排出し、直系中心に家族を構成し、その適応運動は積極的である。一四才未満の子供数の少ないのも一部出生減退の傾向を示すものもある（後述参照）。

五反十一・五町層の家族構成は小笠村における農家の凝集停滞層としての姿をいかんなく示す。他層に比して世帯主の兄弟姉妹の欠如も比較的少なく、幼少年層も比較的多くを擁している。

このような家族状態が、この階層農家の低い經濟構成に即応する家族労働の多面的集約化の必要に応じて現われている事はいう迄もあるまい。それは現実に牧の原の農業經營が宇治と異り、茶栽培のみに専一化することなく多くの保険作物を混植し複雑性を備えていたことによつて支へられている。即ちその家族内における余剩人口は農業經營の低位の労働構成によつて吸収されている。而も家族の低い欲望水準はそのような労働の低い技術と低い生産性とを持續せしめる。それは畢竟資本構成の未発達、前資本制的生產關係の残在状態そのものであるか、而もそのような停滞状況が低い生活水準の下に家族の強い生活力として固定されつつある。

五反未満層家族に顯着なる傾向は、その家族数の小なると共に少青年層の僅少状態であり、そのような若少労働力の排除を必要とする事はその農家々族内において生産手段と結びつき得ない余剩労働力の存在を意味するものとして、この村における零細分解層の窮迫状態を示すに十分である。この階層農家の産兒は多いのであるが、それは一部このようにして極力家族外に排出されねばならぬ。しかし、未だ完全に土地から切り離されたプロレタリアともならず農業生産から離脱することもなく土地の細片にしがみついて大部分は過剩人口となつてゐる。それは、そのような労働力の離村難を示すであらうが又内部的に一部上層農家への労働力の給源ともなつてゐる。その限りにおいては必要労働力といわねばなるまい。

かくて小笠村の各層農家にみられる家族構成は上層專業農家のよ

り自主的積極的な人口適応現象の結果であることを示すと共に、大部分の中層および下層農家のそれは極めて消極、被制約的な適応現象の結果であるといえる。

以下更に小笠村農家の労働力を性別年令別構成履歴労働率その他について検討しよう。

小笠村農家における農業従事者を男女別構成においてみると第九表の如く女子従事者の率（五一・二%）が少し高い。茶葉農村として茶摘み等女子特有の作業があるからである。しかし牧の原の中層農家以下には生葉壳農家が多く男子もまた摘採を行うのである。

農業従事者の年令別構成をみると、一五十九才の生産年令人口が基幹を成していることはいう迄もないが、就中四〇十五九才が最高（三一・一%）をしめ、六〇才以上に二一・三%あること、併せて平均労働力年令の高さいわばその老令化がみられる。且つ一四才以下の幼少労働も若干乍ら存在しそれが五反一一・五町層にみられるることは、この階層の停滯人口が労働集約化の面に吸収されていることの一端を示すことはすでに指摘した如くである。

六〇才以上の従事者が三反未満層に相当みられるのは生活の窮迫が老体にむちうつ労働を思はせ同じ老人労働でも一・五町以上層の茶專業農家にみられるものは、これと性質を異にする加工業者としての経験に基く監督者的なものであることより対照的である。

小笠村における男女別農業従事者を年令別にみれば生産年令階級においてはいづれも女子の方が男子よりも多く、六〇才以上において男子の方が女子より多い。農家階層別にみれば一町以下に女子従事者が多く一二町および上層農家において男子の方が多い。

更に農家労働力構成における自家労働の比重をみると、仮りに全農家の農業従事者が年間二〇〇日農作業に従事するものとしてその年間総延日数を雇傭労働の年間総延日数と対比せしめるならば（自家労働延四三一、八〇〇日、雇傭延一〇、四九六日）九七・七%

第9表(A) 農業従事者、男女別、年令別構成

性 年 令 別 別	別 別	男女計	14才以下		15才~24才		25才~39才		40才~59才		60才以上	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数		48.8 51.2	0.05	0.2	13.1	14.35	13.5	16.3	15.3	15.8	6.8	4.6

〔備考〕 農村人口収容力調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。

第9表(B) 農家階層別、農業従事者、男女別、年令別構成

年令別 男女別	14才以下	15才~24才	25才~39才	40才~59才	60才以上	総数						
						男女計	男女計	男女計				
階層別	男女計	男女計	男女計	男女計	男女計	男女計						
総数	0.3	27.5	29.8	31.1	11.3	100.0						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0.3町未満	—	—	—	6.9	12.9	19.8	12.9	25.75	38.65	10.8	15.85	26.65
0.3~0.5	—	—	—	10.6	12.9	23.5	18.4	24.6	43.0	10.6	15.7	26.3
0.5~1.0	0.1	0.4	0.5	13.8	15.4	29.2	13.0	16.6	29.6	14.3	16.6	30.9
1.0~1.5	—	0.1	0.1	13.3	14.1	27.4	13.2	13.4	26.6	17.9	14.9	32.8
1.5~2.0	—	—	—	17.9	13.8	31.7	11.4	8.95	20.35	16.3	14.6	30.98
2.0~2.5	—	—	—	8.0	16.0	24.0	16.0	20.0	36.0	20.0	16.0	36.0
2.5~3.0	—	—	—	6.25	—	6.25	18.75	25.0	43.75	12.5	18.75	31.25
3.0~5.0	—	—	—	20.0	—	20.0	20.0	40.0	20.0	20.0	40.0	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60.0
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40.0
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0

〔備考〕 上に同じ

は自家労働であり、雇傭労働は僅か二・三%にすぎない。「茶業が全く企業化している宇治では雇傭労働は3・4%をしめる」(近藤康男、農作物生産費の研究参照)。米作農村についてみれば雇傭労働依存度の高い機械化農村(岡山県興除村)において雇傭労働率(同じ計算で)は昭和一四年五・七%、同二二年三・三% (細野重雄、農業機械化の條件参照)となつてゐる。

大量生産をめざす機械製茶となることによつて多数の雇傭労働が排除されたため雇傭労働率は減退を示しているが、しかしこれは生産構造の高度化による合理化的前進と解しなければならない。なお雇傭は定雇は殆んどなく季節雇又は臨時雇である。

農家階層別にはしかし一・五町以上層に至れば雇傭労働率は増加し、最上層(三・〇五町)においては二〇%を示している。二〇%の雇傭労働率といえど大体日本農業における三・四町経営のそれに匹敵するもので、四町以上に至つて四六%以上に達する。下層農家にもみられる雇傭労働は經營の発展ではなく生産技術の劣悪性の反映であることはいう迄もあるまい。

最後に無業者をみよう。元来茶栽培には年間反当四〇一十五〇日労働を要し、稻作反当二〇日に比し多くの労働力を需要する。小笠村における一世帯平均生産年令にある農業従事者は三人で、佐賀平垣部における代表的水田村(本庄村、二四年八月調査)の一・四人に比し少し多い。

無業者は全体で二三八名(生産年令人口に対する九・九%)である。その内訳は第一〇表示す如くである。

即ち就学が過半数六五・八%をしめ、家事労働は八・八%、病気三・一%で純粹の失業、無職は二二・三%である。これは生産年令人口の二・二%に當る。

農家階層別に無業者割合の分布をみれば、就学は五反以上層に多く、下層に少ないが、失業又は無職は逆に五反未満層四八・四%で最大の比率を示し、中層に少なく上層に又やゝ多い。下層農家の無

第10表 農家階層別、理由別、無業者数

階層別 総数	総数 人228	就学 人150	家事労働 人20	病氣 人7	失業又 ハ無職 人51
0.5町未満	31	9	5	2	15
0.5~1.5	180	128	15	5	32
1.5~以上	17	13	—	—	4
	同上	百分比			
総数	100.0	65.8	8.8	3.1	22.3
0.5町未満	100.0	29.0	16.1	6.5	48.4
0.5~1.5	100.0	71.1	8.3	2.8	17.8
1.5以上	100.0	76.5	—	—	23.5

[備考] 農村人口収容力調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。

上層農家に無業者として家事従事者がみられないのは、全然農耕職は窮屈的意味をもつこという迄もないが、上層農家のそれは家族主義的余力を物語る現象であるといつてよい。

上層農家に無業者として家事従事者がみられないのは、全然農耕その他の業務から離脱した無業者として家事に従事する者がいないことを意味する。反之下層農家に却つてそのような家事専従者が存在することは、労働力の過剰か或いは結局合じことになるが他の労働力によつて排除代替されたものが現はれてゐると解すべきである。

農家における農業労働力の構成はその生産関係の反映であると共に又そのような生産関係を再生產するものとして注目されねばならぬが、小笠村農家にみられる労働力構成においてその大部分の農家

が自家労働中心であること、機械製茶による大量生産に転じてからも上層茶専業農家における雇傭労働率はわが農村としてはかなり注目すべきものもあるが、この階層とても本質的には自家労働中心の域を脱していないことが注目されねばならぬのである。畢竟小笠村の製茶業は資本構成の低い程度の加工業であり、賃労働依存も僅少に止まる。

## 六、兼業構成と農耕離脱

第11表 小笠村兼業農家の構成 (%)

耕地面積	兼業種類別	荒茶加工業	商工業	官公務会社員	被傭出稼工員	その他	合計
総 数	{ 第1種兼業 第2種 計	40.8 32.1 23.3	42.3 50.0 29.5	12.7 3.6 7.7	4.2 14.3 5.4	100.0 100.0 100.0	100.0
0.3町未満	{ 第1種兼業 等2種 計	62.5 29.4 20.0	37.5 58.8 60.0	5.9 5.9 16.0	5.9 4.0	100.0 100.0 100.0	100.0
0.3~0.5	{ 第1種兼業 第2種 計	46.2 37.5 42.9	38.4 25.0 33.3	15.4 37.5 23.8	100.0 100.0 100.0	100.0 100.0 100.0	100.0
0.5~1.0	{ 第1種兼業 第2種 計	38.7 13.5	48.4 100.0 32.5	12.9 10.8	100.0 100.0	100.0 100.0	100.0
1.0~1.5	{ 第1種兼業 第2種 計	64.7 100.0 43.7	17.6 9.4	11.8 6.3	5.9 3.1	100.0 100.0 100.0	100.0
1.5~2.0	{ 第1種兼業 第2種 計	100.0 100.0 66.7	100.0 100.0 33.3			100.0 100.0 100.0	100.0
2.0~2.5	{ 第1種兼業 第2種 計	100.0				100.0	100.0
2.5~3.0	{ 第1種兼業 第2種 計	100.0				100.0	100.0
3.0~5.0	{ 第1種兼業 第2種 計	100.0				100.0	100.0

〔備考〕 農村人口収容力調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。

副業的な茶栽培は漸次発展して、農民資本による荒茶加工業として專業化し商業資本と対立する迄に至つたことは上述の如くである。いま荒茶加工業を本村における産業分化の基軸としてとらえ、併せて兼業農家の構成を示すとすれば第一表の如くである。(註) 即ち、荒茶加工業をも含めての全兼業農家は一二九戸(全農戸の一九・八%)である。

その兼業種類別分布をみれば、官公務会社員が第一位をしめ、商業、荒茶加工業、被傭出稼その他順である。兼業農家中第一位にある官公務会社員についてみれば、その比率は三四・一%に達し、三反未満戸のみについてみれば六〇%にも達する。官公務会社員を兼ねることが小笠村農家の産業別分化のみならず職業別並びに地位上の分化について重要な役割を果すことを示している。

農家階層別に兼業農家について兼業種類の分布をみれば、商工業の自営を兼ねるものは三十五反戸に最も多く、一・五町以上戸にはみられず、概して階層上位にすすむにつれて減少する傾向を示す。

反之、荒茶加工業は五反未満戸には全々みられず階層上位に進むにつれて増加している。官公務会社員は三反未満戸に最も多く中層農家にやや少なく、二町以上戸にはみられない。

被傭出稼は下層農家に多く、一・五町以上戸には皆無である。

いまかりに、兼業を以て農耕離脱の過渡的形態を示すものとして、その離脱度の深浅を問うとすれば、不十分乍ら次の如き傾向を指摘し得よう。即ち例えば、三反未満極く零細戸においては、商工業を主とし農を從とする者が多く農耕離脱の傾向が強

い、被傭出稼はむしろ農を主とする者でいわゆる農耕にヒモのついた出稼を思はしめるに足る。官公務会社員を兼ね農を從とする者の多いことは上記の如くである。即ち概言して農耕を離脱するとき、官公務会社員と商工業への移行が比較的容易であり、且つそれらが実質的にも離農の傾向の強いことを物語るといえよう。

荒茶加工業の農家階層別分布と他兼業の分布とを対比して一見明瞭なることは、荒茶加工業が他兼業と代替の形をはつきり示していることであり、且つ荒茶加工業による農民分化は経営面積大なる上層農家の發展と表裏している。

而もこれと併せ更に注目すべき傾向が看取される。

いま、農民資本投下の指標として、その所有製茶機械台数によつて製茶業をA群(六台)とB群(一二台)とC群(七一一台)とに分ち、夫々その耕地所有状況と対比せしめれば第一二表の如くである。

製茶機械所有台数	農家数	耕地面積 町 戸	分布
A (6台)	17	1.60	
B (12台) 上層(a) 下層(b)	2 2	2.37 0.72	
C (7~11台)	9	1.26	

[備考] 農村人口収容力調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。荒茶加工は凡そ一組6台の製茶機械を必要とする。

即ち、A群は平均一・六町、C群は一・二六町、B群は(a)(b)二つに分れ、(a)は二・三七町、(b)は〇・七二町となつてゐる。

上述階層上位に進むにつれて荒茶加工業者の分布は大であつたが、機械所有台数(資本投下)を基準にその分布を見直せば、機械台数と耕地面積は比例しないの

みならず、むしろC群が却つて經營面積少なく、B群(b)に至つて是最少面積を有する。即ち荒茶加工業における土地の重要度の軽減が

みられ、農民を土地の耕作から離脱せしめる本質的傾向の内在せることを示す。而もこの本質的傾向が貫徹され難いところに荒茶加工業の停滞性があり、農耕離脱を不全ならしめるものがある。

産業分化の見地から更に注目すべきは農民資本による荒茶再生過程の把握の問題がある。小笠村には茶の再生工場はみられないが、同じ牧の原の榛原郡勝間田村においては、農民の共同出資による再生工場がある。このような協同化を可能にしたのは主として粒の捕つた中層農民の利害の同一によつたのである。資本浸透による上層農の機械化に対し中層農以下農民の生産協同化は小笠村にはみられず、戦時中の協同加工は今は過去の物語りとならんとしている。かかる事実の中にも小笠村農民の保守性をみ出し得よう。

農民資本が荒茶加工過程を抜け出て更に再生過程に入り、本来商業資本の把握していたその過程に進出せんとしていることは注目すべきであるが、この過程がどこ迄発展しうるか、けだし今後における茶業による農業資本主義化の一課題であると共に農村人口の社会的分解にとつても一関心事たるを失わぬ。

商業資本の立場からいえば生葉の運搬、保存等危険の多い荒茶加工過程は農民資本に委ね自らは利潤の幅の大なる再生過程を確実に把握するのがその常道である。

農民資本からいえば、「合」という特殊の技術を要し消費地の嗜好に投するをする再生過程を當むためには技術的な困難があり、何よりも莫大な購茶資金を調達し在來ののれんを有する商業資本と、直接対抗しなければならぬ。このような困難を犯することは多く、農民にとつてその能力を越えるものであつて、年間五〇日前後の製茶期間を稼働する資本効率の比較的悪い小工場に踏み止らざるを得ない現状であるといえる。

(註) 荒茶加工業者は茶專業農家というべきであるがここでは他兼業との代替性をみると主として取扱つた。

## 七、階層分化と農家經濟

以上、小笠村の上層農家が茶業を媒介として零細小作層から荒茶加工業者への発展を示すと共に他方において圧倒的部の農家が製茶業に走らず生葉亮農家として未分化のまま停滞し農家の集中層を構成している状態を概観した。

静岡県は茶栽培地帯としても比較的新しく全国の場合とは反対に製茶に比し生葉亮農家のしめる比率が高いが、これは茶栽培の歴史が比較的新しく米麦作がなお重要な地位をしめ、茶園そのものにも他の果樹工藝作物等を混植している等茶業としての分化も少なく、むしろ将来にまつべき点の多い事によるのも否定し得ないが、より根本的には荒茶加工業が軽度の加工段階に止まり、わが国においては大企業としての発展が困難であり、茶栽培と分離せんとして而も完全に分離し得ざる矛盾を内包せることによるといわねばならぬ。

それは一面農民の伝統的保守性のしからしめるところでもあるが、より根本的に経済的理由のあることは上段においてもふれた如くである。

当面の課題たる商品作物農村における農民階層の分化の追求によつて、農村人口の一般水田村に比するより大なる社会的分化現象を把握せんとした企図は以上の実態調査の諸結果の示した如く一部典型的な農村人口の階級分化を示すと共にその反面に又多くの停滞性をみなければならなかつた。それは本来分解すべき零細中層の滯留現象として現われている。

我々は以下更に進んでそのような階層分化の内部間連を示すものとして、各層農家の農家経営状態の幾分でもを明らかにしなければならぬが、我々の調査結果に従つて上来述べた諸傾向に関する

不十分乍ら若干の傍証を試みよう  
一、米麦および茶の反当生産力

宇治の如き古い企業地と異つて牧の原の農業經營の複雑であることは既に述べた。ここでは米麦共に重要な作物である。第一三表表示す如く、

第13表 農家階層別米麦および茶の反当収量

階層別	米 反当収量 石	麦 反当収量 石	茶 反当費 貫
0.3町未満	2.1	1.2	133.2
0.3~0.5	2.2	1.2	160.3
0.5~1.0	2.3	1.4	169.2
1.0~1.5	2.3	1.5	175.8
1.5~2.0	2.4	1.3	185.5
2.0~2.5	2.9	1.5	190.0
2.5~3.0	2.3	1.4	192.5
3.0~5.0	2.0	1.8	200.0

〔備考〕 農村人口收容力調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。

米の反収は五反未満層は比較的少なく、中上層に高く又最上層に却つて低い。麦は下層に低く中上層に高い。最上層に米收の低いのは茶への依存度の強さの反映であろう。反之最上層に麦の反収が高いのは畑地への依存度の高さと併行するものであろう。

反之茶は階層上位に進むに従つて規則的に反収を増加している。これは金肥を多く要する資本集約的な茶栽培の当然の結果である。

二、耕種收入

第 14 表(A) 農家階層別農業經營の概要

	一戸当り農家粗所得			一戸当り經營上の出費		
	耕種收入 円	耕種外收入 円	合計 円	農業經營費 円	税金 円	合計 円
0.3 町未満	15,859	73,850	89,209	18,156	13,306	31,462
0.3 ~ 0.5	39,536	20,740	60,276	14,875	8,814	23,689
0.5 ~ 1.0	68,935	29,541	98,476	32,537	21,451	53,988
1.0 ~ 1.5	110,808	11,270	122,078	62,806	39,042	101,848
1.5 ~ 2.0	200,304	2,250	202,554	78,833	75,422	154,255
2.0 以上	389,813	5,240	395,054	177,964	152,659	330,623
平均	98,630	25,892	124,522	48,461	35,326	83,787
最大農家	850,464	—	850,464	452,166	284,000	736,166
	同上	百分比		同上	百分比	
0.3 町未満	17.8	%	100.0	57.7	%	100.0
0.3 ~ 0.5	65.6		100.0	62.8		100.0
0.5 ~ 1.0	70.0		100.0	62.3		100.0
1.0 ~ 1.5	90.8		100.0	61.7		100.0
1.5 ~ 2.0	98.9		100.0	51.1		100.0
2.0 以上	98.7		100.0	53.8		100.0
平均	79.2		100.0	57.8		100.0
最大農家	100.0		100.0	62.8		100.0

〔備考〕 農村人口収容力調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。

第 14 表(B) 農業經營費内訳

	肥料	労賃	その他
0.3 町未満	22.4	%	20.5
0.3 ~ 0.5	29.9		19.5
0.5 ~ 1.0	36.2		6.0
1.0 ~ 1.5	31.5		8.2
1.5 ~ 2.0	40.8		21.1
2.0 以上	43.1		25.0
平均	35.9		14.0
最大農家	47.9		8.8

〔備考〕 上に同じ

第 14 表(C) 農家階層別、農業經營の概要

	一戸当り農家所得 円	家族一人当たり農家所得 円	農業従事者一人当たり耕種收入 円	反当り耕種收入 円	反当り農業經營費 円	一戸当り茶收入 円	農家粗所得に対する茶收入の比 %
0.3 町未満	57,747	15,197	9,912	7,851	8,988	9,100	10.2
0.3 ~ 0.5	36,587	8,924	21,964	9,909	3,728	23,800	39.5
0.5 ~ 1.0	44,488	6,740	22,726	9,746	4,600	39,120	39.7
1.0 ~ 1.5	20,230	2,997	36,331	9,577	5,428	54,464	44.6
1.5 ~ 2.0	48,299	4,996	54,628	12,558	4,942	115,833	57.2
2.0 以上	64,431	9,204	121,816	16,701	7,625	370,900	94.1
平均	40,735	6,666	35,665	11,156	5,482	61,745	49.6
最大農家	114,298	14,286	283,488	29,326	15,592	761,500	89.5

〔備考〕 上に同じ

農家粗収入を耕種収入と耕種外収入とに分つてみる。第一四表參照。耕種収入は階層上位に進む程大である。一一一・五町層を境に格段の差異がみられる。茶収入の影響を示す。

反之耕種外収入は階層下位ほど大である。一一一・五町層は格段に少ない。上層の茶専業による収入と下層の兼業収入依存を示す。

茶収入のみについてみれば荒茶加工に進む一一五町を境として隔差のあること上記の如くであるが、例えば最下層の生葉壳農家年収約九〇〇〇円に対し、一・五十二町層で約一一万円、二町以上層約三七万円、最大農家約七六万円となつてその質的差異がみられる。

### 三、農業經營費

經營費について厳密な費用計算を施したわけではなく、費目別に農家記入を集計したものでもとより概略の計数と傾向を示すにすぎない。

費目としては肥料費種苗費労賃家畜費飼料費諸材料費農器具費土地改良設備費建物費農業負債利子小作料等を含むが、茶栽培のみをとり出していくと固定費用は少ない。製茶においてはややそれが嵩む。肥料費労賃と税金とが主要経費をしめるようである。

一戸当たり經營費総額でみれば大体中層において、上昇しはじめ上層において格段に高い。

税金についても大体同様の傾向がみられる。

### 四、農家所得

農家粗収入から經營上の諸支出を差引いて農家所得とするならば、階層別に規則的な傾向はみられず、むしろ上下の両層が高い。下層の兼業収入と上層の茶収入の影響である。一一一・五町層がその下位の諸層よりも低く現われている。經營費税金共に負担が高いことがその一因である。

家族一人当り農家所得を以てかりにその消費水準を代表せしむる

とすれば上下両層が高く一一一・五町層が最低である。

### 五、土地生産力と労働生産性

耕種収入を耕地反當でみれば上層が高く最下層が低い。一一一・五町層がついで低く僅か乍ら下層へ向つて上升している。

然るにこれを農業従事者一人当たりでみれば（従事日数はかりに捨象して）規則的に階層上位に進むにつれて耕種収入は大となつてゐる。即ち土地生産力と労働生産力とは中層以下においては併行せずむしろ逆行の傾向がある。換言すれば三反十五反、五反一一町階層の土地生産力の高さは耕種の多角化による労働集約によつてもたらされたものであるといわねばならぬ。反之一一一・五町層は土地經營において比較的粗放であり労働生産性においては五反一一町層より優れていふともいえよう。

反当耕種収入と反当農業經營費とを比較して三反未満層はマイナスであり、若し耕種外収入の機会がなければ自立し得ない。従つて消極的意味においてこの階層農家がその戸数を減じてゐるのは当然であろう。

五一反一一町層の農家は耕種において多面的に労働集約を行い併せて耕種外収入によつて農家所得をあげてゐるのであつて、本質的には家族労力過投の勤労農民として存在してゐるが、その労働生産性において低く又家族一人当り農家所得（生活水準）においてその下層より却つて低いことを考えれば、抑圧された停滞状態に止まつてゐるにすぎない。

一一一・五町層農家は戸数において大体現状維持を示しているが、農家経済上の諸数字が示した如くその内容はむしろ不安定であり、荒茶加工業者に転じて発展を企図する積極性を示すよりむしろ生葉農家として多面的集約化に安定を求めるとしている階層といえよう。

如上の農家経済に関する分析によつて我々は概略乍ら小笠村農家

の大部分が集中せんとしつつある階層の停滞状況の経済的意味の一端を知ることが出来たが、なお荒茶加工業者層について附言しておきたいことは、その經營内容をみると雇傭労賃を節約し茶栽培において又加工過程において多く自家労働に依存せしめることを要し原料費の主なる部分を自家労働に依存せしめざれば存立し難いことが知られることである。製茶業において自園自製が主力をなしていることがその何よりの証佐である。

## 八、人口移動と出生現象

以上各節において小笠村における農家階層分化の特色を中心としてその社会経済的條件の概略を観察したが、これら諸條件のもとに農民の人口適応運動が如何に行われたかについても既に多くの箇所において部分的な説述を試みてきた。

以下これを補足しつつ且つ要約的に特に人口移動と出生現象を中心として、農家階層別にみられるその人口適応運動の特色を記述し併せて小笠村における人口收容力の現段階的様相をみよう。

我々の調査時迄における全村農家（非農家をも含む）の他出者は四九八名（戦前二一六名戦時四〇名戦後二四二名）で一戸当たり〇・七人である。これを我々の他の水田村の調査結果（調査時期に若干のずれあり）と比較すれば、佐賀県中川副村（平坦部農村、經營規模大、生産力高し）一・七人、広島県湯田村（中間地帶、中庸村）一人より少ない。茶業による農家の労働需要を思わせる。しかし同じ水田村でも本来人口圧力の極めて低い岡山県興除村（機械化農村）の〇・五人に比すればやや多くを排出している。他出農家率についてもほぼ同じ事がみられ小笠村三三・五%，中川副村六四・八%，湯田村四四%，興除村二八・五%となつてゐる。このような田藝作物による農家労働の集約化とその地域の労働需要による人口收容余

力を物語ると共に、なお人口現象の近代化傾向については機械化農村に一步を譲ることを思はせる。

農家階層別に他出状況をみると上・下両層農家において多く中層農家に少ない傾向がある。一世帯平均二町以上層は三人を、三反未満層は一人を、五反十一・五町層は〇・八人を排出している。上下両層農家の人口適応状況の振幅が比較的大きいことはすでに指摘した如くである。中層農家の人口排出の比較的少ないことはその吸收状態の反面を物語るものもあるがその経済的意味については前節指摘の如く進歩的意味はみられない。

他出理由別にみて注意すべきは女子の縁事移動が大きいことである。ついで男子の就職求職および分家による他出がみられる。ただ戦前の傾向と比較して注目すべきは男女共就職による移動が増加していると共に分家が増加していることである。戦前は上層特に二町以上層にみられた分家が戦後にはみられず、戦前に少なかつたり零細層の分家が目立つてゐる。下層農家における離村現象の滯滯と上層農家における村県外へのつとめての他出を意味するだろう。

他出を地域別にみれば村外が最大（男八六名女二五三名）ついで県外（男四九名女四九名）村内は最も少ない（男二三名女三九名）。これは他村とほぼ同じ傾向であるが、村内における人口收容余力の乏しいことを示すのはいう迄もない。

他出者の現在の職業について特に注目されるのは私經營の職員公務員等が多く小商業、手工業等がこれにつき、前述これらの職業が農耕者を離農せしめるに好適であることを再認せしめるが、他出して現在無職なる者がなお相当数みられるのは、他出現象の逼迫性を物語るものといわねばならぬ。（第一五表参照）

終戦以降小笠村への入帰村者は戦後異常現象としての復員引揚者（一七六名）を含し三二四名ある。理由別にみれば復員引揚を別として養子嫁入（六九名）が主であること一般農村と変りはない。転失

第15表 農家非農家別、並に農家の階層別に見た現在の職業別、他出者数

	総 数		農業 者		大商工 業經營 者		手工業 者		小売業 者		サービス 業者		其の他 の事業 主		農業日 常労働 者		其の他 の日常労働 者		農業常 効労働 者		工業常 効労働 者		商業常 効労働 者		
	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	
総 数	157	341	34	212	-	-	11	11	15	23	3	4	5	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	-	-
0.3町未満	21	30	1	10	-	-	2	-	-	4	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
0.3~0.5	8	14	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
0.5~1.0	64	131	15	77	-	-	3	4	6	7	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.0~1.5	44	124	12	96	-	-	4	7	9	9	-	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
1.5~2.0	11	16	4	11	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.0~2.5	3	18	2	14	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.5~3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.0~5.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5.0~10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10町以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非農家	5	8	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	交通業常 効労働者		サービス 業常効 労働者		職長級特 殊的能力 を持つ労 働者		公務員		私経営 職員		自由業者		高級官 吏		地主及 金利生 活者		家事使 用人		その他		無職		未詳	
	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人	男 人	女 人
総 数	6	1	-	-	-	20	6	41	27	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	3	15	50	2	1
0.3町未満	-	-	-	-	-	4	2	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	7	-	1	
0.3~0.5	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	7	2	-	-
0.5~1.0	4	1	-	-	-	7	4	17	12	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	7	26	-	-	-
1.0~1.5	2	-	-	-	-	3	-	12	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
1.5~2.0	-	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	-
2.0~2.5	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
2.5~3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.0~5.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5.0~10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10町以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非農家	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	4	-	-

〔備考〕 農村人口収容力調査、昭和25年8月厚生省人口問題研究所による。

業帰農が二三名みられる。

農家階層別入帰村者は上下両層農家に比較的多く中層農家に少ない。即ち一世帯平均最上層は一人、五反未満層は〇・六人、五反一町、一一・五町層いづれも〇・四人にすぎない。上述経済分析にみられた如く停滞層の収容余力は殆んど無い筈である。

復員者を除いて一戸平均入村者をみれば、僅か〇・二八人で、前記中川副村〇・五二人、湯田村〇・七六人に比し少數であり、興除村〇・二七人とほぼ同じ程度に止まつてゐる。

入帰村者が入帰村後に就いた職業をみれば農業者を別とすれば、公務員、サービス業、小売業、手工業等であるが、無職者として入帰村した者は男女合せて六七名あり、その中入帰村後も無職なる者四六名を算える。小笠村内部において就職しうる余地の極めて乏しいことを示すものである。

以上の諸傾向は、小笠村が円藝作物農村として若干の水田村と異なる人口排出状況を示しつつなお上下両層農家に現下強行されつある他出の諸型態において強度の人口圧力の存在することを示すと共に、その人口收容力は殆んど過飽和状態に到達していることを知らしめるものである。

この強い人口圧力の事実を更に雄弁に物語るものはその人口適応運動としてみた本村農民の出生現象における特色である。

全体としての特殊出生率（有配偶妊娠年令女子千につき調査時過去一年間の出生兒数）は一九九であり、他村に比しむしろ高い部類に属する（中川副村一七七、湯田村一七〇、興除村一四五）が、それは主として一町未満層の多産に負うことを知らねばならぬ。（第一六表参照）

下層貧農の多産であるのは今迄の調査村における傾向と等しく、意識的抑制を余り用いない自然生物学的多産を示しているが、我々が実施した簡易産兒制限調査の結果にもみられる如く、産兒制限実

第16表 農家非農家別特殊出生率

階層別	姓孕年令女子有配偶者 人	0才の子供及 0才の死亡者 人	出生率 %
総 数	661	132	199.7
0.3 町未満	39	8	205.1
0.3 ~ 0.5	55	6	127.3
0.5 ~ 1.0	253	67	264.8
1.0 ~ 1.5	234	34	145.3
1.5 ~ 2.0	29	3	103.4
2.0 ~ 2.5	9	1	111.1
2.5 ~ 3.0	4	—	—
3.0 ~ 5.0	1	—	—
5.0 ~ 10	—	—	—
10 町以上 非農家	37	12	324.3

〔備考〕 農村人口收容調査、昭和25年8月、厚生省人口問題研究所による。

然し墮胎率においては二六・九%と最高を示しているのは、意識的抑制行為よりむしろ墮胎行為にその階層人口の調節を求めていることを示す。即ち本村零細層はその多産による人口圧力を事後に調節する行為に出ているのであり、旧来の慣習を殆んど出ない貧困者としての苦悩と生活意識の低迷さとをいかんなく露呈しているといわねばならぬ。

反之上層就中茶専業を主とする一・五町以上層農家の出生率は格段に低いが、それら階層農家においては意識的抑制行為が相当程度に行われていることに注目しなければならない。且つ墮胎も相当程

結語

上層農家に低い出生率は、先行他村の調査結果に現れた中核農家庭における出生率低下の傾向と同じくするもので、その階層農度みられるが、これはむしろ抑制行為と併行するもので、下層にみられたそれとは同一視し得ないであろう。

しかし荒茶加工業が軽度の加工乍らこのようにして一方に農民の土地から離脱の傾向を本質的に内在せしめていに不拘、而も完全に茶栽培と分離することなく自園自製を主体とする事に、その生産力の限界もみられ、殊に茶の再生過程が完全に商業資本の手中に掌握されている現状において資本制企業としての荒茶加工業の発展の限界もみられる。

第17表 小笠村農家非農家戸別並びに農家階層別避妊実行状況

階層別	夫婦数	避妊実行・不実行夫婦割合(%)			墮胎件数 (夫婦百 ニ付)
		実行	不実行	不詳	
総 数	620	15.8	62.9	21.3	9.7
農家総数	558	14.7	63.8	21.5	9.0
0.5町未満	67	11.9	67.2	20.9	26.9
0.5~1.0	257	14.0	68.9	17.1	4.3
1.0~1.5	164	14.0	60.4	25.6	11.0
1.5~2.0	22	31.8	50.0	18.2	4.5
2.0~	10	20.0	70.0	10.0	20.0
農家階層 未 兼業農家	38	15.8	44.7	39.5	0
非 農 家	18	16.7	77.8	5.5	16.7
職業不明	23	39.1	43.5	17.4	21.7
	21	19.05	47.6	33.35	9.5

〔備考〕 産児制限簡易調査、昭和25年8月、人口問題研究所による。

以上によつて小笠村における調査結果の個別的観察の解明を終つた。若しこれらの事実の中に日本農村における資本主義浸透の反映を示す若干の特色があるとすれば、それは一つに商品作物農村としての小笠村の有する標本的性格によるものでなければならない。そのような特色こそ我々の調査によつて明らかにせんとしたところであるが、今一度要約的にそれを拾いあげ併せて我々に反省を促す人口政策上の注意点ともいうべきものをあげれば次の如くである。

小笠村の茶葉就中荒茶加工業の発展は明治期以降製茶機械導入による大量生産の実現と共に相当めざましく、この村における在來の旧秩序を新しき生産関係のもとに再編成する程の発展を示した。これは封建的生産関係の強く残存せる旧来の水田作中心の秩序のもとに低迷せる生産状態をつづけた小笠村農家にとって劃期的事実たるを失はない。わけて茶葉の発展の担当者が主として抑圧された貧農階級であつた事にそれら農民の進取的性格をみると共に茶葉に対し傍観的態度を持した地主層の保守性をみうるが、いづれにせよ旧体制を排除して進む資本主義的生産（マニュファクチャの域を脱せぬにせよ）の浸透力をみざるを得ないのである。その限りにおいて新しき生産関係のもとに機械力を支配した農民とこれに労働を提供する農民との社会的分化は明瞭に看取されるところで一般水田村には乏しい現象といわねばならぬ。

この事実は当然に小笠村農民の社会的分化の範囲を劃すると共

に、その反面において旧来の生産関係の固定を生ぜしめざるを得ない。我々が本村農民の大部分が集中せんとしつつある零細層および中層下位の農家をそのような停滞層としてその諸関係および諸事情をつぶさに看察した事は上記の如くである。

本来國民經濟の成立期における産業資本の確立につれて、それが農村をとらえるに至れば農業資本主義も又成立する。而もこの発展のテンポは多くの国々において遅々としてすます数世紀を要したところである。むしろ却つてその反面において前資本主義的な諸要素の停滞固定化が抜き難いものとして現われる。

このような一般的傾向は程度の差こそあれ以上小笠村の農家の停滞現象にも等しくみられるところで、それら農家における農業の塊態は勿論資本集約的なものとしてより多く多面的な労働集約性を帶びており、その生産力は低く、欲望の水準も低く過剩人口に随伴されている。

この大部分の未分化の農家人口が零細な自己所有地にしがみついて低位乍ら強い生活力を發揮するか、或いは、明治期以降の再編成を再びうけるかは、一つに茶葉の資本家的生産として今後の割期的發展の如何にかかるといわざるを得ない。小笠村の場合それは國際市場における一大發展にまつものである。

このような發展が期待されず現状とさ程変らぬ情勢が持続する以上小笠村の停滞農家は旧態依然たる停滞人口層として強度の人口圧力の下に低位の經濟構成を再生し、過剩人口の再生産構造を維持し持続する他はないであろう。

これを大にしていえば、いわゆる農村の過剩人口は農業内部に關する限り日本農業の資本主義化の程度如何によつて收縮停滞をくり返えすといわざるを得ない。

過剩人口の再生産が近代的進化からとり残された低位産業によつて而もその産業人口の多くの犠牲のもとに遂行されつつある現状に

おいて、人口政策上特に要望されることは、過剩人口の收容地であり又その再生産の根源でもある農村の近代的進化を忘れる産業構造の跛行性の是正であることを本調査結果は知らしめるものである。

## 資料

### フランス国立人口問題研究所の概要

岡崎文規

昨秋、フランス国立人口問題研究所を訪問する機会をえたことは、私自身のためだけではなく、わが人口問題研究所のためにも、少くない収穫であったと、私は信じている。

第一の目的は、人口問題の研究上、両研究所の連絡を密接にすることにあつたが、ソオーヴィ所長をはじめとして、主要な研究所員たちと親しく懇談することによって、文書の往復などでは、到底、期待できないような大きな成果をえた。

事務総長のベルチエ氏は、細心の心づかいをもつて、私のために、あらゆる便宜を供與せられた。たとえば、滞在中の日程表を組んでもらつたおかげで、きわめて順序よく、研究所員たちと、それぞの研究課題について、質疑応答することができた。いま、何が重要な研究課題として取上げられているかを知りえたと同時に、人口現象の分析にさきだつて、研究方法、とくに統計方法に多大の考慮が払われているのを敬服した。この点について、われわれは深く省察しなければならない。人口現象の研究は、多くの場合、人口統計資料を基礎とする関係上、まず第一に、人口統計資料の吟味から出発する必要があらう。第二に、人口統

計資料の分析に適用すべき統計方法の知識が豊富で、しかも正確でなければならない。もしこの二つの要件を無視して研究成果を急ぐならば、それはすべて誤謬をおかすことになり、折角の努力も実を結ばないであろう。

フランス国立人口問題研究所の研究成果は、機

わが人口問題研究所と同様に、人口政策の基礎資料を提供することに主眼を置いている。関係上、主観的な価値判断を避けている。それゆえに、公表される論稿では、科学的な研究方法に基づく客観的な成果ばかりである。この点は、われわれの意図していることと全く合致している。

フランス国立人口問題研究所の調査研究は、(一)人口公衆衛生省の要求に基づき、(二)専門技術委員会の決定に基づき、(三)研究所自体の創意に基づき、なされている。したがつて、わが人口問題研究所の調査研究には、(一)の要請に基づくものを全く欠いてはならない。われわれは、専門技術委員会をもつて、いないが、これを創設することは好ましいかどうかは研究をする。しかし、専門技術委員会の構成員を見ると、人口問題に關係ある最高の知能の集りであつて、その所見にきくことは、調査研究の課題を選定するにあたつて、参考になる点が多い。

ソオーヴィ所長は、誰も知つてゐるよう、フランスにおける人口学の大家であるばかりではなく、国際人口学会の副会長や国連の人口委員会の会員である事実からも明らかのように、世界的にも著名である。私の知つてゐる限りでも、すでに「厚生と人口」「富と人口」「人口、その法則、その均衡」などの名著があり、近く「経済と人口」と題する大著が出版されることになつてゐる。その科学的精進は敬服のほかない。このような大家と近づきになりえたことを、何よりの幸せに感じている。

事務総長のベルチエ氏が私の滞在中に示された厚情は大したものであつて、劇務のうちから、さしくりをして、人口公衆衛生大臣との面接のほかに、ユネスコ社会科学院、ユニセフ、統計局、社会保険局の首脳部の方々を紹介され、人口問題および人口政策に関する研究のため、連絡の機会を

審議会が構成されていて、所長を補佐することになつてゐる。その委員は、人口公衆衛生省の代表者、労働省の代表者、文部省の代表者、経済省の代表者、建設省の代表者、大蔵省の代表者、人口学に関する学識者二名であり、委員長は学識者の中から選任されることになつてゐる。

行政審議会の担当する最も重要な任務は、研究所の予算、会計、庶務などに関する事項などであつて、考え方によれば、研究所の運営に他省の干渉が加わることになるが、また別の観点からすれば、他省も研究所の運営について、それだけ関心を寄せるになり、研究所として得るところが多いであろう。

作つて下つて下さつたことは、感謝に耐えない次等である。

## 昭和二十四、二十五年度 産児調節実態調査結果の概報

篠崎信男

### 一、序

さきに昭和二十四年度に実施した青森、宮城、岩手、岡山、埼玉の五県についての産児調節実態調査結果を報告したが、更に昭和二十五年度に調査した十二県を追加し、計十七県を一括して都市町村別に組みなおし、ここにその主要なる事項の集計結果を発表する。最近における産児調節普及の状況の一班を察するに足らうと考えられるからである。配票総数は五三、〇一枚であるが回収総数は四四、〇五九枚で八三・一%の回収率を示している。調査した地域、調査回収数、調査年月を示せば表の如くである。

調査対象は妻の年令満五〇才以下の夫婦であつたが、妻の年令が五〇才をこえる夫婦も極めて僅かではあるが混入していることを断つておかねばならない。

調査地域は理想的な標本調査の方式によつて選定されることが望ましいのであるが、本調査はなほ全国各府県についてのバイロット調査の状態にあり、かつ各府県内における調査市町村の選定も各県府当局の極めて好意的な協力の下に夫々の県の実状に応じて常識的に最も標準的なところを選んだものである。

二、集計結果表についての注意事項  
本集計における都市、町、農山漁村の区分については、都市及び町は行政区劃上、市又は町と称

されているもので、都市は人口三万から九万に亘る地方中小都市が対象となつてゐる。町はいわゆる市郡別には郡部に属するわけで、中には相當に農村的性格に近いものも僅か含まれてゐる。また農村、山村、漁村の区別は各県における通念上の区分によつたもので、厳密な計算的標準によつたものではない。また以下表中にある「奉」は、教

育程度、職業及び総計の各欄にあるものは避妊の実行率を示しており、実行理由、及び不実行理由の各欄にあるものは、各々の理由の頻度を示すものである。

### 三、要約

市町村別並びに教育程度、職業別にみた実行の状態、更に実行理由、不実行理由の割合などの集計結果は表にみる通りであるが、一般に実行率は都市が高く町、農村、山村、漁村の順に低くなつており、教育程度別には何れの地域でも専門学校

調査地域、年月及び調査票回収数

調査年月	調査票回収数	山村	漁村	農村	市町	都市	県名
非東	4,709	4	6	4	5	6	森
	5,058	6	4	5	2	2	手
	5,140	3	2	5	13	8	城
	1,879	2	1	6	4	1	田
	5,113	1	1	8	4	1	形
	2,326	4	2	9	2	2	秋
関東	4,001	2	2	7	7	2	山
	537	1	1	1	1	1	木
	1,681	1	1	2	6	4	馬
中部	1,817	3	1	2	6	4	玉
	1,649	1	1	2	6	4	堺
近畿	835	4	4	6	4	4	川
中国	2,174	1	2(内果樹村1)	1	14	4	知
四国	1,738	1	1	3	5	5	高
	1,867	1	1	1	5	5	香
九州	1,760	6	5	21	14	2	崎
	1,775	5	5	5	3	3	宮
	44,059	33	25	94	53	10	計

以上のものが実行率が高く、次が中学校、最低が小学校の順序である。職業別には何れの地域も勤人が最高の実行率を示しているが、そのあとは市町村別に必ずしも一義的な順序はない。しかし工業者、商業者、「その他の職業」に入る人々が之につき、最低率を示すものは農業者や漁業者及び労働者であることは一般的である。

次に実行理由は何れも経済的理由によるものが最も多い。中には複合理由が多く示されている地

域もあるが、この中には何れも経済的理由が一つは入っているものの方が多いのである。次が母体の健康上、生活向上を理由とするものの順になつてゐる。不実行理由は無関心、考えたことなしといふのが何れも三〇%以上を占めて一番多く、産児調節の認識未だしの感を深くするが、進んで実行する意志がないというのも之に次いで多い。

またもつと子供がほしいからというものの割合も

同じくらい多く、これ等三つ以外の理由は、以上三つの理由に比べれば率は遙に下廻つてゐる。本調査の結果から機械的に算出される実行率は一三・四%となるが、全国標本としてはやや農村地域に偏してゐるから加重平均をとると之よりや高い実行率がえられるであらう。正確な全国的普及率の検討は現在計画されている本格的調査の結果にまつこととする。

第1表 総 計

(調査票配布数 53,011)  
(調査票回収数 44,059)  
(調査票回収率 83.1%)

	実行者	不実行者及実行不実行不明	計	率
総	計	5,893	38,166	44,059 13.4
—教育程度(夫)—				
小学校	校	3,013	28,053	31,066 9.7
中学校	校	1,721	6,293	8,014 21.5
専門学校	以上	908	1,865	2,773 32.7
記入		251	1,955	2,206 11.4
計		5,893	38,166	44,059 13.4
—職業(夫)—				
漁業者	者	156	2,994	3,150 5.0
農業者	者	1,981	18,774	20,755 9.5
商業者	者	553	2,725	3,278 16.9
工業者	者	236	1,031	1,267 18.7
労働者	者	429	3,964	4,393 9.8
勤人	人	2,051	5,939	7,990 25.7
その他		341	1,393	1,734 19.7
記入		146	1,346	1,492 9.8
計		5,893	38,166	44,059 13.4
—実行理由—				
経済	上	1,642		27.8
母体の健康	上	1,118		18.9
生活向上の為		742		12.6
其の他の		272		4.6
以上	複合	1,449		24.6
記入		680		11.5
計		5,893		100.0
—不実行理由—				
全然考へた事なし		13,397		35.1
進んで実行の意なし		6,290		16.5
客観的に不可能		2,208		5.8
子供の生れる心配なし		737		1.9
子供を更に希望する		5,469		14.3
主観的嫌悪道徳的反対		1,124		2.9
其の他の		651		1.7
記入		8,290		21.8
計		38,166		100.0

第3表 町 (調査票配布数 11,750)  
 (調査票回収数 10,558)  
 調査票回収率 89.9%)

		実行者	不実行者及実行不明	計	率
総	計	1,903	8,655	10,558	18.0
小	一教	育 程 度 (夫)一			
中	学 校	735	5,229	5,964	12.3
專	學 校	667	2,117	2,784	24.0
門	校 以 上	409	767	1,176	34.8
記	入	92	542	634	14.5
無	計	1,903	8,655	10,558	18.0
漁	業	業 (夫)一			
農	業	者 8	97	105	7.6
商	業	者 259	2,278	2,537	10.2
工	業	者 314	1,414	1,728	18.2
労	働	者 120	380	500	24.0
勤	人	173	1,426	1,599	10.8
其	他	171	604	775	22.1
無	記	入 52	288	340	15.3
計	1,903	8,655	10,558	18.0	
経	一 実 行 理 由	一			
母	済 上	579		30.4	
生	体 の 健 康 上	358		18.8	
其	活 向 上 の 為	223		11.7	
以	の 他	109		5.7	
無	上 の 複 合	488		25.7	
記	入	146		7.7	
計	1,903		100.0		
全	一 不 実 行 理 由	一			
進	然考へた事なし	2,734		31.6	
客	んで実行の意なし	1,607		18.6	
子	観的に不可能	431		5.0	
供	の生れる心配なし	156		1.8	
供	を更に希望する	1,474		17.0	
主	觀的嫌惡道徳的反対	256		2.9	
其	の 他	172		2.0	
無	記 入	1,825		21.1	
計	8,655		100.0		

第2表 都市 (調査票配布数 4,000)  
 (調査票回収数 3,171)  
 調査票回収率 79.3%)

		実行者	不実行者及実行不明	計	率
総	計	780	2,391	3,171	24.6
小	一教	育 程 度 (夫)一			
中	学 校	253	1,252	1,505	16.8
專	學 校	279	726	1,005	27.8
門	校 以 上	214	295	509	42.0
記	入	34	118	152	22.4
無	計	780	2,391	3,171	24.6
漁	業	業 (夫)一			
農	業	者 2	54	56	3.6
商	業	者 10	81	91	11.0
工	業	者 116	389	505	23.0
労	働	者 60	273	333	18.0
勤	人	53	372	425	12.5
其	の 他	455	960	1,415	32.2
無	記 入	73	199	272	26.8
計	11	63	74	14.9	
無	計	780	2,391	3,171	24.6
経	一 実 行 理 由	一			
母	済 上	233		29.9	
生	体 の 健 康 上	136		17.4	
其	活 向 上 の 為	91		11.7	
以	の 他	27		3.5	
無	上 の 複 合	260		33.3	
記	入	33		4.2	
計	780		100.0		
全	一 不 実 行 理 由	一			
進	然考へた事なし	830		34.7	
客	んで実行の意なし	530		22.2	
子	観的に不可能	91		3.8	
供	の生れる心配なし	104		4.4	
供	を更に希望する	466		19.5	
主	觀的嫌惡道徳的反対	74		2.9	
其	の 他	54		2.3	
無	記 入	245		10.2	
計	2,391		100.0		

第5表 山村 (調査票配布数 9,931)  
(調査票回收数 7,899)  
(調査票回收率 79.5%)

		不実行者	実行者	計	率
		及実行不実行不明			
総	計	808	7,091	7,899	10.2
	一教 育 程 度 (夫)				
小 学	校	502	5,936	6,438	7.8
中 学	校	220	701	921	23.9
専 門 校	以 上	56	162	218	25.7
無 記	入	30	292	322	9.3
計		808	7,091	7,899	10.2
	一職 業 (夫)				
漁 業	者		5	5	
農 業	者	463	5,018	5,481	8.1
商 業	者	27	209	236	11.4
工 業	者	13	76	89	14.6
労 働	者	51	633	684	7.5
勤 勵	人	213	765	978	21.8
其 の 他		22	145	167	13.1
無 記	入	19	240	259	7.3
計		808	7,091	7,899	10.2
	一実 行 理 由				
経 済	上	217		26.9	
母 体 の 健 康	上	147		18.2	
生 活 向 上 の 為		84		10.4	
其 の 他		33		4.1	
以 上 の 複 合		234		28.9	
無 記	入	93		11.5	
計		808		100.0	
	一不 実 行 理 由				
全然考へた事なし		2,738		38.6	
進んで実行の意なし		998		14.1	
客観的に不可能		489		6.9	
子供の生れる心配なし		93		1.3	
子供を更に希望する		844		11.9	
主観的嫌悪道徳的反対		191		2.7	
其 の 他		110		1.5	
無 記	入	1,628		23.0	
計		7,091		100.0	

第4表 農村 (調査票配布数 18,925)  
(調査票回收数 16,245)  
(調査票回收率 85.8%)

		不実行者	実行者	計	率
		及実行不実行不明			
総	計	1,948	14,297	16,245	12.0
	一教 育 程 度 (夫)				
小 学	校	1,221	10,869	12,090	10.1
中 学	校	459	2,173	2,632	17.4
専 門 校	以 上	191	518	709	26.9
無 記	入	77	737	814	9.5
計		1,948	14,297	16,245	12.0
	一職 業 (夫)				
漁 業	者	3	33	36	8.3
農 業	者	1,139	9,940	11,079	10.3
商 業	者	71	535	606	11.7
工 業	者	32	206	238	13.4
労 働	者	118	1,102	1,220	9.7
勤 勵	人	480	1,637	2,117	22.7
其 の 他		55	316	371	14.8
無 記	入	50	528	578	8.7
計		1,948	14,297	16,245	12.0
	一実 行 理 由				
経 済	上	497			25.5
母 体 の 健 康	上	394			20.2
生 活 向 上 の 為		284			14.6
其 の 他		82			4.2
以 上 の 複 合		392			20.1
無 記	入	299			15.4
計		1,948			100.0
	一不 実 行 理 由				
全然考へた事なし		4,841			33.9
進んで実行の意なし		2,510			17.6
客観的に不可能		881			6.2
子供の生れる心配なし		278			1.9
子供を更に希望する		2,010			14.1
主観的嫌悪道徳的反対		419			2.9
其 の 他		230			1.6
無 記	入	3,128			21.8
計		14,297			100.0

## 結果の概要

二六・一二 第七五号。避妊の実行不実行者別にみた死流産率

に関する一資料—群馬、和歌山、岡山、香川、

鹿児島五県下における出産歴調査からの特殊集

計(篠崎)

二六・一二 第七六号。県別および都市町村別産児制限実態調

査集計結果表—昭和二十四、二十五年度全国一七県

における調査

二六・一二 第七七号。田

二六・一二 第七八号。昭和二五年一三五年

男女年令各才別推計将来人口(昭和二五年一三五

年)

二六・一〇 ○英文資料  
Research-data C. No. 11— Report on Sexual Life of Japanese (N. Shinozaki) April, 1951

## 財団法人人口問題研究会 顧問の追加

二六・七

を図ることとし、新に効果的対策を考究し、これを実施することが必要である。

### 理由

二六・七 第二号、移民と経済開発—ILOの移民対策資料(黒田)

二六・七 第三号、ジャン・ロバン稿「日本の人口問題」(黒田)

二六・七 第四号、佐々木行忠

二六・七 第五号、佐々木行忠

二六・七 第六号、佐々木行忠

二六・七 第七号、佐々木行忠

二六・七 第八号、佐々木行忠

二六・七 第九号、佐々木行忠

二六・七 第十号、佐々木行忠

二六・七 第十一号、佐々木行忠

二六・七 第十二号、佐々木行忠

二六・七 第十三号、佐々木行忠

二六・七 第十四号、佐々木行忠

二六・七 第十五号、佐々木行忠

二六・七 第十六号、佐々木行忠

二六・七 第十七号、佐々木行忠

二六・七 第十八号、佐々木行忠

二六・七 第十九号、佐々木行忠

二六・七 第二十号、佐々木行忠

二六・七 第二十一号、佐々木行忠

二六・七 第二十二号、佐々木行忠

二六・七 第二十三号、佐々木行忠

二六・七 第二十四号、佐々木行忠

二六・七 第二十五号、佐々木行忠

二六・七 第二十六号、佐々木行忠

二六・七 第二十七号、佐々木行忠

二六・七 第二十八号、佐々木行忠

二六・七 第二十九号、佐々木行忠

二六・七 第三十号、佐々木行忠

二六・七 第三十一号、佐々木行忠

二六・七 第三十二号、佐々木行忠

二六・七 第三十三号、佐々木行忠

二六・七 第三十四号、佐々木行忠

二六・七 第三十五号、佐々木行忠

二六・七 第三十六号、佐々木行忠

二六・七 第三十七号、佐々木行忠

## ○中間報告資料

二六・一二 第二号、農村人口收容力調査結果表(静岡県庵原郡興津町)

二六・一二 第三号、農村人口收容力調査結果表(静岡県榛原郡勝間田村)

二六・七 第四号、同右(岡山県兒島郡興除村)

二六・七 第五号、川崎市失業対策事業登録労働者についての職業移動調査集計結果表

二六・七 第六号、農村人口收容力調査結果表(広島県比波郡高村)

二六・七 第八号、同右(岡山県川上郡成羽町)

二六・七 第九号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第十号、同右(岡山県後月郡青野村)

二六・七 第十一号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第十二号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第十三号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第十四号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第十五号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第十六号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第十七号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第十八号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第十九号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第二十号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第二十一号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第二十二号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

二六・七 第二十三号、同右(岡山県邑久郡邑久村)

## ○海外参考資料

二六・一二 第二号、プリンストン大学人口研究所のホルトリ

( 2 )

## I 昭和25年国勢調査結果 (3)

### A 全 国——就業状態、産業別人口

第1表 労働力、非労働力別及び就業状態別人口

労働力、非労働力の 別就業状態	人 口			労働力、非労働力別、就業状態別割合		
	総 数 千人	男 千人	女 千人	総 数	男	女
10才以上総数	62,455	30,242	32,213	100.0	100.0	100.0
労 働 力	36,616	22,485	14,131	58.6	74.4	43.9
非 労 働 力	25,817	7,745	18,072	41.3	25.6	56.1
不 詳	22	11	10	0.0	0.0	0.0
10—13才	6,897	3,484	3,413	100.0	100.0	100.0
労 働 力	307	169	138	4.5	4.9	4.0
非 労 働 力	6,588	3,314	3,275	95.5	95.1	96.0
不 詳	1	1	1	0.0	0.0	0.0
14才以上	55,558	26,758	28,800	100.0	100.0	100.0
労 働 力	36,309	22,316	13,994	65.4	83.4	48.6
就 業 者	35,575	21,811	13,763	64.0	81.5	47.8
{ 従 業 中	34,743	21,363	13,381	62.5	79.8	46.5
{ 休 業 中	831	450	382	1.5	1.7	1.3
完 全 失 業 者	734	505	230	1.3	1.9	0.8
非 労 働 力	19,229	4,431	14,798	34.6	16.6	51.4
通 学	4,620	2,516	2,105	8.3	9.4	7.3
家 事	11,055	260	10,796	19.9	1.0	37.5
働 け な い	2,872	1,246	1,626	5.2	4.7	5.6
その他 及び不詳	681	410	270	1.2	1.5	0.9
就 業 状 態 不 詳	20	11	10	0.0	0.0	0.0

備考 (54頁) 参照

第2表 男女年令階級別、就業状態別人口

(単位 千人)

年 令 区 分	総人口	労 働 力				完全失業者	非 労 働 力	不 詳			
		総 数	就 業 者								
			総 数	従業中	休業中						
総 数											
14才以上総数	55,558	36,309	35,575	34,743	831	734	19,229	20			
14—19才	10,367	5,175	4,996	4,917	79	180	5,189	3			
20—24才	7,714	5,948	5,798	5,670	128	150	1,763	3			
25—29才	6,165	4,305	4,220	4,115	105	85	1,859	2			
30—39才	10,240	7,349	7,227	7,071	157	121	2,890	2			
40—49才	8,484	6,362	6,268	6,130	138	94	2,121	1			
50—59才	6,139	4,327	4,252	4,136	116	75	1,811	1			
60才以上	6,417	2,827	2,798	2,691	107	29	3,588	2			
不 詳	32	16	16	16	0	0	9	6			

第2表 男女年令階級別就業状態別人口(つづき)

年 令 区 分	総人口	労 働 力				非労働力	不詳
		総数	就業者	従業中	休業中		
<b>男</b>							
14才以上総数	26,758	22,316	21,811	21,363	450	505	4,431
14—19才	5,227	2,769	2,667	2,632	35	103	2,456
20—24才	3,815	3,453	3,357	3,296	61	96	361
25—29才	2,811	2,684	2,624	2,572	52	60	126
30—39才	4,725	4,589	4,505	4,424	81	84	134
40—49才	4,224	4,097	4,025	3,946	79	72	126
50—59才	3,096	2,860	2,795	2,725	71	64	236
60才以上	2,845	1,855	1,829	1,759	70	25	989
不詳	15	10	10	10	0	0	2
<b>女</b>							
14才以上総数	28,800	13,994	13,763	13,381	382	230	14,798
14—19才	5,140	2,406	2,329	2,285	44	77	2,733
20—24才	3,899	2,495	2,441	2,373	67	55	1,403
25—29才	3,354	1,621	1,596	1,543	53	25	1,731
30—39才	5,516	2,760	2,722	2,647	75	38	2,756
40—49才	4,261	2,265	2,243	2,184	59	22	1,995
50—59才	3,042	1,467	1,457	1,412	45	10	1,574
60才以上	3,572	972	968	931	38	4	2,599
不詳	17	6	6	6	0	0	7

**割合 (各年令階級別人口 100.0 につき)**

総 数							
14才以上総数	100.0	65.4	64.0	62.5	1.5	1.3	34.6
14—19才	100.0	49.9	48.2	47.4	0.8	1.7	50.1
20—24才	100.0	77.1	75.2	73.5	1.7	1.9	22.9
25—29才	100.0	69.8	68.5	66.7	1.7	1.4	30.2
30—39才	100.0	71.8	70.6	69.1	1.5	1.2	28.2
40—49才	100.0	75.0	73.9	72.3	1.6	1.1	25.0
50—59才	100.0	70.5	69.3	67.4	1.9	1.2	29.5
60才以上	100.0	44.1	43.6	41.9	1.7	0.5	55.9
<b>男</b>							
14才以上総数	100.0	83.4	81.5	79.8	1.7	1.9	16.6
14—19才	100.0	53.0	51.0	50.4	0.7	2.0	47.0
20—24才	100.0	90.5	88.0	86.4	1.6	2.5	9.5
25—29才	100.0	95.5	93.3	91.5	1.8	2.1	4.5
30—39才	100.0	97.1	95.3	93.6	1.7	1.8	2.8
40—49才	100.0	97.0	95.3	93.4	1.9	1.7	3.0
50—59才	100.0	92.4	90.3	88.0	2.3	2.1	7.6
60才以上	100.0	65.2	64.3	61.8	2.5	0.9	34.8
<b>女</b>							
14才以上総数	100.0	48.6	47.8	46.5	1.3	0.8	51.4
14—19才	100.0	46.8	45.3	44.5	0.9	1.5	53.2
20—24才	100.0	64.0	62.6	60.9	1.7	1.4	36.0
25—29才	100.0	48.3	47.6	46.0	1.6	0.7	51.6
30—39才	100.0	50.0	49.3	48.0	1.4	0.7	50.0
40—49才	100.0	53.2	52.6	51.3	1.4	0.5	46.8
50—59才	100.0	48.2	47.9	46.4	1.5	0.3	51.7
60才以上	100.0	27.2	27.1	26.1	1.1	0.1	72.8

備考 (54頁) 参照 「年齢不詳」は実数が小さいため割合を算定しなかつた

( 4 )

第3表 産業(大分類)別、男女別14才以上就業者

産業(大分類)	14才以上就業者			産業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	35,575	21,811	13,763	100.0	100.0	100.0
農 業	16,132	7,819	8,314	45.3	35.8	60.4
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	402	345	56	1.1	1.6	0.4
漁業及び水産養殖業	690	614	76	1.9	2.8	0.6
鉱 建 製	576	511	65	1.6	2.3	0.5
設 造	1,379	1,301	77	3.9	6.0	0.6
卸売業及び小売業	5,646	4,025	1,621	15.9	18.5	11.8
金融、保険及び不動産業	3,835	2,343	1,492	10.8	10.7	10.8
運輸、通信及びその他の公益事業	363	241	121	1.0	1.1	0.9
サ ピ ナ ビ オ 業	1,806	1,608	197	5.1	7.4	1.4
公 公	3,156	1,700	1,456	8.9	7.8	10.6
分類不能の産業及び不詳	1,508	1,251	257	4.2	5.7	1.9
	82	52	30	0.2	0.2	0.2

備考 (54頁) 参照

第4表 産業(小分類)別、男女別14才以上就業者

産業(小分類)	14才以上就業者			産業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	35,575	21,811	13,763	100.0	100.0	100.0
農 業	16,132	7,819	8,314	45.3	35.8	60.4
農	16,132	7,819	8,314	45.3	35.8	60.4
1 農	16,132	7,819	8,314	45.3	35.8	60.4
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	402	345	56	1.1	1.6	0.4
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	402	345	56	1.1	1.6	0.4
漁業及び水産養殖業	690	614	76	1.9	2.8	0.6
漁業及び水産養殖業	690	614	76	1.9	2.8	0.6
3 漁	675	605	72	1.9	2.8	0.5
4 水 産	15	10	5	0.0	0.0	0.0
鉱	576	511	65	1.6	2.3	0.5
鉱	576	511	65	1.6	2.3	0.5
5 金	45	38	7	0.1	0.2	0.1
6 石	462	410	51	1.3	1.9	0.4
7 炭	10	9	1	0.0	0.0	0.0
8 原油及び天然ガス生産業	41	36	5	0.1	0.2	0.0
9 土石採取業	23	18	4	0.1	0.1	0.0
10 他に分類されない非金属鉱業	2	2	0	0.0	0.0	0.0
建 設	1,379	1,301	77	3.9	6.0	0.6
建 設	1,379	1,301	77	3.9	6.0	0.6
11 建 設	1,379	1,301	77	3.9	6.0	0.6

第4表 産業(小分類)別、男女別14才以上就業者(つづき)

産業(小分類)	14才以上就業者			産業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
製造業	5,646	4,025	1,621	15.9	18.5	11.8
食料品製造業						
12 水産食料品製造業	98	54	44	0.3	0.2	0.3
13 調味料及びびん製造業	59	48	11	0.2	0.2	0.1
14 精穀及びびん製粉業	102	76	26	0.3	0.3	0.2
15 ベン及び菓子製造業	234	157	76	0.7	0.7	0.6
16 飲料品製造業	48	37	10	0.1	0.2	0.1
17 その他の食料品製造業	172	115	57	0.5	0.5	0.4
烟草製造業						
18 煙草製造業	38	22	15	0.1	0.1	0.1
紡織業						
19 織糸業	88	20	68	0.2	0.1	0.5
20 紡糸及び糸製造業	219	67	152	0.6	0.3	1.1
21 摻糸及び糸物製造業	39	15	24	0.1	0.1	0.2
22 織物製造業	415	134	280	1.2	0.6	2.0
23 メリヤス製造業	57	24	33	0.2	0.1	0.2
24 染色整理業	73	53	20	0.2	0.2	0.1
25 織及び草製取物繊製品、綿、網製造業	133	60	74	0.4	0.3	0.5
26 その他の紡織業	53	26	27	0.1	0.1	0.2
27 特掲されない紡織業	3	1	2	0.0	0.0	0.0
衣服及び身廻品製造業(草履を含む)						
28 衣服及び身廻品製造業(草履を含む)	154	64	90	0.4	0.3	0.7
木材及び木製品製造業(家具を除く)						
29 木製材業	273	242	31	0.8	1.1	0.2
30 竹、杞柳、藤その他蔓及び茎製容器製造業	52	37	16	0.1	0.2	0.1
31 木製容器製造業(竹、杞柳、藤その他蔓及び茎製容器製造業を除く)	51	46	4	0.1	0.2	0.0
32 木製品履物製造業	38	30	8	0.1	0.1	0.1
33 その他の木製品製造業	88	72	17	0.2	0.3	0.1
家 具 及 び 建 具 製 造 業						
34 家具及び建具製造業	196	187	9	0.6	0.9	0.1
紙及び類似製品製造業						
35 パルプ、紙及び板紙製造業	105	77	27	0.3	0.4	0.2
36 パルプ、紙及び板紙製品製造業	52	29	23	0.1	0.1	0.2
印刷、出版製本及び類似工業						
37 出版業(新聞出版発行を含む)	80	68	12	0.2	0.3	0.1
38 印刷、製本及び類似業(新聞及び出版業を除く)	150	121	29	0.4	0.6	0.2
化 学 工 業						
39 化学肥料製造業	75	66	9	0.2	0.3	0.1
40 製塩業	20	16	4	0.1	0.1	0.0
41 工業薬品製造業(塩及化学肥料を除く)	95	82	13	0.3	0.4	0.1
42 レーヨン及びその他の化学繊維製造業	41	26	16	0.1	0.1	0.1
43 油脂及び石鹼その他の油脂製品製造業	41	33	8	0.1	0.2	0.1
44 医薬品製造業	64	40	24	0.2	0.2	0.2
45 その他の化学製品製造業	47	36	11	0.1	0.2	0.1
46 特掲されない化学工業	2	2	0	0.0	0.0	0.0

第4表 産業(小分類)別、男女別14才以上就業者(つづき)

産業(小分類)	14才以上就業者			産業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
石油及び石炭製品製造業						
47 石油及び石炭製品製造業	27	22	5	0.1	0.1	0.0
ゴム製品製造業						
48 ゴム製品製造業	83	50	33	0.2	0.2	0.2
皮革及び皮革製品製造業						
49 皮革業	10	9	1	0.0	0.0	0.0
50 革製履物及び手袋製造業(擬革製品を含む)	27	23	3	0.1	0.1	0.0
51 皮革製品製造業(革製履物及び手袋を除く)	13	10	2	0.0	0.0	0.0
ガラス及び土石製品製造業						
52 ガラス及びガラス製品製造業	50	39	11	0.1	0.2	0.1
53 建設用粘土製品製造業	64	49	15	0.2	0.2	0.1
54 陶磁器及び関連製品製造業	67	44	23	0.2	0.2	0.2
55 セメント、コンクリート、石膏、漆喰製品製造業	42	36	6	0.1	0.2	0.0
56 石工品製造業	23	22	1	0.1	0.1	0.0
57 その他の非金属鉱物製品製造業	23	17	6	0.1	0.1	0.0
第一 次 金 属 製 造 業						
58 金属製鍊、圧延、合金、鍛造及び鑄造業	340	311	30	1.0	1.4	0.2
金属製品製造業(機械及び車輛を除く)						
59 工物、手工具及び一般金物製造業	80	71	9	0.2	0.3	0.1
60 磁 邸 鉄 器 製 造 業	5	4	1	0.0	0.0	0.0
61 その他の金属製品製造業	184	163	21	0.5	0.7	0.2
機械製造業(電気機械器具を除く)						
62 機械製造業(電気機械器具を除く)	325	296	29	0.9	1.4	0.2
電 气 機 械 器 具 製 造 業						
63 電線及びケーブル製造業	22	16	6	0.1	0.1	0.0
64 電気機械器具製造業(電線及びケーブルを除く)	183	147	36	0.5	0.7	0.3
輸送用機械器具製造業						
65 自動車及び附属品製造業	76	68	8	0.2	0.3	0.1
66 造船及び船舶修理業	179	168	11	0.5	0.8	0.1
67 鉄道車輛及び附属品製造業	47	45	2	0.1	0.2	0.0
68 オートバイ、自転車、リヤカー及び部分品製造業	40	35	5	0.1	0.2	0.0
69 その他の輸送用機械器具製造業	9	9	0	0.0	0.0	0.0
専門機械、理化学用機械、計測器、制御器、写真機、光学機械及び時計製造業						
70 専門機械、理化学用機械、計測器、制御器、写真機、光学機械及び時計製造業	67	54	14	0.2	0.2	0.1
そ の 他 の 製 造 業						
71 玩具、スポーツ及び体育品製造業	36	22	14	0.1	0.1	0.1
72 ペン、シャープペンシルその他事務用画材用品製造業	20	14	6	0.1	0.1	0.0
73 マッサチ製造業	10	4	5	0.0	0.0	0.0
74 そ の 他 の 製 造 業	134	88	46	0.4	0.4	0.3
75 特掲されない製造業	1	0	0	0.0	0.0	0.0

第4表 産業(小分類)別、男女別14才以上就業者(つづき)

産業(小分類)	14才以上就業者			産業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
卸売業及び小売業	千人 3,835	千人 2,343	千人 1,492	10.8	10.7	10.8
卸 売 業						
76 御売業(代理商及び仲立業並びに鉱工業会社の販売支所及び販売事務所(卸売を主とする本社本店を含む)を除く)	706	577	129	2.0	2.6	0.9
77 代 理 商 及 び 仲 立 業	109	92	17	0.3	0.4	0.1
78 鉱工業会社の販売支所及び販売事務所(卸売を主とする本社本店を含む)	12	10	2	0.0	0.0	0.0
小 售 業						
79 酒及び調味料小売業	89	51	38	0.3	0.2	0.3
80 食肉小売業	43	29	14	0.1	0.1	0.1
81 鮮魚介小売業	198	124	74	0.6	0.6	0.5
82 果物野菜小売業	193	109	85	0.5	0.5	0.6
83 パンのその他小売業	295	133	162	0.8	0.6	1.2
84 その他の飲食品小売業	337	199	138	0.9	0.9	1.0
85 各種食品小売業	384	119	264	1.1	0.5	1.9
86 各種商 phẩm小売業	55	27	28	0.2	0.1	0.2
87 各種衣服及び身刺品小売業	356	194	162	1.0	0.9	1.2
88 各種靴及び履物小売業	75	47	29	0.2	0.2	0.2
89 家具及び建具小売業(部屋を含む)	37	32	5	0.1	0.1	0.0
90 医療器具及び化粧品小売業	103	64	39	0.3	0.3	0.3
91 陶磁器及びガラス器小売業	24	17	7	0.1	0.1	0.1
92 金物、荒物、家庭用品及び農耕用品小売業	326	187	139	0.9	0.9	1.0
93 自転車小売業	26	24	2	0.1	0.1	0.0
94 その他の路上運搬機小売業(自転車小売業を除く)	10	9	2	0.0	0.0	0.0
95 玩具、運動具及び娯楽用品小売業	28	17	11	0.1	0.1	0.1
96 その他 小 售 業	427	281	145	1.2	1.3	1.1
97 特掲されない小売業	4	2	2	0.0	0.0	0.0
金融、保険及び不動産業	363	241	121	1.0	1.1	0.9
金融、保険及び不動産業						
98 銀行及びその他の金融業	265	167	97	0.7	0.8	0.7
99 保険業及び保険代理業	85	62	22	0.2	0.3	0.2
100 不動産業	13	11	2	0.0	0.1	0.0
運輸、通信及びその他の公益事業	1,806	1,608	197	5.1	7.4	1.4
運 輸 業						
101 国有鉄道、地方鉄道、及び軌道業	600	568	32	1.7	2.6	0.2
102 道路運送業	305	278	28	0.9	1.3	0.2
103 水運業	156	144	12	0.4	0.7	0.1
104 倉庫業及び保管業	24	20	3	0.1	0.1	0.0
105 運輸に附帯するサービス業	168	151	18	0.5	0.7	0.1
106 特掲されない運輸業	2	2	0	0.0	0.0	0.0
通 信 業						
107 郵便、電信及び電話業	329	243	85	0.9	1.1	0.6
108 ラジオ放送業	9	8	1	0.0	0.0	0.0
そ の 他 の 公 益 事 業						
109 電気、ガス、供給業	180	164	17	0.5	0.8	0.1
110 水道業及び衛生業	32	28	4	0.1	0.1	0.0

( 8 )

第4表 産業(小分類)別、男女別14才以上就業者(つづき)

産業(小分類)	14才以上就業者			産業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
サ 一 ビ ス 業	3,156	1,700	1,456	8.9	7.8	10.6
対個人サービス業						
111 家事サービス業	260	11	249	0.7	0.1	1.8
112 旅館、貸閑、下宿及びその他の宿泊所	165	54	112	0.5	0.2	0.8
113 洗濯業及び染色業	74	53	21	0.2	0.2	0.2
114 理髪、理容業及び浴場業	227	105	122	0.6	0.5	0.9
115 腹物修理工業	24	22	2	0.1	0.1	0.0
116 衣服裁縫修理業	248	64	184	0.7	0.3	1.3
117 その他の対個人サービス業	104	70	34	0.3	0.3	0.2
対事業所サービス業及び修理業(衣服修理業、機械修理業を除く)						
118 対事業所サービス業	85	64	21	0.2	0.3	0.2
119 機械修理業(電気機械器具を除く)	45	42	2	0.1	0.2	0.0
120 電気機械器具修理業	28	26	2	0.1	0.1	0.0
121 自動車修理業及びガレージ業	81	77	4	0.2	0.4	0.0
122 自転車修理業	57	53	4	0.2	0.2	0.0
123 その他の修理業	103	95	9	0.3	0.4	0.1
興行 娯 楽						
124 劇場及び映画業	49	34	15	0.1	0.2	0.1
125 興行娯楽(劇場及び映画業を除く)	126	39	87	0.4	0.2	0.6
専門的サービス業						
126 医療保険業	411	196	214	1.2	0.9	1.6
127 教育	762	472	290	2.1	2.2	2.1
128 法務及び各種の専門的サービス業	72	50	21	0.2	0.2	0.2
129 宗教	115	91	23	0.3	0.4	0.2
130 試験所及び研究所	42	32	10	0.1	0.1	0.1
131 非営利団体(試験所及び研究所を除く)	78	48	30	0.2	0.2	0.2
公 務	1,508	1,251	257	4.2	5.7	1.9
公務						
132 國家事務	485	411	74	1.4	1.9	0.5
133 地方事務	793	645	149	2.2	3.0	1.1
134 進駐軍事務	228	194	34	0.6	0.9	0.2
分類不能の産業及び不詳	82	52	30	0.2	0.2	0.2
分類不能の産業						
135 分類不能の産業	82	52	30	0.2	0.2	0.2

備考 (54頁) 参照

第5表 産業(大分類)別、年令階級別14才以上就業者

産業(大分類)	14才以上 総 数	14—19	20—24	25—39	40—59	60才以上	不 詳
実 数 (単位 千人)							
総 数	35,575	4,996	5,798	11,447	10,520	2,798	16
農 業	16,132	2,232	2,179	4,590	5,127	1,998	7
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	402	56	69	129	121	26	0
漁業及び水産養殖業	690	115	113	200	206	55	0
鉱 业	576	56	113	238	159	9	0
建 設 業	1,379	211	237	440	439	51	1
製 造 業	5,646	1,111	1,044	1,973	1,347	168	3
卸 売 業 及び 小 売 業	3,835	415	506	1,393	1,285	236	2
金融、保険及び不動産業	363	53	84	102	108	14	0
運輸、通信及びその他の公益事業	1,806	185	446	688	463	24	1
サ ビス 業	3,156	412	611	1,094	869	168	1
公 務	1,508	137	382	575	374	41	1
分類不能の産業及び不詳	82	12	12	27	25	7	0
割 合 (各産業を 100.0 とする年令階級別割合)							
総 数	100.0	14.0	16.3	32.2	29.6	7.9	0.0
農 業	100.0	13.8	13.5	28.5	31.8	12.4	0.0
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	100.0	13.9	17.2	32.1	30.1	6.5	0.0
漁業及び水産養殖業	100.0	16.7	16.4	29.0	29.9	8.0	0.0
鉱 业	100.0	9.7	19.6	41.3	27.6	1.6	0.0
建 設 業	100.0	15.3	17.2	31.9	31.8	3.7	0.1
製 造 業	100.0	19.7	18.5	34.9	23.9	3.0	0.1
卸 売 業 及び 小 売 業	100.0	10.8	13.2	36.3	33.5	6.2	0.1
金融、保険及び不動産業	100.0	14.6	23.1	28.1	29.8	3.9	0.0
運輸、通信及びその他の公益事業	100.0	10.2	24.7	38.1	25.6	1.3	0.1
サ ビス 業	100.0	13.1	19.4	34.7	27.5	5.3	0.0
公 務	100.0	9.1	25.3	38.1	24.8	2.7	0.1
分類不能の産業及び不詳	100.0	14.6	14.6	32.9	30.5	8.5	0.0
割 合 (各年令階級を 100.0 とする産業別割合)							
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業	45.3	44.7	37.6	40.1	48.7	71.4	43.8
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	1.1	1.1	1.2	1.1	1.2	0.9	0.0
漁業及び水産養殖業	1.9	2.3	1.9	1.7	2.0	2.0	0.0
鉱 业	1.6	1.1	1.9	2.1	1.5	0.3	0.0
建 設 業	3.9	4.2	4.1	3.8	4.2	1.8	6.3
製 造 業	15.9	22.2	18.0	17.2	12.8	6.0	18.8
卸 売 業 及び 小 売 業	10.8	8.3	8.7	12.2	12.2	8.4	12.5
金融、保険及び不動産業	1.0	1.1	1.4	0.9	1.0	0.5	0.0
運輸、通信及びその他の公益事業	5.1	3.7	7.7	6.0	4.4	0.9	6.3
サ ビス 業	8.9	8.2	10.5	9.6	8.3	6.0	6.3
公 務	4.2	2.7	6.6	5.0	3.6	1.5	6.3
分類不能の産業及び不詳	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.0

備考 (54頁) 参照

(10)

第6表 従業上の地位別14才以上就業者

従業上の地位	就業者数			従業上の地位別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
全就業者	35,575	21,811	13,763	100.0	100.0	100.0
業主	9,297	7,607	1,690	26.1	34.9	12.3
雇用主のある業主	769	680	89	2.2	3.1	0.6
単独の業主	8,528	6,927	1,601	24.0	31.8	11.6
家族従業者	12,248	3,813	8,436	34.4	17.5	61.3
雇用者	13,967	10,357	3,609	39.3	47.5	26.2
一般の雇用者	10,880	8,023	2,856	30.6	36.8	20.8
国、公共団体、進駐軍の雇用者	3,087	2,334	753	8.7	10.7	5.5
従業上の地位不詳	61	35	27	0.2	0.2	0.2

備考 (54頁) 参照

第7表 産業(大分類)別、従業上の地位別14才以上就業者

産業(大分類)	総数	雇用者のある業主	単独の業主	家族従業者	一般の雇用者	国、公共団体及び進駐軍の雇用者	不詳
実 数							
(単位 千人)							
総 数	35,575	769	8,528	12,248	10,880	3,087	61
農林業及び狩猟業(伐木業を含む)	16,132	127	5,193	10,286	510	15	0
402	5	124	86	133	53	0	
漁業及び水産養殖業	690	23	194	165	307	1	0
鉱業	576	3	6	3	563	1	0
建設業	1,379	52	282	73	837	124	0
製造業	5,646	200	560	472	4,387	26	0
卸売業及び小売業	3,835	212	1,354	887	1,332	50	0
金融、保険及び不動産業	363	2	16	5	311	28	0
運輸通信及びその他の公益事業	1,806	13	63	25	1,300	404	0
サービス業	3,156	129	726	245	1,190	866	0
公務	1,508	0	0	0	0	1,508	0
分類不能の産業及び不詳	82	0	9	1	11	2	60
割合(各産業を100.0とする従業上の地位別割合)							
総 数	100.0	2.2	24.0	34.4	30.6	8.7	0.2
農林業	100.0	0.8	32.2	63.8	3.2	0.1	0.0
400	1.2	30.8	21.4	33.1	13.2	0.0	
漁業及び水産養殖業	100.0	3.3	28.1	23.9	44.5	0.1	0.0
鉱業	100.0	0.5	1.0	0.5	97.7	0.2	0.0
建設業	100.0	3.8	20.4	5.3	60.7	9.7	0.0
製造業	100.0	3.5	9.9	8.4	77.7	0.5	0.0
卸売業及び小売業	100.0	5.5	35.3	23.1	34.7	1.3	0.0
金融、保険及び不動産業	100.0	0.6	4.4	1.4	85.7	7.7	0.0
運輸、通信及びその他の公益事業	100.0	0.7	3.5	1.4	72.0	22.4	0.0
サービス業	100.0	4.1	23.0	7.8	37.7	27.4	0.0
公務	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
分類不能の産業及び不詳	100.0	0.0	11.0	1.2	13.4	2.4	73.2

割 合 (各従業上の地位を 100.0 とする産業別割合)

産 業 (大分類)	総 数	雇用者のある業主	單 独 の 主 業	家 族 従 業 者	一 履 用 の 者	國, 公共團 体及び進駐軍の雇用者	不 詳
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業	45.3	16.5	60.9	84.0	4.7	0.5	0.0
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	1.1	0.7	1.5	0.7	1.2	1.7	0.0
漁業及び水産養殖業	1.9	3.0	2.3	1.3	2.8	0.0	0.0
鉱 業	1.6	0.4	0.1	0.0	5.2	0.0	0.0
建 設 業	3.9	6.8	3.3	0.6	7.7	4.3	0.0
製 造 業	15.9	26.0	6.6	3.9	40.3	0.8	0.0
卸 売 業 及 び 小 売 業	10.8	27.6	15.9	7.2	12.2	1.6	0.0
金融、保険及び不動産業	1.0	0.3	0.2	0.0	2.9	0.9	0.0
運輸、通信及びその他の公益事業	5.1	1.7	0.7	0.2	11.9	13.1	0.0
サ ー ビ ス 業	8.9	16.8	8.5	2.0	10.9	28.1	0.0
公 務	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	48.9	0.0
分類不能の産業及び不詳	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	98.4

備考 (54頁) 参照

第8表 失業前の産業(大分類)別14才以上完全失業者

産 業 别 (大 分 類)	14才以上完全失業者			産 業 别 割 合		
	総 数	男	女	総 数	男	女
全 産 業	734	505	230	100.0	100.0	100.0
農 業	18	12	6	2.5	2.4	2.6
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	1	1	0	0.1	0.2	0.0
漁業及び水産養殖業	4	3	0	0.5	0.6	0.0
鉱	15	14	1	2.0	2.8	0.4
建 設 業	18	17	1	2.5	3.4	0.4
製 造 業	82	69	13	11.2	13.7	5.7
卸 売 業 及 び 小 売 業	38	30	8	5.2	5.9	3.5
金融、保険及び不動産業	4	4	1	0.5	0.8	0.4
運輸、通信及びその他の公益事業	18	17	1	2.5	3.4	0.4
サ ー ビ ス 業	23	14	9	3.1	2.8	3.9
公 務	15	13	2	2.0	2.6	0.9
分類不能の産業及び不詳	9	7	3	1.2	1.4	1.3
未 就 業 者	489	304	184	66.6	60.2	80.0

備考 (54頁) 参照

第9表 失業前の従業上の地位別男女別14才以上完全失業者

従 業 上 の 地 位	14 才 以 上 完 全 失 業 者			従 業 上 の 地 位 別 割 合		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	734	505	230	100.0	100.0	100.0
業 家 族 従 業 者	44	37	7	6.0	7.3	3.0
雇 用 者	14	8	6	1.9	1.6	2.6
就 業 者	179	148	31	24.4	29.3	13.5
不 就 業 者	489	304	184	66.6	60.2	80.0
不詳	9	7	3	1.2	1.4	1.3

備考 (54頁) 参照

## B 都道府県——就業状態、産業別人口

第1表 就業状態別14才以上人口 (1) 實 数

(a) 総 数

(単位 千人)

都道府県	14才以上総数	労働力				非労働力				病気老令で働けないもの	その他及不詳		
		総 数	就業者		完全失業者	通学	家事						
			総 数	従業中									
総 数	55,558	36,309	35,575	34,743	831	734	19,229	4,625	11,055	2,872	681	20	
北海道	2,723	1,739	1,712	1,674	38	26	983	213	595	140	35	1	
青森県	817	581	573	560	11	8	236	64	121	41	8	0	
岩手県	870	637	632	620	12	6	232	66	118	41	8	0	
宮城県	1,081	700	688	677	11	11	381	105	206	60	10	1	
秋田県	838	577	570	564	7	7	260	65	148	38	9	0	
山形県	900	623	617	607	10	6	276	71	150	46	8	0	
福島県	1,331	912	898	882	16	14	419	114	218	75	13	1	
茨城県	1,337	968	956	941	15	12	369	103	173	82	11	1	
栃木県	1,002	687	677	663	12	10	315	86	162	57	10	0	
群馬県	1,047	711	700	687	13	11	336	84	185	54	12	0	
埼玉県	1,410	947	934	922	13	13	462	110	263	76	14	1	
千葉県	1,430	961	948	929	19	13	469	117	242	92	19	0	
東京都	4,408	2,445	2,357	2,318	39	87	1,961	465	1,248	184	64	3	
神奈川県	1,688	967	939	923	17	27	720	153	463	79	24	1	
新潟県	1,612	1,153	1,143	1,124	19	10	459	101	256	89	12	0	
富山県	671	481	475	468	7	7	190	47	106	32	5	0	
石川県	637	456	450	444	7	6	182	43	99	32	6	0	
福井県	510	379	375	369	6	3	130	35	69	22	4	0	
山梨県	529	358	353	346	7	5	171	46	94	25	6	0	
長野県	1,390	981	968	929	41	12	408	122	212	61	13	0	
岐阜県	1,029	711	703	688	15	7	317	80	181	46	11	0	
静岡県	1,628	1,062	1,045	1,024	20	17	566	141	323	83	18	1	
愛知県	2,266	1,494	1,470	1,442	29	24	770	177	458	105	28	0	
三重県	992	659	469	630	20	11	331	77	190	51	14	0	
滋賀県	594	414	409	388	20	6	179	48	98	28	6	0	
京都府	1,277	762	737	720	17	25	515	123	312	59	19	0	
大阪府	2,689	1,502	1,439	1,409	30	63	1,186	216	796	129	45	1	
兵庫県	2,276	1,362	1,322	1,291	32	40	912	188	579	108	38	1	
奈良県	535	314	307	302	5	6	221	46	136	30	9	0	
和歌県	678	426	416	405	11	16	253	51	166	28	9	0	
鳥取県	405	287	282	273	9	5	119	36	59	20	5	0	
島根県	606	426	432	420	13	4	170	45	87	33	5	0	
広島県	1,133	761	745	716	29	17	372	107	191	60	15	0	
山口県	1,418	953	932	906	25	22	464	119	256	70	19	0	
徳島県	1,039	685	666	650	17	19	352	86	197	55	14	0	
香川県	582	397	388	378	11	8	185	50	92	34	8	0	
愛媛県	635	415	407	391	16	8	219	57	116	36	10	0	
高知県	1,000	648	636	611	24	12	351	83	197	58	12	0	
福岡県	601	423	414	404	10	9	178	39	93	36	9	0	
佐賀県	2,343	1,420	1,367	1,319	50	53	922	195	561	132	34	1	
長崎県	621	415	406	389	18	9	207	50	113	36	8	0	
熊本県	1,080	705	686	668	18	19	375	83	209	68	16	0	
大分県	1,206	820	801	781	22	19	385	92	197	83	14	1	
宮崎県	832	571	561	544	17	9	262	75	125	52	9	0	
鹿児島県	701	509	503	490	12	6	192	53	93	40	6	0	
鹿児島県	1,165	896	886	865	22	10	269	92	104	65	8	0	

備考 (54頁) 参照

第1表 就業状態別14才以上人口 (1) 実 数

(b) 男

(単位 千人)

都道府県	総 数	労 動 力				非 労 動 力				病気老 令等で 働けな い者	その 他不詳	不 詳		
		就 業 者	完 全 失 業 者	通 学	家 事									
					総 数	就 業 中	休 業 中	通 学	家 事					
総 数	26,758	22,316	21,811	21,363	450	505	4,431	2,516	260	1,246	410	11		
北海道	1,365	1,151	1,132	1,105	27	19	214	117	14	63	22	0		
青森県	397	337	332	326	6	5	60	34	4	17	5	0		
岩手県	423	363	360	354	7	4	58	35	3	17	4	0		
宮城県	530	439	432	426	7	7	90	52	5	25	7	0		
秋田県	407	348	343	338	5	5	60	34	4	19	6	0		
山形県	428	363	359	353	6	4	64	38	4	19	5	0		
福島県	634	532	522	512	9	9	102	59	7	30	7	0		
茨城県	636	534	526	517	9	8	103	55	8	34	6	0		
栃木県	476	395	388	381	6	7	80	45	5	24	6	0		
群馬県	498	420	413	406	7	8	79	44	6	22	7	0		
埼玉県	679	569	560	552	8	9	110	61	10	32	8	0		
千葉県	675	552	543	532	12	9	123	64	9	39	11	0		
東京都	2,221	1,777	1,716	1,687	29	61	443	286	26	89	41	2		
神奈川県	837	692	673	661	13	18	145	86	7	37	15	0		
新潟県	764	655	648	637	11	7	109	56	8	37	7	0		
富山県	318	273	269	265	4	4	45	27	3	13	2	0		
石川県	303	259	255	251	4	4	44	25	2	13	4	0		
福井県	241	207	205	202	3	2	33	19	3	9	2	0		
長野県	251	211	208	204	3	3	40	25	2	10	3	0		
山梨県	659	553	546	533	13	7	106	67	5	25	8	0		
岐阜県	500	427	422	416	6	5	74	44	5	19	6	0		
静岡県	780	652	640	629	11	12	127	75	6	37	9	0		
愛知県	1,077	908	891	876	15	17	168	96	10	47	16	0		
三重県	466	392	384	375	9	7	75	42	5	21	7	0		
滋賀県	278	234	229	223	6	4	45	25	4	12	4	0		
京都府	608	491	475	467	9	16	116	73	6	27	12	0		
大阪府	1,301	1,076	1,031	1,009	22	45	225	120	15	61	28	1		
兵庫県	1,098	911	883	864	18	28	186	101	12	49	24	1		
奈良県	253	209	205	202	3	4	44	24	3	12	5	0		
和歌山县	318	266	260	254	6	6	52	27	4	17	5	0		
鳥取県	189	157	154	149	3	3	33	20	2	8	3	0		
島根県	290	244	242	236	6	3	45	24	3	14	3	0		
広島県	536	446	434	423	11	12	90	51	4	26	9	0		
山口県	674	569	553	541	13	16	105	60	5	30	11	0		
徳島県	503	422	408	399	9	14	82	45	4	24	9	0		
香川県	277	220	224	218	6	6	47	25	3	15	5	0		
愛媛県	300	246	240	232	7	6	54	29	4	15	6	0		
高知県	473	396	387	376	10	8	77	43	3	24	7	0		
福岡県	287	244	238	232	6	6	43	20	2	15	6	0		
佐賀県	1,145	946	910	881	29	36	199	109	29	59	22	0		
長崎県	293	244	238	231	7	6	50	28	2	14	4	0		
熊本県	523	436	423	412	12	13	87	45	4	27	10	0		
大分県	567	470	458	447	11	13	97	50	5	33	9	0		
宮崎県	390	321	315	308	7	6	69	38	3	21	6	0		
鹿児島県	338	287	283	277	6	4	51	28	2	17	4	0		
沖縄県	546	463	456	448	10	7	82	51	2	25	5	0		

備考 (54頁) 参照

第1表 就業状態別14才以上人口 (1) 実 数

(c) 女

(単位 千人)

都道府県	総 数	労 働 力				非 労 働 力				病 気 老 令 等 で 働 け な い も の	そ の 他 及 不 詳	不 詳
		就 業 者		完全 失 業 者	通 学	家 事						
		総 数	従 業 中			休 業 中						
総 数	28,800	13,994	13,763	13,381	382	230	14,798	2,105	10,796	1,626	270	10
北海道	1,357	589	580	569	11	9	769	97	582	76	14	0
青森県	420	244	241	234	5	3	176	30	117	25	4	0
岩手県	447	273	271	267	5	2	174	31	115	24	3	0
宮城県	551	260	256	251	4	4	291	52	200	35	4	0
秋田県	431	231	229	226	3	2	200	31	145	21	3	0
山形県	472	260	258	253	5	2	211	34	146	28	3	0
福島県	697	380	375	369	7	4	317	55	211	45	6	0
茨城県	701	434	431	425	6	4	266	48	166	48	5	0
栃木県	526	292	289	283	6	3	234	41	157	33	4	0
群馬県	549	291	289	282	6	4	257	40	181	32	5	0
埼玉県	732	379	376	371	5	4	352	50	253	44	5	0
千葉県	754	409	405	397	7	4	346	53	233	52	8	0
東京都	2,188	668	641	632	10	26	1,518	179	1,222	94	23	2
神奈川県	850	275	266	262	4	9	576	67	456	42	9	0
新潟県	847	499	495	487	8	3	348	46	248	51	4	0
富山県	353	208	206	204	3	2	145	21	103	18	2	0
石川県	334	197	196	193	3	2	138	19	97	20	2	0
福井県	269	171	170	167	3	1	98	16	66	14	2	0
山梨県	278	147	145	141	3	2	131	21	92	15	3	0
長野県	729	427	422	396	26	5	302	55	207	35	5	0
岐阜県	528	284	282	274	9	2	244	37	176	26	5	0
静岡県	849	410	405	395	10	5	439	67	317	46	9	0
愛知県	1,188	587	580	566	14	7	601	81	448	59	13	0
三重県	525	269	266	255	11	3	257	36	185	29	7	0
滋賀県	316	181	179	165	15	2	135	22	94	17	2	0
京都府	669	271	262	253	9	9	398	51	307	32	8	0
大阪府	1,387	426	408	400	9	18	961	96	781	67	16	0
兵庫県	1,178	452	440	426	13	12	726	85	567	59	14	1
奈良県	282	105	103	101	2	2	177	23	133	17	4	0
和歌県	361	159	156	151	5	3	201	25	161	11	4	0
鳥取県	216	131	129	124	5	2	86	16	56	11	2	0
島根県	318	191	190	183	6	1	126	20	84	19	2	0
広島県	598	315	311	293	18	4	282	57	187	34	6	0
山口県	743	385	379	366	13	6	358	60	252	40	8	0
徳島県	535	264	259	251	8	6	270	41	193	32	5	0
香川県	305	167	164	159	5	3	138	26	89	20	3	0
愛媛県	335	170	167	158	9	2	165	28	113	21	4	0
高知県	526	253	249	234	14	4	273	40	194	34	5	0
福岡県	313	179	176	172	4	3	135	20	91	21	3	0
佐賀県	1,198	474	457	436	22	17	723	86	552	73	12	0
長崎県	329	172	169	159	9	3	157	22	111	22	3	0
熊本県	556	268	262	256	6	6	288	37	205	40	6	0
大分県	639	350	344	333	11	7	288	41	191	49	5	0
宮崎県	442	249	246	236	9	3	193	36	121	31	4	0
鹿児島県	362	222	220	213	6	2	141	25	91	23	2	0
鹿児島県	620	433	429	417	12	4	186	41	103	40	3	0

備考 (54頁) 参照

第2表 就業状態別14才以上人口 (2) 割合

(a) 総数

都道府県	労働力					非労働力				
	総数	就業者		完全失業	通学者	家事	病気老令で働けないもの	その他及び不詳		
		総数	従業中					その他		
総 数	65.4	64.0	62.5	1.5	1.3	34.6	8.3	19.9	5.2	1.2
北海道	63.9	62.9	61.5	1.4	1.0	36.1	7.8	21.9	5.1	1.3
青森	71.1	70.1	68.5	1.3	1.0	28.9	7.8	14.8	5.0	1.0
岩手	73.2	72.6	71.3	1.4	0.7	26.7	7.6	13.6	4.7	0.9
宮城	64.8	63.6	62.6	1.0	1.0	35.2	9.7	19.1	5.6	0.9
秋田	68.9	63.0	67.3	0.8	0.8	31.0	7.8	17.7	4.5	1.1
山形	69.2	68.6	67.4	1.1	0.7	30.7	7.9	16.7	5.1	0.9
福島	68.5	67.5	66.3	1.2	1.1	31.5	8.6	16.4	5.6	1.0
茨城	72.4	71.5	70.4	1.1	0.9	27.6	7.7	12.9	6.1	0.8
栃木	68.6	67.6	66.2	1.2	1.0	31.4	8.6	16.2	5.7	1.0
群馬	67.9	66.9	65.6	1.2	1.1	32.1	8.0	17.7	5.2	1.1
埼玉	67.2	66.2	65.4	0.9	0.9	32.8	7.8	18.7	5.4	1.0
千葉	67.2	66.3	65.0	1.3	0.9	32.8	8.2	16.9	6.4	1.3
東京	55.5	53.5	52.6	0.9	2.0	44.5	10.6	28.3	4.2	1.5
神奈川	57.3	55.6	54.7	1.0	1.6	42.7	9.1	27.4	4.7	1.4
新潟	71.5	70.9	69.7	1.2	0.6	28.5	6.3	15.9	5.5	0.8
富山	71.7	70.8	69.7	1.0	1.0	28.3	7.0	15.8	4.8	0.7
石川	71.6	70.6	69.7	1.1	0.9	28.6	6.8	15.5	5.0	0.9
福井	74.3	73.5	72.4	1.2	0.6	25.5	6.9	13.5	4.3	0.8
山梨	67.7	66.7	65.4	1.3	0.9	32.3	8.7	17.8	4.7	1.1
長野	70.6	69.6	66.8	2.9	0.9	29.4	8.8	15.3	4.4	0.9
岐阜	69.1	68.3	66.9	1.5	0.7	30.8	7.8	17.6	4.5	1.1
静岡	65.2	64.2	62.9	1.2	1.0	34.8	8.7	19.8	5.1	1.1
愛知	65.9	64.9	63.6	1.3	1.1	34.0	7.8	20.2	4.6	1.2
三重	66.4	65.4	63.5	2.0	1.1	33.4	7.7	19.2	5.1	1.4
滋賀	69.7	68.9	65.3	3.4	1.0	30.1	8.1	16.5	4.7	1.0
京都	59.7	57.7	56.4	1.3	2.0	40.3	9.6	24.4	4.6	1.5
大阪	55.9	53.5	52.4	1.1	2.3	44.1	8.0	29.6	4.8	1.7
兵庫	59.8	58.1	56.7	1.4	1.8	40.1	8.3	25.4	4.7	1.7
奈良	58.7	57.4	56.4	0.9	1.1	41.3	8.6	25.4	5.6	1.7
和歌山	62.8	61.4	59.7	1.6	1.5	37.3	7.5	24.5	4.1	1.3
鳥取	70.9	69.6	67.4	2.2	1.2	29.4	8.9	14.6	4.9	1.2
島根	71.9	71.3	69.3	2.1	0.7	28.1	7.4	14.4	5.4	0.8
岡山	67.2	65.8	63.2	2.6	1.5	32.8	9.4	16.9	5.3	1.3
広島	67.2	65.7	63.9	1.8	1.6	32.7	8.4	18.1	4.9	1.3
山口	65.9	64.1	62.6	1.6	1.8	33.9	8.3	19.0	5.3	1.3
徳島	68.2	66.7	64.9	1.9	1.4	31.8	8.6	15.8	5.8	1.4
香川	65.4	64.1	61.6	2.5	1.3	34.5	9.0	18.3	5.5	1.5
愛媛	64.8	63.6	61.1	2.4	1.2	35.1	8.3	19.7	5.8	1.2
高知	70.4	68.9	67.2	1.7	1.5	29.6	6.5	15.5	6.0	1.5
福岡	60.6	58.3	56.3	2.1	2.3	39.4	8.3	23.9	5.6	1.5
佐賀	66.8	65.4	62.6	2.9	1.4	33.3	8.1	18.2	5.8	1.3
長崎	65.3	63.5	61.9	1.7	1.8	34.7	7.7	19.4	6.3	1.5
大分	68.0	66.4	64.8	1.8	1.6	31.9	7.6	16.3	6.9	1.2
宮崎	68.6	67.4	65.4	2.0	1.1	31.5	9.0	15.0	6.2	1.1
鹿児島	72.6	71.8	69.9	1.7	0.9	27.4	7.6	13.3	5.7	0.9
鹿児島	76.9	76.1	74.2	1.9	0.9	23.1	7.9	8.9	5.6	0.7

備考 (54頁) 参照、各都道府県総人口100.0につき、「不詳」は実数が小さいため算定しなかつた

第2表 就業状態別14才以上人口 (2) 割合  
(b) 男

都道府県	総 数	労 動 力			非 労 動 力				病気老 令等及 び働け ない者	その他 及び不 詳
		就 業 者	完 全	失業者	通 学	家 事				
	総 数	総 数	從業中	休業中	失業者	学	事			
総 数	83.4	81.5	79.8	1.7	1.9	16.6	9.4	1.0	4.7	1.5
北海道	84.3	82.9	81.0	2.0	1.4	15.7	8.6	1.0	4.6	1.6
青森県	84.9	83.6	82.1	1.5	1.3	15.1	8.6	1.0	4.3	1.3
岩手県	85.8	85.1	83.7	1.7	0.9	13.7	8.3	0.7	4.0	0.9
宮城県	82.8	81.5	80.4	1.3	1.3	17.0	9.8	0.9	4.7	1.3
秋田県	85.5	84.3	83.0	1.2	1.2	14.7	8.4	1.0	4.7	1.5
山形県	84.8	83.9	82.5	1.4	0.9	15.0	8.9	0.9	4.4	1.2
福島県	83.9	82.3	80.8	1.4	1.4	16.1	9.3	1.1	4.7	1.1
茨城県	84.0	82.7	81.3	1.4	1.3	16.2	8.7	1.3	5.3	0.9
栃木県	83.0	81.5	80.0	1.3	1.5	16.8	9.5	1.1	5.0	1.3
群馬県	84.3	82.9	81.5	1.4	1.6	15.9	8.8	1.2	4.4	1.4
埼玉県	83.8	82.5	81.3	1.2	1.3	16.2	9.0	1.5	4.7	1.2
千葉県	81.8	80.4	78.8	1.8	1.3	18.2	9.5	1.3	5.8	1.6
東京都	80.0	77.3	76.0	1.3	2.7	19.9	12.9	1.2	4.0	1.8
神奈川県	82.7	80.4	79.0	1.6	2.2	17.3	10.3	0.8	4.4	1.8
新潟県	85.7	84.8	83.4	1.4	0.9	14.3	7.3	1.0	4.8	0.9
富山県	85.8	84.6	83.3	1.3	1.3	14.2	8.5	0.9	4.1	0.6
石川県	85.5	84.2	82.8	1.3	1.3	14.5	8.3	0.7	4.3	1.3
福井県	85.9	85.1	83.8	1.2	0.8	13.7	7.9	1.2	3.7	0.8
長野県	84.1	82.9	81.3	1.2	1.2	15.9	10.0	0.8	4.0	1.2
山梨県	83.9	82.9	80.9	2.0	1.1	16.1	10.2	0.8	3.8	1.2
岐阜県	85.4	84.4	83.2	1.2	1.0	14.8	8.8	1.0	3.8	1.2
静岡県	83.6	82.1	80.6	1.4	1.5	16.3	9.6	0.8	4.7	1.2
愛知県	84.3	82.7	81.3	1.4	1.6	15.6	8.9	0.9	4.4	1.5
三重県	84.1	82.4	80.5	1.9	1.5	16.1	9.0	1.1	4.5	1.5
滋賀県	84.2	82.4	80.2	2.2	1.4	16.2	9.0	1.4	4.3	1.4
京都府	80.8	78.1	76.8	1.5	2.6	19.1	12.0	1.0	4.4	2.0
大阪府	82.7	79.2	77.6	1.7	3.5	17.3	9.2	1.2	4.7	2.2
兵庫県	83.0	80.4	78.7	1.6	2.6	16.9	9.2	1.1	4.5	2.2
奈良県	82.6	81.0	79.8	1.2	1.6	17.4	9.5	1.2	4.7	2.0
和歌山県	83.6	81.8	79.9	1.9	1.9	16.4	8.5	1.3	5.3	1.6
鳥取県	83.1	81.5	78.8	1.6	1.6	17.5	10.6	1.1	4.2	1.6
島根県	83.1	83.4	81.4	2.1	1.0	15.5	8.3	1.0	4.8	1.0
広島県	83.2	81.0	78.9	2.1	2.2	16.8	9.5	0.7	4.9	1.7
山口県	84.4	82.0	80.3	1.9	2.4	15.6	8.9	0.7	4.5	1.6
徳島県	83.9	81.1	79.3	1.8	2.8	16.3	8.9	0.8	4.8	1.8
香川県	83.0	80.9	78.7	2.2	2.2	17.0	9.0	1.1	5.4	1.8
愛媛県	82.0	80.0	77.3	2.3	2.0	18.0	9.7	1.3	5.0	2.0
高知県	83.7	81.8	79.5	2.1	1.7	16.3	9.1	0.6	5.1	1.5
福岡県	85.0	82.9	80.8	2.1	2.1	15.0	7.0	0.7	5.2	2.1
佐賀県	82.6	79.5	76.9	2.5	3.1	17.4	9.5	0.8	5.2	1.9
長崎県	83.3	81.2	78.8	2.4	2.0	17.1	9.6	0.7	4.8	1.4
熊本県	83.4	80.9	78.8	2.3	2.5	16.6	8.6	0.8	5.2	1.9
大分県	82.9	80.8	78.8	1.9	2.3	17.1	8.8	0.9	5.8	1.6
宮崎県	82.3	80.8	79.0	1.8	1.5	17.7	9.7	0.8	5.4	1.5
鹿児島県	84.9	83.7	82.0	1.8	1.2	15.1	8.3	0.6	5.0	1.2
大分県	84.8	83.5	82.1	1.8	1.3	15.0	9.3	0.4	4.6	0.9

備考 (54頁) 参照、各都道府県総人口100.0につき、「不詳」は実数が小さいため算定しなかつた

第2表 就業状態別14才以上人口 (2) 割 合

(c) 女

都道府県	労働力					非労働力					その他及び不詳
	総数	就業者	完全失業者	通学	家事	病気老令で働けないもの					
総数	従業中	休業中	数	率	率	率	率	率	率	率	
総 数	48.6	47.8	46.5	1.3	0.8	51.4	7.3	37.5	5.6	0.9	
北海道	43.4	42.7	41.9	0.8	0.7	56.7	7.1	42.9	5.6	1.0	
青森県	58.1	57.4	55.7	1.2	0.7	41.9	7.1	27.9	6.0	1.0	
岩手県	61.1	60.6	59.7	1.1	0.4	38.9	6.9	25.7	5.4	0.7	
宮城県	47.2	46.5	45.6	0.7	0.7	52.8	9.4	36.3	6.4	0.5	
秋田県	53.6	53.1	52.4	0.7	0.5	46.4	7.2	33.6	4.9	0.7	
山形県	55.1	54.7	53.6	1.1	0.4	44.7	7.2	30.9	5.9	0.6	
福島県	54.5	53.8	52.9	1.0	0.6	45.5	7.9	30.3	6.5	0.9	
茨城県	61.9	61.5	60.6	0.9	0.6	37.9	6.8	23.7	6.8	0.7	
栃木県	55.5	54.9	53.8	1.1	0.6	44.5	7.8	29.8	6.3	0.8	
群馬県	53.0	52.6	51.4	1.1	0.7	46.8	7.3	33.0	5.8	0.9	
埼玉県	51.8	51.4	50.7	0.7	0.5	48.1	6.8	34.6	6.0	0.7	
千葉県	54.2	53.7	52.7	0.9	0.5	45.9	7.0	30.9	6.9	1.1	
東京都	30.5	29.3	28.9	0.5	1.2	69.4	8.2	55.9	4.3	1.1	
神奈川県	32.4	31.3	30.8	0.5	1.1	67.8	7.9	53.6	4.9	1.1	
新潟県	58.9	58.4	57.5	0.9	0.4	41.1	5.4	29.3	6.0	0.5	
富山県	58.9	58.4	57.8	0.8	0.6	41.1	5.9	29.2	5.1	0.6	
石川県	59.0	58.7	57.8	0.9	0.6	41.3	5.7	29.0	6.0	0.6	
福井県	63.6	63.2	62.1	1.1	0.4	36.4	5.9	24.5	5.2	0.7	
山梨県	52.9	52.2	50.7	1.1	0.7	47.1	7.6	33.1	5.4	1.1	
長野県	58.6	57.9	54.3	3.6	0.7	41.4	7.5	28.4	4.8	0.7	
岐阜県	53.8	53.4	51.9	1.7	0.4	46.2	7.0	33.3	4.9	0.9	
静岡県	48.3	47.7	46.5	1.1	0.2	51.7	7.8	37.3	5.4	1.1	
愛知県	49.4	48.8	47.6	1.2	0.6	50.6	6.8	37.7	5.0	1.1	
三重県	51.2	50.7	48.6	2.1	0.6	49.0	6.9	35.2	5.5	1.3	
滋賀県	57.3	56.6	52.2	4.7	0.6	42.7	7.0	29.7	5.4	0.6	
京都府	40.5	39.2	37.8	1.3	1.3	59.5	7.6	45.9	4.8	1.2	
大阪府	30.7	29.4	28.8	0.6	1.3	69.3	6.9	56.3	4.8	1.2	
兵庫県	38.4	37.4	36.2	1.1	1.0	61.6	7.2	48.1	5.0	1.2	
奈良県	37.2	36.5	35.8	0.7	0.7	62.8	8.2	47.2	6.0	1.4	
和歌山県	44.0	43.2	41.8	1.4	0.8	55.7	6.9	44.6	3.0	1.1	
鳥取県	60.6	59.7	57.4	2.3	0.9	39.8	7.4	25.9	5.1	0.9	
島根県	60.1	59.7	57.5	1.9	0.3	39.6	6.3	26.4	6.0	0.6	
広島県	52.7	52.0	49.0	3.0	0.7	47.2	9.5	31.3	5.7	1.0	
山口県	51.8	51.0	49.3	1.7	0.8	48.2	8.1	33.9	5.4	1.1	
徳島県	49.3	48.4	46.9	1.5	1.1	50.5	7.7	36.1	6.0	0.9	
香川県	54.8	53.8	52.1	1.6	1.0	45.2	8.5	29.2	6.6	1.0	
愛媛県	50.7	49.9	47.2	2.7	0.6	49.3	8.4	33.7	6.3	1.2	
高知県	48.1	47.3	44.5	2.7	0.8	51.9	7.6	36.9	6.5	1.0	
福岡県	57.2	56.2	55.0	1.3	1.0	43.1	6.4	29.1	6.7	1.0	
佐賀県	39.6	38.1	36.4	1.8	1.4	60.4	7.2	46.1	6.1	1.0	
長崎県	52.3	51.4	48.3	2.7	0.9	47.7	6.7	33.7	6.7	0.9	
熊本県	48.2	47.1	46.0	1.1	1.1	51.8	6.7	36.9	7.2	1.1	
大分県	54.8	53.8	52.1	1.7	1.1	45.1	6.4	29.9	7.7	0.8	
宮崎県	56.3	55.7	53.4	2.0	0.7	43.7	8.1	27.4	7.0	0.9	
鹿児島県	61.3	60.8	58.8	1.7	0.6	39.0	6.9	25.1	6.4	0.6	
鹿児島県	69.8	69.2	67.3	1.9	0.6	30.0	6.6	16.6	6.5	0.5	

備考 (54頁) 参照、各都道府県総人口 100.0 につき、「不詳」は実数が小さいため算定しなかつた

第3表 産業(大分類)別、14才以上就業者 (1) 実 数

都道府県	総 数	農 業	林業及び狩猟業(伐木業を含む)	漁業及び水産養殖業	鉱 業	建設業
総 数	35,575	16,132	402	690	576	1,379
北海道	1,712	684	25	116	118	74
青森県	573	347	7	28	1	16
岩手県	632	397	12	14	13	25
宮城県	688	372	6	17	4	30
秋田県	570	358	10	8	13	22
山形県	617	374	10	2	6	27
福島県	898	526	18	11	26	35
茨城県	956	653	5	12	12	22
栃木県	677	389	8	0	8	20
群馬県	700	391	7	0	5	28
埼玉県	934	527	3	0	2	23
千葉県	948	558	2	34	1	24
東京都	2,357	142	5	7	4	134
神奈川県	929	200	2	14	2	47
新潟県	1,143	685	8	11	6	46
富山県	475	245	3	10	1	22
石川県	450	219	4	16	1	16
福井県	375	181	7	6	0	20
山梨県	353	201	7	0	2	11
長野県	968	588	14	1	2	35
岐阜県	703	335	16	1	6	23
静岡県	1,045	490	17	30	2	35
愛知県	1,470	498	6	21	4	55
三重県	649	298	14	33	2	22
滋賀県	409	229	5	1	1	14
京都府	737	212	6	3	1	25
大阪府	1,429	155	1	3	1	69
兵庫県	1,322	407	15	16	4	58
奈良県	307	138	6	0	0	8
和歌県	416	176	12	17	1	18
鳥取県	282	171	6	3	0	10
島根県	432	257	15	12	1	17
広島県	745	395	12	10	5	25
山口県	932	416	11	16	1	37
徳島県	666	291	8	27	23	26
香川県	388	217	6	12	1	17
愛媛県	407	200	2	13	1	12
高知県	636	314	11	16	4	24
福岡県	414	240	14	23	1	17
佐賀県	1,367	400	3	16	190	53
長崎県	406	207	2	8	29	16
熊本県	686	306	3	42	47	26
大分県	801	469	13	20	12	25
宮崎県	561	330	9	13	2	22
鹿児島県	503	306	12	7	2	24
鹿児島県	886	630	10	18	2	25

備考 (54頁) 参照

(単位 千人)

製造業	卸売業及び 小売業	金融保険及 び不動産業	運輸通信及 びその他の 公益事業	サービス業	公 務	分類不能 及び不詳
5,646	3,835	363	1,806	3,156	1,508	82
194	161	15	124	129	71	2
33	50	3	24	38	24	1
43	41	3	27	40	16	2
45	66	6	34	58	49	1
38	41	3	23	38	17	0
56	48	4	21	45	23	1
78	71	5	35	68	23	1
75	67	4	25	58	22	2
87	70	3	21	52	16	1
102	62	4	24	54	19	1
146	75	8	41	70	38	3
86	93	7	35	75	30	2
715	505	70	162	390	210	12
229	128	13	83	122	97	3
126	94	8	49	79	31	1
76	46	3	19	35	11	1
75	42	5	22	37	14	0
68	35	3	14	28	11	1
48	28	3	15	26	12	1
111	70	6	39	75	25	2
135	70	6	28	55	28	1
188	104	10	47	94	26	2
408	200	18	78	133	49	2
110	62	4	30	52	21	1
60	30	3	20	28	15	1
163	111	13	45	105	48	3
502	286	28	118	192	76	7
340	182	21	96	123	56	4
49	37	3	19	32	13	1
66	46	3	24	37	15	1
23	23	1	11	23	10	1
36	28	2	17	31	15	1
120	65	5	30	56	20	2
155	99	10	57	75	53	2
91	61	5	43	54	35	1
42	33	3	15	28	13	1
50	45	4	20	34	16	2
96	64	4	28	53	19	2
35	30	2	15	26	11	1
236	158	17	92	128	72	3
35	39	3	19	34	13	1
69	64	6	29	60	33	1
69	70	6	30	60	27	2
47	46	3	22	45	23	0
46	40	2	16	31	17	0
44	55	5	24	50	24	0

第4表 産業(大分類)別、14才以上就業者(2)割合

都道府県	農業	林業及び狩猟業(伐木業を含む)	漁業及び水産	鉱業	建設業
総数	45.3	1.1	1.9	1.6	3.9
北青岩宮秋	海道森手城田	40.0 60.6 62.8 54.1 62.8	1.5 1.2 1.9 0.9 1.8	6.8 4.9 2.2 2.5 1.4	6.9 0.2 2.1 0.6 2.3
山福茨炳群	形島城木馬	60.6 58.6 68.3 57.5 55.9	1.6 2.0 0.5 1.2 1.0	0.3 1.2 1.3 0.0 0.0	1.0 2.9 1.3 1.2 0.7
埼千東神新	奈玉葉京川潟	56.4 58.9 6.0 21.3 59.9	0.3 0.2 0.2 0.2 0.7	0.0 3.6 0.3 1.5 1.0	0.2 0.1 0.2 0.2 0.5
富石福山長	山川井梨野	51.6 48.7 48.3 56.9 60.7	0.6 0.9 1.9 2.0 1.4	2.1 3.6 1.6 0.0 0.1	0.2 0.2 0.0 0.6 0.2
岐靜愛三滋	阜南知重賀	47.7 46.9 33.9 45.9 56.0	2.3 1.6 0.4 2.2 1.2	0.1 2.9 1.4 5.1 0.2	0.9 0.2 0.3 0.3 0.2
京大兵奈相	都阪庫良山	28.8 10.8 30.8 45.0 42.3	0.8 0.1 1.1 2.0 2.9	0.4 0.2 1.2 0.0 4.1	0.1 0.1 0.3 0.0 0.2
鳥島岡広山	取根山島口	60.6 59.5 53.0 44.6 43.7	2.1 3.5 2.0 1.2 1.2	1.1 2.8 1.3 1.7 4.1	0.0 0.2 0.7 0.1 3.5
徳香愛高福	島川媛知岡	55.9 49.1 49.4 58.0 29.3	1.5 0.5 1.7 3.4 0.2	3.1 3.2 2.5 5.6 1.2	0.3 0.2 0.6 0.2 13.9
佐長熊大宮麗	賀崎本分崎局	51.0 44.6 58.6 58.8 60.8 71.1	0.5 0.4 1.6 1.6 2.4 1.1	2.0 6.1 2.5 2.3 1.4 2.0	7.1 6.9 1.5 0.4 0.4 0.2

備考 (54頁) 参照

(就業者総数 100.0 につき)

製造業	卸売業及び 小売業	金融保険及 び不動産業	運輸通信及 びその他の 公益事業	サービス業	公 務	分類不能 及び不詳
15.9	10.8	1.0	5.1	8.9	4.2	0.2
11.3	9.4	0.9	7.2	7.5	4.1	0.1
5.8	8.7	0.5	4.2	6.6	4.2	0.2
6.8	6.5	0.5	4.3	6.3	2.5	0.3
6.5	9.6	0.9	4.9	8.4	7.1	0.1
6.7	7.2	0.5	4.0	6.7	3.0	0.0
9.1	7.8	0.6	3.4	7.3	3.7	0.2
8.7	7.9	0.6	3.9	7.6	2.6	0.1
7.8	7.0	0.4	2.6	6.1	2.3	0.2
12.9	10.3	0.4	3.1	7.7	2.4	0.1
14.6	8.9	0.6	3.4	7.7	2.7	0.1
15.6	8.0	0.9	4.4	7.5	4.1	0.3
9.1	9.8	0.7	3.7	7.9	3.2	0.2
30.3	21.4	3.0	6.9	16.5	8.9	0.5
24.4	13.6	1.4	8.8	13.0	10.3	0.3
11.0	8.2	0.7	4.3	6.9	2.7	0.1
16.0	9.7	0.6	4.0	7.4	2.3	0.2
16.7	9.3	1.1	4.9	8.2	3.1	0.0
18.1	9.3	0.8	3.7	7.5	2.9	0.3
13.6	7.9	0.8	4.2	7.4	3.4	0.3
11.5	7.2	0.6	4.0	7.7	2.6	0.2
19.2	10.0	0.9	4.0	7.8	4.0	0.1
18.0	10.0	1.0	4.5	9.0	2.5	0.2
27.8	13.6	1.2	5.3	9.0	3.3	0.1
16.9	9.6	0.6	4.6	8.0	3.2	0.2
14.7	7.3	0.7	4.9	6.8	3.7	0.2
22.1	15.1	1.8	6.1	14.2	6.5	0.4
34.9	19.9	1.9	8.2	13.3	5.3	0.5
25.7	13.8	1.6	7.3	9.3	4.2	0.3
16.0	12.1	1.0	6.2	10.4	4.2	0.3
15.9	11.1	0.7	5.8	8.9	3.6	0.2
8.2	8.2	0.4	3.9	8.2	3.5	0.4
8.3	6.5	0.5	3.9	7.2	3.5	0.2
16.1	8.7	0.7	4.0	7.5	2.7	0.3
16.6	10.6	1.1	6.1	8.0	5.7	0.2
13.7	9.2	0.8	6.5	8.1	5.3	0.2
10.8	8.5	0.8	3.9	7.2	3.4	0.3
12.3	11.1	1.0	4.9	8.4	3.9	0.5
15.1	10.1	0.6	4.4	8.3	3.0	0.3
8.5	7.2	0.5	3.6	6.3	2.7	0.2
17.3	11.6	1.2	6.7	9.4	5.3	0.2
8.6	9.6	0.7	4.7	8.4	3.2	0.2
10.1	9.3	0.9	4.2	8.7	4.8	0.1
8.6	8.7	0.7	3.7	7.5	3.4	0.2
8.4	8.2	0.5	3.9	8.0	4.1	0.0
9.1	8.0	0.4	3.2	6.2	3.4	0.0
5.0	6.2	0.6	2.7	5.6	2.7	0.0

第5表 年令階級別10才以上労働力人口 (1) 実 数

(単位 千人)

都道府県	総 数	10--13	14--19	20--24	25--39	40--59	60以上	不 詳
総 数	36,616	307	5,176	5,948	11,653	10,689	2,827	16
北海道	1,771	33	289	310	581	460	97	0
青森県	586	5	97	101	189	159	34	1
岩手県	649	13	103	106	203	176	49	0
宮城県	704	4	111	134	232	183	38	0
秋田県	583	6	100	100	190	160	28	0
山形県	631	8	104	110	200	174	36	0
福島県	919	8	142	152	288	262	66	0
茨城県	975	7	140	153	307	287	81	1
栃木県	692	5	100	111	218	203	55	0
群馬県	719	9	108	118	220	208	56	0
埼玉県	953	6	143	158	298	273	74	0
千葉県	965	4	129	148	310	295	79	0
東京都	2,450	4	327	457	875	684	100	2
神奈川県	969	3	127	183	330	273	54	0
新潟県	1,191	36	199	186	360	323	84	0
富山県	491	10	72	69	154	144	43	0
石川県	463	7	64	65	149	135	43	0
福井県	284	4	54	57	117	111	41	0
山梨県	363	5	51	58	109	105	33	0
長野県	990	9	121	159	310	300	93	0
岐阜県	716	5	98	114	217	210	72	0
静岡県	1,065	4	154	176	330	313	88	0
愛知県	1,502	7	232	241	471	431	118	0
三重県	662	2	91	102	198	205	63	0
滋賀県	416	2	56	64	126	130	39	0
京都府	764	2	93	121	241	247	62	0
大阪府	1,506	4	224	264	501	446	65	1
兵庫県	1,267	5	178	217	446	418	102	1
奈良県	315	1	39	50	99	98	27	0
和歌県	428	3	55	65	132	136	38	0
鳥取県	288	1	33	42	91	89	31	0
島根県	441	5	56	61	134	133	52	0
広島県	765	4	85	110	236	247	83	0
山口県	963	9	111	139	306	293	104	1
徳島県	689	4	78	103	216	215	72	0
香川県	401	5	52	60	119	121	43	1
高知県	417	2	52	61	132	128	41	0
福井県	655	7	92	99	197	196	65	0
愛媛県	425	3	52	59	126	137	48	0
高崎市	1,426	5	194	252	476	415	83	0
佐賀県	417	1	59	67	130	128	31	0
長崎県	710	5	104	117	223	208	54	0
熊本県	827	7	125	132	254	244	66	0
大分県	574	3	71	87	178	175	58	0
宮崎県	513	4	78	81	158	147	44	0
鹿児島県	918	22	133	128	276	267	94	0

備考 (54頁) 参照

第6表 年令階級別10才以上労働力人口 (2) 割 合

都道府県	総 数	10—13	14—19	20—24	25—39	40—59	60以上
総 数	58.6	4.5	49.9	77.1	71.1	73.1	44.1
北海道	57.1	8.7	53.1	75.6	67.8	70.2	38.0
青森県	62.7	4.3	55.1	83.5	79.1	78.7	44.2
岩手県	65.5	10.7	57.5	84.8	79.6	81.1	52.7
宮城県	57.1	2.6	49.3	80.2	73.0	70.1	34.9
秋田県	60.6	4.8	56.2	84.0	76.9	73.4	37.3
山形県	61.5	6.3	57.1	86.6	78.4	73.1	37.1
福島県	60.3	4.1	52.2	81.3	76.0	76.8	43.4
茨城県	64.1	3.8	54.9	86.4	80.2	82.7	46.8
栃木県	60.4	3.5	50.8	82.8	75.4	78.4	45.1
群馬県	60.4	6.3	53.5	81.9	72.8	75.1	45.9
埼玉県	59.8	3.3	54.2	81.4	72.3	74.2	43.0
千葉県	60.1	2.3	49.6	79.6	75.1	77.2	41.8
東京都	50.8	1.0	42.6	65.8	59.8	60.1	29.2
神奈川県	51.7	1.6	43.2	71.5	60.4	63.2	34.0
新潟県	64.8	16.0	63.4	86.5	78.3	76.7	41.6
富山县	65.3	12.3	57.1	80.2	78.6	80.0	51.8
石川県	65.1	9.6	58.2	81.3	78.4	78.9	48.9
福井県	67.3	6.7	58.1	86.4	81.8	81.0	56.9
長野県	59.8	6.4	50.0	82.9	73.2	74.5	49.3
岐阜県	62.9	4.9	48.6	87.8	78.7	78.9	50.8
静岡県	61.5	3.7	51.3	80.3	74.6	77.5	54.1
愛知県	57.7	1.9	48.7	76.9	71.0	74.2	45.1
三重県	59.1	2.5	53.5	76.8	70.2	73.4	45.6
滋賀県	59.5	1.6	49.7	77.9	72.3	75.6	47.4
京都府	62.7	2.9	51.4	83.1	78.3	79.3	47.0
大阪府	54.1	1.5	41.9	69.1	65.0	68.4	41.6
兵庫県	50.9	1.5	47.5	68.4	58.9	59.9	27.8
奈良県	54.2	2.0	44.6	70.0	64.8	67.1	40.2
和歌山県	52.9	1.6	41.1	69.4	65.6	66.7	39.1
鳥取県	56.5	3.8	45.8	74.7	69.1	73.0	41.8
島根県	63.2	2.0	45.2	80.8	79.8	82.4	53.4
岡山県	64.7	6.6	52.3	82.4	79.8	81.6	54.7
広島県	60.7	3.1	41.7	76.9	75.4	78.4	52.2
山口県	60.9	5.5	45.1	74.7	73.2	77.9	54.7
徳島県	59.3	3.3	42.6	75.2	71.3	77.1	52.9
香川県	60.8	6.5	47.7	78.9	76.3	79.1	50.0
愛媛県	58.4	2.6	43.7	76.3	73.7	76.2	46.6
高知県	57.9	5.3	48.2	73.3	71.1	74.8	47.8
福岡県	63.6	4.5	51.5	78.7	76.4	81.1	53.9
佐賀県	54.3	1.8	45.1	73.0	65.8	68.4	34.9
長崎県	59.1	1.2	49.6	79.8	74.3	75.7	41.3
熊本県	58.3	3.6	51.0	77.0	70.3	74.0	42.5
大分県	60.7	4.4	54.6	82.5	75.1	75.8	42.3
宮崎県	61.3	2.8	45.5	80.6	77.4	79.2	49.6
鹿児島県	64.3	4.1	56.9	82.7	77.8	82.1	53.0
沖縄県	68.5	12.5	57.3	85.9	84.4	87.3	61.8

各年令階級別人口 100.0 につき、不詳は実数が小さいため算定しなかつた  
備考 (54頁) 参照

第7表 従業上の地位別14才以上就業者

都道府県	14才以上就業者(単位千人)				従業上の地位別割合			
	総数	業主	家族従業者	雇用者	不詳	業主	家族従業者	雇用者
総 数	35,575	9,297	12,248	13,967	61	26.1	34.4	39.3
北 海 道	1,712	364	556	790	1	21.3	32.5	46.1
青 岩 手	573	157	269	145	1	27.4	46.9	25.3
岩 宮 城	632	158	299	172	2	25.0	47.3	27.2
秋 田 城	688	174	276	237	1	25.3	40.1	34.4
山 福 茨 栃	570	151	252	167	0	26.5	44.2	29.3
福 岡 城 木	617	165	273	178	1	26.7	44.2	28.8
大 分 木 馬	898	233	404	259	1	25.9	45.0	28.8
大分 城 木 馬	956	271	482	201	2	28.3	50.4	21.0
大分 城 木 馬	677	189	299	187	1	27.9	44.2	27.6
大分 城 木 馬	700	201	290	208	1	28.7	41.4	29.7
埼 千 東 神 新	934	243	386	304	2	26.0	41.3	32.5
新 奈 沢	948	272	414	262	1	28.7	43.7	27.6
奈 沢	2,357	442	237	1,672	7	18.8	10.1	70.9
奈 沢	939	172	165	600	2	18.3	17.6	63.9
奈 沢	1,143	297	519	326	1	26.0	45.4	28.5
富 石 福 山 長	475	125	189	160	1	26.3	39.8	33.7
福 山 長	450	124	164	161	0	27.6	36.4	35.8
福 山 長	375	104	144	127	1	27.7	38.4	33.9
福 山 長	353	111	142	98	1	31.4	40.2	27.8
福 山 長	968	285	410	273	2	29.4	42.4	28.2
岐 静 愛 三 滋	703	201	259	243	1	28.6	36.8	34.6
岐 静 愛 三 滋	1,045	284	373	387	1	27.2	35.7	37.0
岐 静 愛 三 滋	1,470	374	417	678	2	25.4	28.4	46.1
岐 静 愛 三 滋	649	184	225	240	1	28.4	34.7	37.0
岐 静 愛 三 滋	409	119	159	131	0	29.1	38.9	32.0
京 大 兵 奈 和 歌	737	188	178	369	2	25.5	24.2	50.1
奈 和 歌	1,439	299	162	974	6	20.8	11.3	67.7
奈 和 歌	1,322	319	312	687	3	24.1	23.6	52.0
奈 和 歌	307	97	95	115	1	31.6	30.9	37.5
奈 和 歌	416	131	126	158	1	31.5	30.3	38.0
鳥 島 岡 広 山	282	82	127	73	0	29.1	45.0	25.9
鳥 島 岡 広 山	432	131	187	112	1	30.3	43.3	25.9
鳥 島 岡 広 山	745	232	287	224	2	31.1	38.5	30.1
鳥 島 岡 広 山	932	263	313	353	2	28.2	33.6	37.9
鳥 島 岡 広 山	666	175	213	276	1	26.3	32.0	41.4
徳 香 愛 高 福	388	115	162	110	1	29.6	41.8	28.4
徳 香 愛 高 福	407	130	149	125	2	31.9	36.6	30.7
徳 香 愛 高 福	636	194	228	212	1	30.5	35.8	33.3
徳 香 愛 高 福	414	126	173	114	1	30.4	41.8	27.5
徳 香 愛 高 福	1,367	279	324	762	2	20.4	23.7	55.7
佐 長 熊 大 寺 鹿 児	406	111	156	139	0	27.3	38.4	34.2
佐 長 熊 大 寺 鹿 兒	686	179	234	273	0	25.1	34.1	39.8
佐 長 熊 大 寺 鹿 兒	801	241	342	218	1	30.1	42.7	27.2
佐 長 熊 大 寺 鹿 兒	561	167	241	152	0	29.8	43.0	27.1
佐 長 熊 大 寺 鹿 兒	503	146	217	141	0	29.0	43.1	28.0
佐 長 熊 大 寺 鹿 兒	886	291	418	177	0	32.8	47.2	20.0

不詳は実数が小さいため割合を算定しなかつた

備考 (54頁) 参照

## II 第4回人口問題研究所簡速靜止人口表

( 1 ) 男

$x$	$L_x$	$T_x$	$l_x$	$d_x$	$p_x$	$q_x$	$\bar{e}_x$
0	95,467	5,790,626	100,000	6,019	0.93981	0.06019	57.91
1	93,252	5,695,159	93,981	1,289	0.98628	0.01372	60.60
2	92,243	5,601,907	92,692	899	0.99030	0.00970	60.44
3	91,463	5,509,664	91,793	660	0.99281	0.00719	60.02
4	90,921	5,418,201	91,133	424	0.99535	0.00465	59.45
5	90,585	5,327,280	90,709	248	0.99727	0.00273	58.73
6	90,280	5,236,695	90,461	163	0.99820	0.00180	57.89
7	90,235	5,146,315	90,298	126	0.99860	0.00140	56.99
8	90,116	5,056,080	90,172	112	0.99876	0.00124	56.07
9	90,007	4,965,964	90,060	107	0.99881	0.00119	55.14
10	89,902	4,875,957	89,953	103	0.99886	0.00104	54.21
11	89,800	4,786,055	89,850	101	0.99888	0.00112	53.27
12	89,699	4,696,255	89,749	101	0.99887	0.00113	52.33
13	89,591	4,606,556	89,648	114	0.99873	0.00127	51.38
14	89,469	4,516,965	89,534	130	0.99855	0.00145	50.45
15	89,327	4,427,496	89,404	154	0.99828	0.00172	49.52
16	89,160	4,338,169	89,250	181	0.99797	0.00203	48.61
17	88,962	4,249,009	89,069	214	0.99760	0.00240	47.70
18	88,728	4,160,047	88,855	255	0.99713	0.00287	46.82
19	88,452	4,071,319	88,600	296	0.99666	0.00334	45.95
20	88,132	3,982,867	88,304	345	0.99609	0.00391	45.10
21	87,767	3,894,735	87,959	384	0.99564	0.00436	44.28
22	87,368	3,806,968	87,575	414	0.99527	0.00473	43.47
23	86,942	3,719,600	87,161	428	0.99497	0.00503	42.68
24	86,495	3,632,658	86,723	457	0.99473	0.00527	41.89
25	86,020	3,546,163	86,266	473	0.99452	0.00548	41.11
26	85,555	3,460,133	85,793	476	0.99445	0.00555	40.33
27	85,080	3,374,578	85,317	474	0.99445	0.00555	39.55
28	84,610	3,289,498	84,843	467	0.99450	0.00550	38.77
29	84,148	3,204,888	84,376	456	0.99459	0.00541	37.98
30	83,701	3,120,740	83,920	438	0.99478	0.00522	37.19
31	83,266	3,037,039	83,482	432	0.99483	0.00517	36.78
32	82,837	2,953,773	83,050	427	0.99486	0.00514	35.57
33	82,410	2,870,936	82,623	426	0.99484	0.00516	34.75
34	81,982	2,788,526	82,197	431	0.99476	0.00524	33.92

( 26 )

( 1 ) 男

(つづき)

$x$	$L_x$	$T_x$	$I_x$	$d_x$	$p_x$	$q_x$	$\bar{e}_x$
35	81,545	2,706,544	81,766	443	0.99458	0.00542	33.10
36	81,098	2,624,999	81,323	451	0.99445	0.00555	32.28
37	80,642	2,543,901	80,872	461	0.99430	0.00570	31.46
38	80,175	2,463,259	80,411	472	0.99413	0.00587	30.63
39	79,697	2,383,084	79,939	484	0.99394	0.00606	29.81
40	79,208	2,303,387	79,455	495	0.99377	0.00627	28.99
41	78,703	2,224,179	78,960	515	0.99348	0.00652	28.17
42	78,176	2,145,476	78,445	539	0.99313	0.00687	27.35
43	77,623	2,067,300	77,906	566	0.99273	0.00727	26.54
44	77,042	1,989,677	77,340	597	0.99228	0.00772	25.73
45	76,427	1,912,635	76,743	632	0.99176	0.00824	24.92
46	75,777	1,836,208	76,111	668	0.99122	0.00878	24.13
47	75,090	1,760,431	75,443	706	0.99064	0.00936	23.33
48	74,364	1,685,341	74,737	747	0.99001	0.00999	22.55
49	73,595	1,601,977	73,990	790	0.98932	0.01068	21.77
50	72,780	1,537,382	73,200	840	0.98852	0.01148	21.00
51	71,916	1,464,602	72,360	889	0.98771	0.01229	20.24
52	70,999	1,392,686	71,471	944	0.98679	0.01321	19.49
53	70,024	1,321,687	70,527	1,006	0.98574	0.01426	18.74
54	68,985	1,251,663	69,521	1,073	0.98457	0.01543	18.00
55	67,877	1,182,678	68,448	1,143	0.98330	0.01670	17.28
56	66,688	1,114,801	67,305	1,234	0.98166	0.01834	16.56
57	65,403	1,048,113	66,071	1,337	0.97976	0.02021	15.86
58	64,009	982,710	64,734	1,450	0.97760	0.02240	15.18
59	62,499	918,701	63,284	1,571	0.97517	0.02483	14.52
60	60,865	856,202	61,713	1,696	0.97251	0.02749	13.87
61	59,104	795,337	60,017	1,826	0.96957	0.03043	13.26
62	57,213	736,233	58,191	1,956	0.96639	0.03661	12.65
63	55,195	679,020	56,235	2,081	0.96299	0.03701	12.07
64	53,055	623,825	54,154	2,199	0.95940	0.04060	11.52
65	50,802	570,770	51,955	2,307	0.95559	0.04441	10.99
66	48,448	519,968	49,648	2,400	0.95165	0.04835	10.47
67	46,009	471,520	47,248	2,479	0.94754	0.05246	9.98
68	43,499	425,511	44,769	2,540	0.94326	0.05674	9.50
69	40,937	382,012	42,229	2,584	0.93881	0.06119	9.05

( 1 ) 男

(つづき)

$x$	$L_x$	$T_x$	$l_x$	$d_x$	$p_x$	$q_x$	$\hat{e}_x$
70	38,328	341,075	39,645	2,634	0.93357	0.06643	86.0
71	35,696	302,747	37,011	2,631	0.92890	0.07110	8.18
72	33,074	267,051	34,380	2,612	0.92404	0.07596	7.77
73	30,479	233,977	31,768	2,579	0.91883	0.08117	7.37
74	27,921	203,498	29,189	2,537	0.91308	0.08692	6.97
75	25,427	175,577	26,652	2,450	0.90806	0.09194	6.59
76	22,994	150,150	24,202	2,417	0.90013	0.09987	6.20
77	20,597	127,156	21,785	2,376	0.89095	0.10905	5.84
78	18,251	106,559	19,409	2,316	0.88067	0.11933	5.49
79	15,978	88,308	17,093	2,231	0.86950	0.13050	5.17
80	13,803	72,330	14,862	2,119	0.85744	0.14256	4.87
81	11,759	58,527	12,743	1,969	0.84547	0.15453	4.59
82	9,877	46,768	10,774	1,794	0.83350	0.16650	4.34
83	8,180	36,891	8,980	1,601	0.82166	0.17834	4.11
84	6,678	28,711	7,379	1,402	0.81005	0.18995	3.89
85	5,371	22,033	5,977	1,213	0.79698	5.20302	3.69
86	4,255	16,662	4,764	1,018	0.78636	0.21364	3.50
87	3,326	12,407	3,746	840	0.77589	0.22411	3.31
88	2,565	9,081	2,906	683	0.76490	0.23510	3.12
89	1,948	6,516	2,223	550	0.75258	0.24742	2.93
90	1,455	4,568	1,673	437	0.73898	0.26102	2.73
91	1,064	3,113	1,236	345	0.72058	0.27942	2.52
92	756	2,049	891	270	0.69751	0.30249	2.30
93	518	1,293	621	206	0.66882	0.33118	2.08
94	339	775	415	152	0.63356	0.36644	1.87
95	210	436	263	106	0.59745	0.40255	1.66
96	121.15	225.72	157	71,70	0.54330	0.45670	1.44
97	63.07	104.57	85.30	44.46	0.47875	0.52125	1.23
98	28.24	41.5024	40.84	25.20	0.38300	0.61700	1.02
99	10.07	13.2624	15.64	11.15	0.28725	0.71275	0.85
100	2.68	3.1924	4.49	3.63	0.19150	0.80850	0.71
101	0.4712	0.5124	0.860	0.7777	0.09575	0.90425	0.60
102	0.0412	0.0412	0.0823			1.00000	0.50

備考 (54頁) 参照

( 28 )

(2) 女

$x$	$L_x$	$T_x$	$l_x$	$d_x$	$p_x$	$q_x$	$\bar{e}_x$
0	95,184	6,109,212	100,000	5,335	0.94665	0.05335	61.09
1	93,933	6,014,028	94,665	1,313	0.98613	0.01387	63.53
2	92,908	5,920,095	93,352	889	0.99048	0.00952	63.42
3	92,136	5,827,187	92,463	655	0.99292	0.00708	63.02
4	91,598	5,735,051	91,808	421	0.99541	0.00459	62.47
5	91,268	5,643,453	91,387	239	0.99738	0.00262	61.75
6	91,075	5,552,195	91,148	147	0.99839	0.00161	60.91
7	90,947	5,461,110	91,001	109	0.99880	0.00120	60.01
8	90,844	5,370,163	90,892	96	0.99894	0.00106	59.08
9	90,750	5,279,319	90,796	93	0.99898	0.00102	58.14
10	90,657	5,188,569	90,703	92	0.99899	0.00101	57.20
11	90,564	5,097,912	90,611	95	0.99895	0.00105	56.26
12	90,463	5,007,348	90,516	107	0.99882	0.00118	55.32
13	90,349	4,916,885	90,409	120	0.99867	0.00133	54.38
14	90,220	4,826,536	90,289	139	0.99846	0.00154	53.46
15	90,025	4,736,316	90,150	250	0.99822	0.00178	52.54
16	89,809	4,646,291	89,900	183	0.99796	0.00204	51.68
17	89,611	4,556,482	89,717	212	0.99764	0.00236	50.79
18	89,384	4,466,871	89,505	243	0.99726	0.00274	49.91
19	89,125	4,377,487	89,262	274	0.99687	0.00313	49.04
20	88,820	4,288,362	88,988	317	0.99644	0.00356	48.19
21	88,498	4,199,532	88,671	347	0.99609	0.00391	47.36
22	88,138	4,111,034	88,324	373	0.99578	0.00422	46.54
23	87,755	4,022,896	87,951	393	0.99553	0.00447	45.74
24	87,353	3,935,141	87,558	410	0.99532	0.00468	44.94
25	86,937	3,847,788	87,148	423	0.99515	0.00485	44.15
26	86,512	3,760,851	86,725	427	0.99508	0.00492	43.37
27	86,085	3,674,339	86,298	426	0.99506	0.00494	42.58
28	85,661	3,558,244	85,872	423	0.99507	0.00493	41.79
29	85,241	3,502,593	85,449	416	0.99513	0.00487	40.99
30	84,831	3,417,352	85,033	405	0.99524	0.00476	40.19
31	84,429	3,322,521	84,628	399	0.99528	0.00472	39.38
32	84,030	3,248,092	84,229	398	0.99528	0.00472	38.56
33	83,633	3,164,062	83,831	397	0.99526	0.00474	37.74
34	83,234	3,080,429	83,434	400	0.99520	0.00480	36.92

( 2 ) 女

(つづき)

$x$	$L_x$	$T_x$	$l_x$	$d_x$	$p_x$	$q_x$	$\bar{e}_x$
35	82,831	2,997,195	83,034	407	0.99510	0.00490	36.10
36	82,422	2,914,364	82,627	411	0.99502	0.00498	35.27
37	82,007	2,831,942	82,216	418	0.99491	0.00509	34.45
38	81,585	2,749,935	81,798	426	0.99479	0.00521	33.62
39	81,155	2,668,350	81,372	434	0.99467	0.00533	32.79
40	80,717	2,587,195	80,938	442	0.99454	0.00546	31.97
41	80,270	2,506,478	80,496	453	0.99437	0.00563	31.14
42	79,810	2,426,208	80,043	467	0.99417	0.00583	30.31
43	79,335	2,346,398	79,576	482	0.99394	0.00606	29.49
44	78,844	2,267,063	79,094	501	0.99367	0.00633	28.66
45	78,335	2,188,219	78,593	516	0.99343	0.00657	27.84
46	77,806	2,109,884	78,077	542	0.99306	0.00694	27.02
47	77,250	2,032,078	77,535	570	0.99265	0.00735	26.21
48	76,665	1,954,824	76,965	601	0.99219	0.00781	25.40
49	76,047	1,878,163	76,364	635	0.99168	0.00832	24.59
50	75,387	1,802,116	75,729	684	0.99097	0.00903	23.80
51	74,687	1,726,729	75,045	717	0.99045	0.00955	23.01
52	73,953	1,652,042	74,328	750	0.98991	0.01009	22.23
53	73,185	1,578,089	73,578	786	0.98932	0.01068	21.45
54	72,380	1,504,904	72,792	825	0.98867	0.01133	20.67
55	71,539	1,432,574	71,967	857	0.98809	0.01191	19.91
56	70,650	1,360,985	71,110	921	0.98705	0.01295	19.14
57	69,690	1,290,335	70,189	998	0.98578	0.01422	18.38
58	68,647	1,220,645	69,191	1,088	0.98428	0.01572	17.64
59	67,510	1,151,998	68,103	1,187	0.98257	0.01743	16.92
60	66,261	1,084,488	66,916	1,310	0.98042	0.01958	16.21
61	64,900	1,018,227	65,606	1,412	0.97848	0.02152	15.52
62	63,439	953,327	64,194	1,510	0.97647	0.02353	14.85
63	61,880	889,888	62,684	1,608	0.97435	0.02565	14.20
64	60,224	828,008	61,076	1,705	0.97209	0.02791	13.56
65	58,479	767,784	59,371	1,784	0.96995	0.03005	12.93
66	56,641	709,305	59,587	1,892	0.96715	0.03285	12.32
67	54,692	652,664	55,695	2,006	0.96399	0.03601	11.72
68	52,629	597,972	53,689	2,121	0.96050	0.03950	11.14
69	50,452	545,343	51,568	2,233	0.95670	0.04330	10.58

( 30 )

( 2 ) 女

(つづき)

$x$	$L_x$	$T_x$	$l_x$	$d_x$	$P_x$	$q_x$	$\dot{e}_x$
70	48,145	494,891	49,335	2,379	0.95178	0.04822	10.03
71	45,729	446,746	46,956	2,455	0.94771	0.05229	9.51
72	43,244	401,017	44,501	2,515	0.94348	0.05652	9.01
73	40,704	357,773	41,986	2,564	0.93893	0.06107	8.52
74	38,119	317,069	39,422	2,607	0.93386	0.06614	8.04
75	35,522	278,950	36,815	2,586	0.92976	0.07024	7.58
76	32,901	243,428	34,229	2,657	0.92237	0.07763	7.11
77	30,209	210,527	31,572	2,727	0.91364	0.08636	6.68
78	27,457	180,318	28,845	2,776	0.90375	0.09625	6.25
79	24,674	152,861	26,069	2,790	0.89297	0.10703	5.86
80	21,892	128,187	23,279	2,774	0.88082	0.11918	5.51
81	19,167	106,295	20,505	2,676	0.86949	0.13051	5.18
82	16,566	87,128	17,829	2,527	0.85829	0.14171	4.89
83	14,134	70,562	15,302	2,337	0.84730	0.15270	4.61
84	11,905	56,428	12,965	2,120	0.83651	0.16349	4.35
85	9,894	44,523	10,845	1,902	0.82462	0.17538	4.11
86	8,113	34,629	8,943	1,661	0.81425	0.18575	3.87
87	6,567	26,516	7,282	1,430	0.80361	0.19639	3.64
88	5,244	19,949	5,852	1,217	0.79203	0.20797	3.41
89	4,122	14,705	4,635	1,026	0.77870	0.22130	3.17
90	3,188	10,583	3,609	842	0.76681	0.23319	2.93
91	2,416	7,395	2,767	703	0.74587	0.25413	2.67
92	1,774	4,979	2,064	581	0.71867	0.28133	2.41
93	1,250	3,205	1,483	467	0.68523	0.31477	2.16
94	836	1,955	1,016	360	0.64553	0.35447	1.92
95	529	1,119	656	255	0.61196	0.38804	1.71
96	312	590.23	401	178	0.55565	0.44435	1.47
97	166	278.23	223	114	0.48897	0.51103	1.25
98	75.8	112.23	109	66.4	0.39118	0.60882	1.03
99	27.5	36.43	42.6	30.1	0.29338	0.70662	0.86
100	7.47	8.930	12.5	10.06	0.19559	0.80441	0.71
101	1.34	1.460	2.44	2.201	0.09779	0.90221	0.60
102	0.120	0.120	0.239	0.239	0.00000	1.00000	0.50
103							

備考 (54頁) 参照

## 備考

## 資料の出所: —

- I, A, 第1, 2表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その3, 全国人口の就業状態」昭和26年12月6日(国速B-3)による。  
 第3-5表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その6, 全国之産業別就業者」昭和27年2月23日(国速B-6)による。  
 第6, 7表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その7, 従業上の地位, 産業及び従業上の地位別就業者」昭和27年2月23日(国速B-7)による。  
 第8, 9表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その10, 全国之完全失業者」昭和26年11月24日(国速B-10)による。
- B, 第1, 5表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その3, 都道府県及び6大都市別人口の就業状態」昭和26年12月6日(国速B P-3)による。  
 第3, 7表……総理府統計局「昭和25年国勢調査10%抽出集計による結果速報, その7, 都道府県及び6大都市別産業及び従業上の地位」昭和27年2月23日(国速B P-7)による。  
 第2, 4, 6表及び第7表うち割合については, 実数に基づいて人口問題研究所において算定したもの。
- II, 将来人口の推計, 出生率及び死亡率の研究等り必要から, 人口問題研究所においては昭和22年以降毎年資料の得られる限り速かに, 簡速静止人口表を算定してきた。この静止人口表は前回(第3回)に引きつづき, 昭和25年4月1日から昭和26年3月31日までの事実につき, 人口動態統計毎月概数によつて算定したものである。基礎人口は昭和25年国勢調査の結果を用い, 死亡率の算定は前回同様, G. King の Abridged Mortality Table 作成の方法によつているが, 15才未満の若年令と55才以上の高年令に対する死亡率については別途の方法を講じた。本表は部内の研究上, 迅速なる利用に供するため, 人口問題研究所研究資料第72号(昭和26年10月1日)として謄写印刷に附したが, 利用の便宜上ここに集録することとした。本表の作成は人口問題研究所高木尚文がこれを担当したものである。  
 なお文字の名称は次の通りである。  
 $x$  ……年令  $L_x$  …… $x$ 才の生存年数(静止人口),  $T_x$  …… $x$ 才以後の生存延年数(静止人口の合計),  $I_x$  …… $x$ 才の生存数,  $d_x$  …… $x$ 才の死亡数,  $p_x$  …… $x$ 才の生存率,  $q_x$  …… $x$ 才の死亡率,  $\bar{e}_x$  …… $x$ 才の完全平均余命

## 抽出集計の結果数字の信頼性: —

Iの各表の実数は, すべて抽出集計に基づく推計数であるから, いわゆる標本誤差を含んでいる。一般的に言へば, この標本誤差は小さな推計数字に対するものほど大きく, 大きな推計数字に対するものほど小さい, 次の表は種々の大きさの推計数に対する標本誤差の大体の大きさを示すものである。推計数字と悉皆集計すれば得られるであろう値との差が次表に示される標準誤差以内になる確率は約3分の2であり, それが次表に示される標準誤差の2倍以内になる確率は約20分の19である。

(32)

## a 推計数の標準誤差

推計数の大 きさ	(1)				(2)			
	標準誤差		標準誤差の2倍		標準誤差		標準誤差の2倍	
	実 数	推計数に對 する割合 %	実 数	推計数に對 する割合 %	実 数	推計数に對 する割合 %	実 数	推計数に對 する割合 %
80,000,000	160,000	0.2	320,000	0.4	160,000	0.2	320,000	0.4
50,000,000	100,000	0.2	200,000	0.4	100,000	0.2	200,000	0.4
30,000,000	60,000	0.2	120,000	0.4	60,000	0.3	120,000	0.6
20,000,000	60,000	0.3	120,000	0.6	60,000	0.3	120,000	0.6
10,000,000	30,000	0.3	60,000	0.6	40,000	0.4	80,000	0.8
5,000,000	15,000	0.3	30,000	0.6	25,000	0.5	50,000	1.0
3,000,000	9,000	0.3	18,000	0.6	15,000	0.5	30,000	1.0
2,000,000	6,000	0.3	12,000	0.6	12,000	0.6	24,000	1.2
1,000,000	4,000	0.4	8,000	0.8	8,000	0.8	16,000	1.6
500,000	2,000	0.4	4,000	0.8	6,000	1.2	12,000	2.4
300,000	1,800	0.6	3,600	1.2	4,200	1.4	8,400	2.8
200,000	1,200	0.6	2,400	1.2	3,400	1.7	6,800	3.4
100,000	900	0.9	1,800	1.8	2,200	2.2	4,400	4.4
50,000	600	1.2	1,200	2.4	1,400	2.8	2,800	5.6
30,000	450	1.5	900	3.0	960	3.2	1,920	6.4
20,000	400	2.0	800	4.0	720	3.6	1,440	7.2
10,000	300	3.0	600	6.0	450	4.5	900	9.0
5,000	250	5.0	500	10.0	400	8.0	800	16.0
3,000	180	6.0	360	12.0	360	12.0	720	24.0
2,000	160	8.0	320	16.0	320	16.0	640	32.0
1,000	150	15.0	300	30.0	300	30.0	600	60.0

(1)…I, A, 第1, 2, 8, 9表, B, 第1, 5表

(2)…I, A, 第3—7表, B, 第3, 7表

また I, [B] の各都道府県の数字に対する標準誤差を求めるにはまずそれぞれの項目に関する全国推計数の変異係数（標準誤差の推計数に対する割合）を a 表から求める。これに次の b 表の乗数を乗じてその都道府県の変異係数を求め、各都道府県の推計数にこの変異係数を乗すれば標準誤差が得られる。

## b 都道府県に対する乗数

都道府県	乗 数	都道府県	乗 数	都道府県	乗 数	都道府県	乗 数	都道府県	乗 数
北海道	4.0	埼玉県	6.0	岐阜県	6.5	鳥取県	10.0	佐賀県	9.5
青森県	8.0	千葉県	6.5	静岡県	6.0	島根県	9.0	長崎県	7.0
岩手県	8.0	東京都	3.5	愛知県	4.5	岡山県	6.5	熊本県	7.0
宮城県	7.0	神奈川県	5.5	三重県	7.0	広島県	5.5	大分県	8.0
秋田県	8.0	新潟県	5.5	滋賀県	9.0	山口県	7.0	福岡県	8.5
山形県	7.5	富山县	8.5	京都府	5.5	徳島県	9.5	鹿児島県	6.5
福島県	6.0	石川県	8.5	大阪府	4.5	香川県	9.0		
茨城県	6.5	福井県	9.0	兵庫県	4.5	媛知高福岡	7.0		
群馬県	7.5	山梨県	9.5	奈良県	9.5		8.5		
	7.0	長野県	6.0	和歌山县	8.5		5.0		

また推計数はすべて4捨5入して千位にとどめてあるから、個々の数字を合計しても必ずしも総数に合わない。500未満の推計数は「0」とし、500以上1,500未満は「1,000」としてある。実数の性質上、割合についても個々の数字を合しても総数に合わない場合がある。なお割合のうち「0.0」は0.005未満を示している。なお標本抽出の方法、調査の範囲等については上記の資料を参照のこと。